

だい よ じ そう か し しょう しゃけいかく
第四次草加市 障がい者計画

だい き そう か し しょう ふくしけいかく
第7期草加市 障がい福祉計画

だい き そう か し しょう じ ふくしけいかく
第3期草加市 障がい児福祉計画

れいわ ねん ねん がつ
令和6年(2024年)3月

そう か し
草加市

は じ め に

本市では、平成30年(2018年)に障害者基本法に基づく「第三次草加市障がい者計画」、令和3年(2021年)に障害者の日常生活及社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)に基づく「第6期草加市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第2期草加市障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて障がいのある人もない人も地域で安心して生活できるまちづくりに努めてきました。

この間、少子高齢化・人口減少という社会構造の変化などを踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしや地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」が求められるようになってきました。障がいのある人についても、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、様々な法制度の改正がされています。

令和4年(2020年)に一部改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実やサービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われました。

また、同年、一部改正された児童福祉法では、こどもや子育て家庭をめぐる社会環境の変化に対応する様々な支援策の整備が行われています。

こうした状況への対応や新たな課題を踏まえた上で、本市における障がい者全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた「第四次草加市障がい者計画」、障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を定めた「第7期草加市障がい福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を定めた「第3期草加市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

障がいのある人もない人も、年齢や性別に関わらず、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現を目標とし、対話を大切にしながら、障がいのある人だけでなく、高齢者・若者・乳児まで「だれ一人取り残さない」福祉、「だれもが幸せなまち草加」を目指し、市民の皆さまとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ってまいりたいと考えております。

今後とも障がい福祉施策への皆さまのご協力とご支援をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するに当たり、貴重なご意見、ご提言等様々なご協力をいただきました皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和6年(2024年)3月

目次

だい ぺん そうろん 第1編 総論

だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

1	けいかく がいよう 計画の概要	3
2	けいかく い ち づ きかん 計画の位置付けと期間	3
3	けいかく たいしょうしゃ 計画の対象者	5
4	けいかく さくていたいせい 計画の策定体制	6
5	ほうせいど どうこう 法制度の動向	8
6	しょう しゃしさく かいごほけんせいど かんけい 障がい者施策と介護保険制度の関係	13
7	こ こそだ しえんほう しょう じしさく かんけい 子ども・子育て支援法と障がい児施策との関係	13

だい しょう し しょう ひと じ と ま げんじょう 第2章 市の障がいのある人(児)を取り巻く現状

1	し そうじんこう すいいおよ しょうらいすいけい 市の総人口の推移及び将来推計	14
2	しょう ひと じ がいきょう 障がいのある人(児)の概況	16
3	しょう ひと じ にんずう しょうらいすいけい 障がいのある人(児)の人数の将来推計	22

だい へん だいよじそうかししょう しゃけいかく 第2編 第四次草加市障がい者計画

だい しょう けいかく きほんてきほうこう 第1章 計画の基本的方向

1	きほんりねん きほんほうしん きほんもくひょう 基本理念・基本方針・基本目標	27
2	じゅうてんしさく 重点施策	28

だい しょう ぶんやべつしさく てんかい 第2章 分野別施策の展開

1	ちから の りょういく きょういく こどもの力を伸ばす[療育・教育]	30
2	せいかつ しつ い じ こうじょう せいかつしえん 生活の質を維持する・向上させる[生活支援]	34
3	はたら し く こよう しゅうぎょう いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業]	47
4	しみん ふくしいしき たか けいはつ こうほう 市民の福祉意識を高める[啓発・広報]	62
5	じょうほう しえん けいはつ こうほう 情報・コミュニケーションを支援する[啓発・広報]	72

6	安全で快適な生活空間を確保する[生活環境]	79
7	防犯・防災体制を強化する[生活環境]	84
8	健康を維持・増進・回復する[保健・医療]	89
9	参画できる仕組みをつくる[スポーツ・文化・まちづくり]	94

第3編 第7期草加市障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え

1	計画の基本的な考え	103
2	計画の重点テーマ「市民が相談しやすい環境の整備」	105

第2章 地域生活、一般就労への移行の目標値

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	107
2	福祉施設利用者の一般就労への移行等	108
3	福祉施設利用者の一般就労への移行等の詳細	109
4	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム【重点テーマ】	111
5	地域生活支援拠点等の確保・充実【重点テーマ】	111
6	相談支援体制の充実・強化等【重点テーマ】	112
7	障害福祉サービス等の質の向上	112

第3章 サービス量の推計と確保策

1	障害福祉サービスの事業体系	113
2	障害福祉サービスの施策体系	114
3	障がい者福祉に係る市内関連施設	115
4	在宅生活への支援	118
5	日中活動への支援	123
6	居住の場への支援	133

7	相談支援.....	136
8	自立支援医療及び補装具.....	137
9	地域生活支援事業.....	138

第4編 第3期草加市障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え

1	計画の基本理念.....	147
2	計画の基本方針.....	148
3	成果目標.....	148

第2章 障がい児支援の取組

1	障害児福祉サービスの体系.....	150
2	障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策.....	151
3	その他の障がい児支援等の取組.....	156

第5編 計画の円滑な推進

第1章 体制の確立

1	提供体制の確立.....	163
2	情報提供体制の拡充.....	164

第2章 計画推進への取組

1	具体的な施策.....	165
2	点検・評価体制.....	166

しりょうへん 資料編

1	けいかくさくてい がいよう 計画策定の概要	169
2	そうかししょう しゃけいかくとうすいしんいいんかいせっちようこう 草加市 障がい者計画等推進委員会設置要綱	171
3	そうかししょう しゃけいかくとうすいしんいいんかいいいんめいぼ 草加市 障がい者計画等推進委員会委員名簿	173
4	そうかししょう しゃけいかくとうすいしんけんとうかいせっちようこう 草加市 障がい者計画等推進検討会設置要綱	174
5	そうかししょう しゃけいかくとうすいしんけんとうかいいいんめいぼ 草加市 障がい者計画等推進検討会委員名簿	176
6	そうかししょう じ しえんきょうぎかいせっちようこう 草加市 障がい児支援 協議会設置要綱	177
7	そうかししょう じ しえんきょうぎかいいいんめいぼ 草加市 障がい児支援 協議会委員名簿	179
8	ようご かいせつ 用語の解説	180

※本計画書における「障がい」の表記について

「障がい」の表記について、法令等に定めがあるものを除き、原則として
「障がい」と表記します。

だい ぺん そうろん
第1編 総論

だい ぺん そうろん 第1編 総論

だい しょう けいかく がいよう 第1章 計画の概要

1 けいかく がいよう 計画の概要

だい よ じ そう か し しょう しゃけいかく しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい こう きてい もと しちようそんしょうがい
第四次草加市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害
者計画」として、本市における障がい者全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画
です。

だい き そう か し しょう ふくしけいかく しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
第7期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)第88条第1項の規定に基づく「市町村障害
福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりや
サービスを確保するための方策等を定めた計画です。

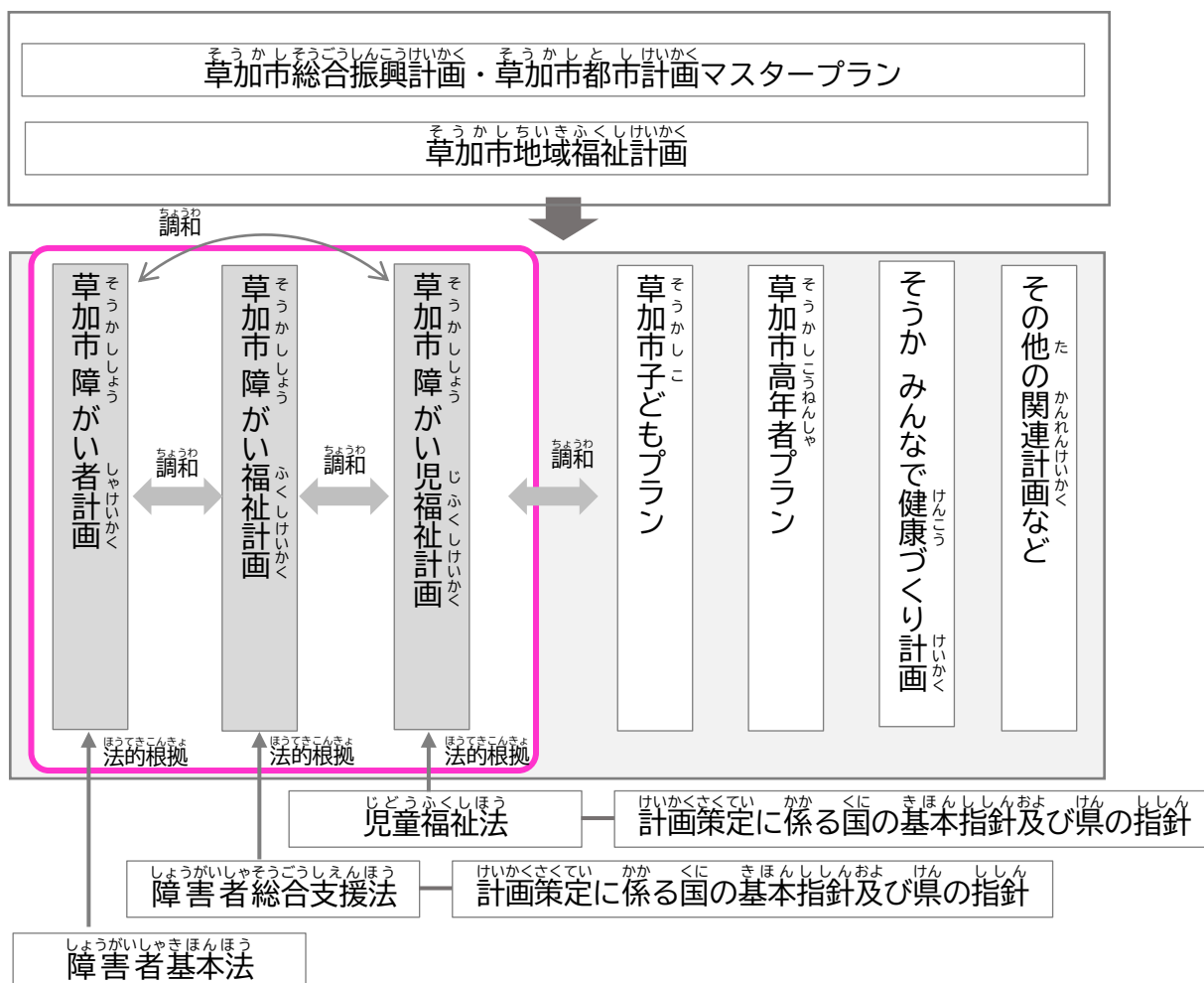
だい き そう か し しょう じふくしけいかく じどうふくしほうだい じょう きてい もと しちようそんしょうがい
第3期草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児
福祉計画」として、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的
な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。

2 けいかく い ち づ きかん 計画の位置付けと期間

だい よ じ そう か し しょう しゃけいかく れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど ねんど
第四次草加市障がい者計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6
年間の計画です。

だい き そう か し しょう ふくしけいかくおよ だい き そう か し しょう じふくしけいかく れいわ ねんど
第7期草加市障がい福祉計画及び第3期草加市障がい児福祉計画は、令和6年度(2024
年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画です。

■計画の位置付け



■計画の策定期間

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第四次草加市総合振興計画基本構想 (令和17年(2035年)まで)							
草加市都市計画マスタープラン							
第四次草加市障がい者計画							
第7期草加市障がい福祉計画				第8期草加市障がい福祉計画			
第3期草加市障がい児福祉計画				第4期草加市障がい児福祉計画			

3 計画の対象者

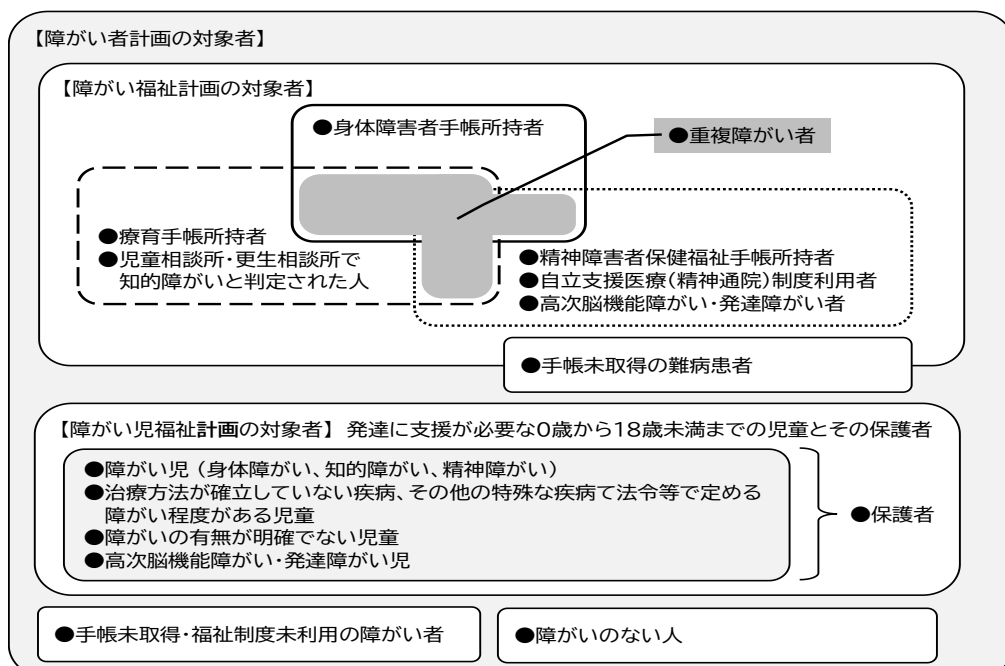
障がい者計画は、障がいのある人だけでなく、全ての市民を対象とした、全ての市民のための計画です。

平成23年(2011年)8月の障害者基本法の一部改正により、同法第2条に規定する障がい者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となったことで、新たに発達障がいのある人が「障がい者」に含まれました。

また、障害者基本法は、平成5年(1993年)の制定時に附帯決議で「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」も対象とすることが明示されていることから、これらの人も「障がい者」に含まれます。

一方、障がい福祉計画は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける人を対象とします。対象者には、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、療育手帳を持っていないものの児童相談所・更生相談所で知的障がいと判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳を持っていない自立支援医療(精神通院)制度利用者、高次脳機能障がい者・発達障がい者、手帳未取得の難病患者が該当します。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法に定める身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童の他、障がいの有無が明確でない児童、高次脳機能障がいを有する児童も含めた発達に支援が必要な主に0歳から18歳未満までの児童とその保護者の方を対象とします。



4 計画の策定体制

4-1 アンケート調査による障がい者、事業者等の意向把握

草加市障がい者計画、草加市障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定するに当たり、計画ごとに必要に応じて、障がいのある人、障がいのある児童の保護者、サービス提供事業者及び市内企業・事業所等にアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行いました。

令和4年(2022年度)実施概要

(第四次障がい者計画・第7期草加市障がい福祉計画策定の基礎資料とするため)

■調査の対象範囲及び回収率等

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体・知的・精神障がいのある人(人)	4,192	2,419	57.7%
市民(人)	3,000	1,274	42.5%
サービス提供事業者(事業所)	96	60	62.5%
企業・事業所(社)	1,000	313	31.3%
合計	8,288	4,066	49.1%

■調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	令和4年(2022年)12月

(第3期草加市障がい児福祉計画策定の基礎資料とするため)

■調査の対象範囲及び回収率等

調査対象者	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を持つこともの保護者(人)	1,071	666	62.2%
市内の障害児通所支援事業所、相談支援事業所(事業所)	77	60	77.9%
合計	1,148	726	63.2%

■調査方法及び調査実施期間

調査方法	郵送による配布・回収
調査実施期間	令和4年(2022年)12月

4-2 さくていいんかい けんとうかい きょうぎ 策定委員会・検討会による協議

れいわ ねんど ねんど けいかくさくてい
令和5年度(2023年度)計画策定

だい よ じ そうかししょう しゃけいかく だい き そうかししょう ふくしけいかく
(第四次草加市障がい者計画・第7期草加市障がい福祉計画)

けいかく さくてい あ しない しょう しゃだんたい だいひょうしゃ がくしきけいけんしゃどう こうせい
計画の策定にあたっては、市内の障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される
「草加市障がい者計画等推進委員会」および市内の職員で組織される「草加市障がい者
けいかくとうすいしんけんとうかい かいさい けいかくないよう しんぎ おこな
計画等推進検討会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

だい き そうかししょう じ ふくしけいかく
(第3期草加市障がい児福祉計画)

けいかく さくてい しない しょうがいかくし じぎょうしょ しょうがいふくしかんけいだんたい
計画の策定にあたっては、市内の障害福祉サービス事業所や障害福祉関係団体の
だいひょうしゃどう こうせい そうかししょう じしえんきょうぎかい およ ちょうない しょくいん せしき
代表者等で構成される「草加市障がい児支援協議会」及び市内の職員で組織される
「草加市障がい者計画等推進検討会」において、計画の内容について協議しました。

4-3 いけん はんえい パブリックコメントによる意見の反映

けいかくそあん けいせん けいせん けいせん けいせん けいせん けいせん けいせん けいせん けいせん
計画素案について、皆さまからご意見をいただくため、ホームページへの掲載及び担当課
まどぐち かつらん じつし
窓口での閲覧によりパブリックコメントを実施しました。

れいわ ねんど ねんど けいかくさくてい
令和5年度(2023年度)計画策定

じっしきかん れいわ ねん ねん がつ にち れいわ ねん ねん がつ にち
実施期間：令和6年(2024年)1月4日～令和6年(2024年)2月2日

5 法制度の動向

位置づけ	法律名	昭和20 ～39年	昭和40 ～59年	昭和60 ～平成5年	平成6 ～15年	平成16 ～20年	平成21 ～25年	平成26 ～30年	令和元年～	備考
条約	① 障害者権利条約							26年		令和4年9月9日に権利委員会から日本政府への総括所見を公表
基本法	② 心身障害者対策基本法		45年							
	③ 障害者基本法			5年						②の改正
福祉分野の個別法	④ 障害者自立支援法					18年				⑥⑦⑧のサービス給付部分が移行
	⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)						25年			④の改正
	⑥ 身体障害者福祉法	24年								
	⑦ 知的障害者福祉法	35年								
	⑧ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)	25年								
	⑨ 児童福祉法	22年								
	⑩ 社会福祉事業法	26年								
	⑪ 社会福祉法				12年					⑩の改正 支援費制度、契約制度の根拠
	⑫ 発達障害者支援法					17年				
	⑬ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)						24年			
	⑭ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)						25年			平成28年4月1日から施行
	⑮ 障害者による文化芸術の推進に関する法律							30年		平成30年6月13日から施行
	⑯ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律							元年		令和元年6月28日から施行
	⑰ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)								3年	令和3年9月18日から施行
主な個別法	⑱ 学校教育法	22年								平成18年より障害者の教育に関する機会均等法についての規定を追加
	⑲ 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	35年								
	⑳ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律(ハートビル法)				6年					
	㉑ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)					18年				㉑の改正
	㉒ 草加市手話言語条例								3年	令和3年9月27日から施行
条例	㉓ 草加市障がいのある人のコミュニケーション条例								3年	令和3年9月27日から施行

5-1 障害者基本法について

障がいのある人への総合的な施策を法的に定めるものが障害者基本法です。障害者基本法は、昭和45年(1970年)に制定された心身障害者対策基本法が平成5年(1993年)に大幅に改正されてできたもので、障がいのある人の「自立と社会参加」の理念が打ち出されるとともに、精神障がいのある人が医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障がい者」として初めて位置づけられました。

その後、平成23年(2011年)の一部改正では、障がい者の定義として精神障がいに発達障がいを含むこと、また地域社会における共生等として、これまで手話は聴覚障がい者に対するコミュニケーション補助とされていましたが、今後は言語として保障すること等が明記されました。

5-2 障害者総合支援法について

平成17年(2005年)11月、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立しました。

これは、障害者基本法を上位法に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」といいます。)、児童福祉法という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保を目指すものです。

障害者自立支援法は平成22年(2010年)12月の一部改正を受けて、平成23年(2011年)10月から新たに、重度の視覚障がい者の移動を支援する同行援護の個別給付化や共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)を利用する際の助成が始まりました。

また、平成24年(2012年)4月からは新たに、障がい者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてより細かく支援するためサービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大を図るほか、相談支援体制を強化するため地域移行支援、地域定着支援といったサービスの個別給付化が始まることとなりました。

この障害者自立支援法が平成25年(2013年)4月から障害者総合支援法に改正、施行されたことにより、3障がいのほかに障がい者の範囲に難病等の疾患がある人が加わり、サービスに関しては重度訪問介護の利用対象の拡大や共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)の一元化等、制度の谷間のない支援とサービス基盤の整備の実現に向けた施策が展開されることになりました。

直近の動向として、令和4年(2020年)12月に一部が改正され、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることになりました。

このように障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実やサービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目指すための施策が展開されています。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

5-3 児童福祉法について

昭和22年(1947年)、敗戦で困窮する子どもの保護や救済が求められる状況の中、次世代を担う子どもの健全育成を図るための法律として、児童福祉法が制定されました。

児童福祉法では、子どもの健全育成を国民の責務とし、国や地方公共団体も同時に責任をもつこととされ、子育てに関する支援や虐待等に関する対応策、障がい児に関する支援等について定められています。

法律制定当初の障がい児に関する支援においては、通所サービスとして、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設等が、入所サービスとしては、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設が定められていましたが、平成24年(2012年)の法改正により、通所サービスは、それまで障害者自立支援法で定められていた児童デイサービスを含めて、「障害児通所支援」として一元化され、この中に、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援が位置付けられました。一方、入所サービスは、「障害児入所支援」として一元化され、この中に、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が位置付けられました。

平成30年(2018年)の法改正では、重度の障がい等により、児童発達支援や放課後等デイサービスに通うことが困難な障がい児を対象とした居宅訪問型児童発達支援が創設されるとともに、保育所等訪問支援の対象が乳児院、児童養護施設の障がい児へ拡大されました。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健、医療、福祉等の連携促進を努めるものと定められました。また、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、3歳から5歳までの幼児教育、保育の利用料が無償化されることとされ、これに伴い、令和元年(2019年)10月から児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用料が無償化されました。

直近の動向として、令和4年(2020年)12月に一部が改正され、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化や、障害福祉サービス等、小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることになりました。

このように児童福祉法は改正を重ね、今日の子どもや子育て家庭をめぐる社会環境の変化に対応すべく、様々な支援策の整備が行われています。

5-4 その他の法令等について

その他の法令の近年の動向は、次のとおりです。

(1) 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等を定めるもので、我が国は平成26年(2014年)1月に批准し、同年2月に効力が発生しています。

また、令和4年(2022年)8月には日本の障がい者施策の取組について国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(以下「障害者差別解消法」といいます。)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供等を趣旨とし、障がいを理由とする差別を解消するための基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めたもので、平成25年(2013年)に成立し、平成28年(2016年)4月に施行されました。

また、令和3年(2021年)5月の法改正で、令和6年(2024年)4月1日から事業者による障がいのある人への「合理的配慮」が努力義務から義務とされました。

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」といいます。)

平成25年(2013年)に一部改正され、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置が定められるとともに、障がい者の雇用に関する状況を鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が講じられることとなり、平成28年(2016年)4月に施行されました。障害者総合支援法に対応して、障がい者雇用のための法改正を随時行っています。

(4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(以下「障害者虐待防止法」といいます。)

何人も障がいのある人に対して虐待をしてはならないことを定めたもので、平成23年(2011年)に成立し、平成24年(2012年)10月に施行されました。

(5) 社会福祉法

平成29年(2017年)に一部改正され、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、市町村及び都道府県が、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画を策定するよう努めること等が定められ、平成30年(2018年)4月に施行されました。

また、令和3年(2021年)4月の法改正では、高齢者、障がい者、子どもといった分野ごとではなく、継続して寄り添う伴走型支援などの包括的な支援体制の構築を自指すこととなっています。

(6) 子ども・子育て支援法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策とあいまって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年(2012年)8月に成立し、平成27年(2015年)4月に本格施行されました。

(7) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備やそのための支援を促進すること等が定められ、平成30年(2018年)6月に施行されました。

(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が定められ、令和元年(2019年)6月に施行されました。

(9) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(以下「医療的ケア児支援法」といいます。)

日常的に医療的なケアが必要な児童において、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者、政府の各責務等が定められ、令和3年(2021年)9月に施行されました。

(10) 草加市手話言語条例

手話が言語であることの理解と普及に関する基本理念を定め、市・市民・事業者の役割などを明確にし、手話への理解促進と手話を使用しやすい環境の整備を図り、全ての市民が互いを尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものとして、令和3年(2021年)9月に施行されました。

(11) 草加市障がいのある人のコミュニケーション条例

障がいの特性に応じた手段による情報の取得やコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市・市民・事業者・支援者の役割などを明確にし、障がいの有無にかかわらず相互に理解し合い、全ての市民が互いを尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものとして、令和3年(2021年)9月に施行されました。

6 障がい者施策と介護保険制度の関係

障がい者施策と介護保険制度は、共通するサービスが多くあります。共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がいのある人や、特定疾病(脳血管疾患等)に起因する40～64歳の障がいのある人に対しては、介護保険制度が優先され、介護保険の被保険者とならない人、障害福祉サービス固有のもの、障がいのある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由によって、障がい者施策で実施されます。

障がいのある人の状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、介護保険制度と併せ障がい者施策を推進していきます。

7 子ども・子育て支援法と障がい児施策との関係

障がい児に対する支援については、全ての子どもを対象とする一般施策と障がい児を対象とする専門的な支援施策が相互に連携を図り行っていくものとされています。

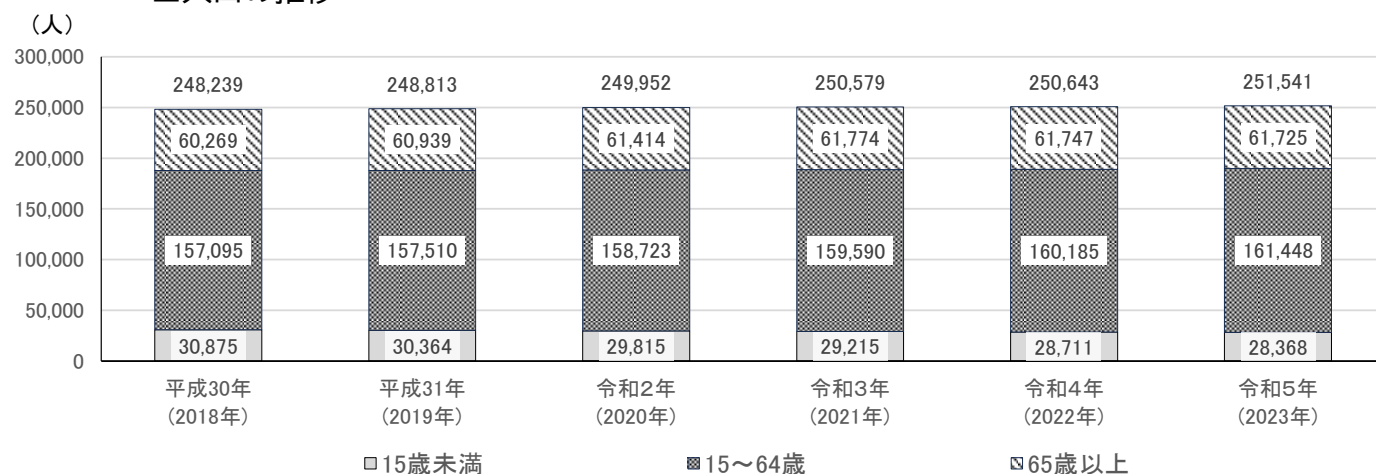
障がい児の受入れを行っている保育所等を訪問することにより、保育所等における集団生活の適応のための保育所等訪問支援を提供する等、育ちの場における支援体制づくりを推進していきます。

第2章 市の障がいのある人(児)を取り巻く現状

1 市の総人口の推移及び将来推計

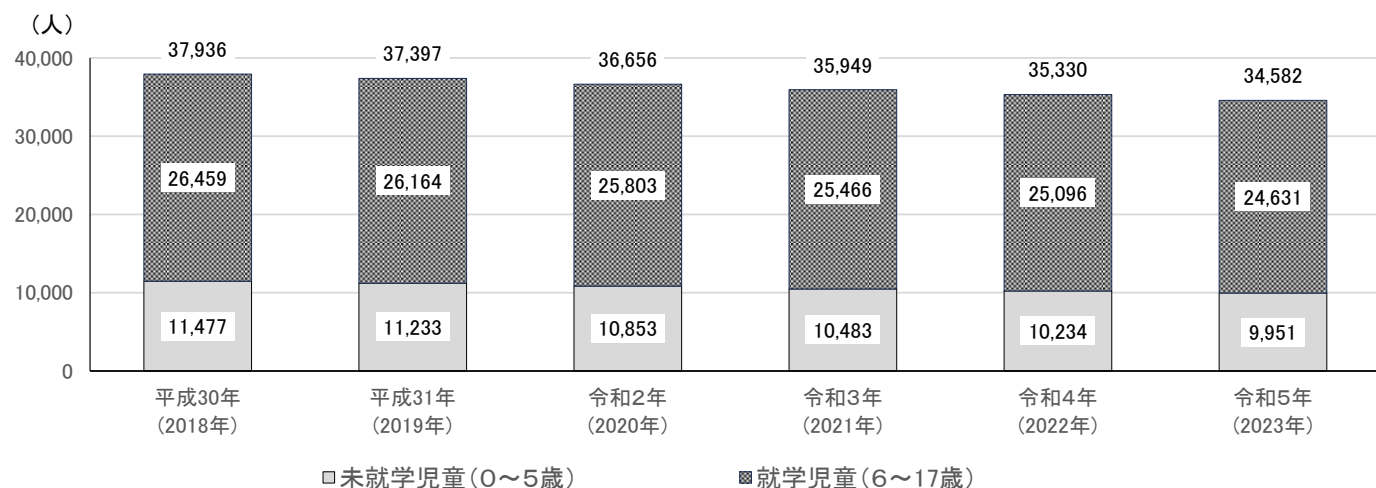
本市の総人口は、令和5年(2023年)4月1日現在251,541人で、年々増加しています。一方、18歳未満では、34,582人で、年々減少しています。

■人口の推移



(出典：各年4月1日時点における住民基本台帳人口)

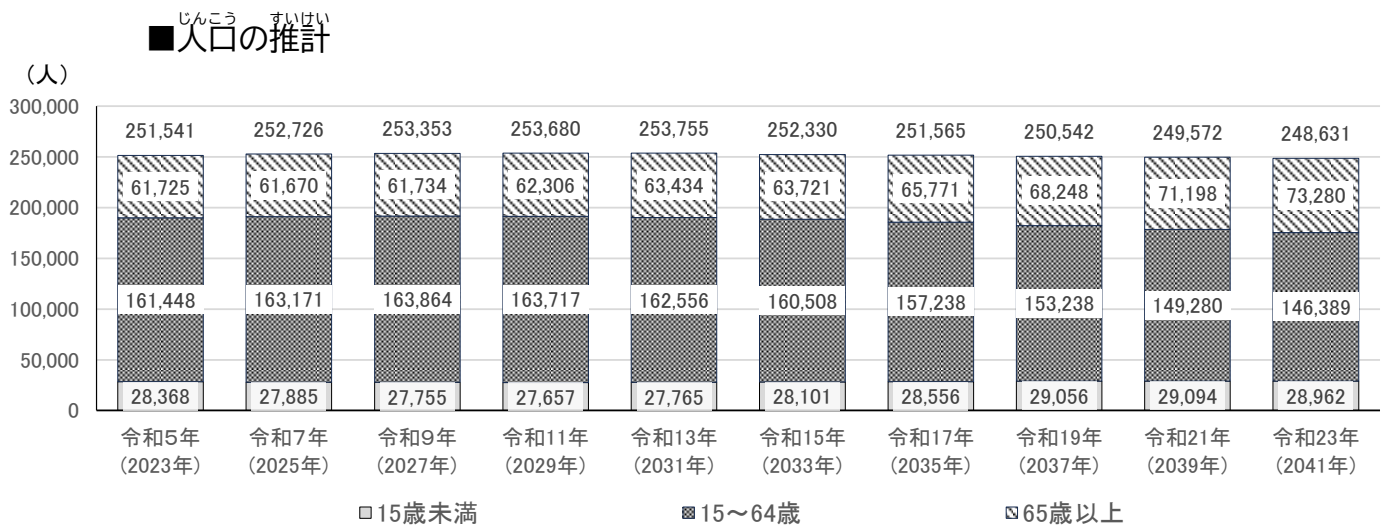
■人口の推移(18歳未満)



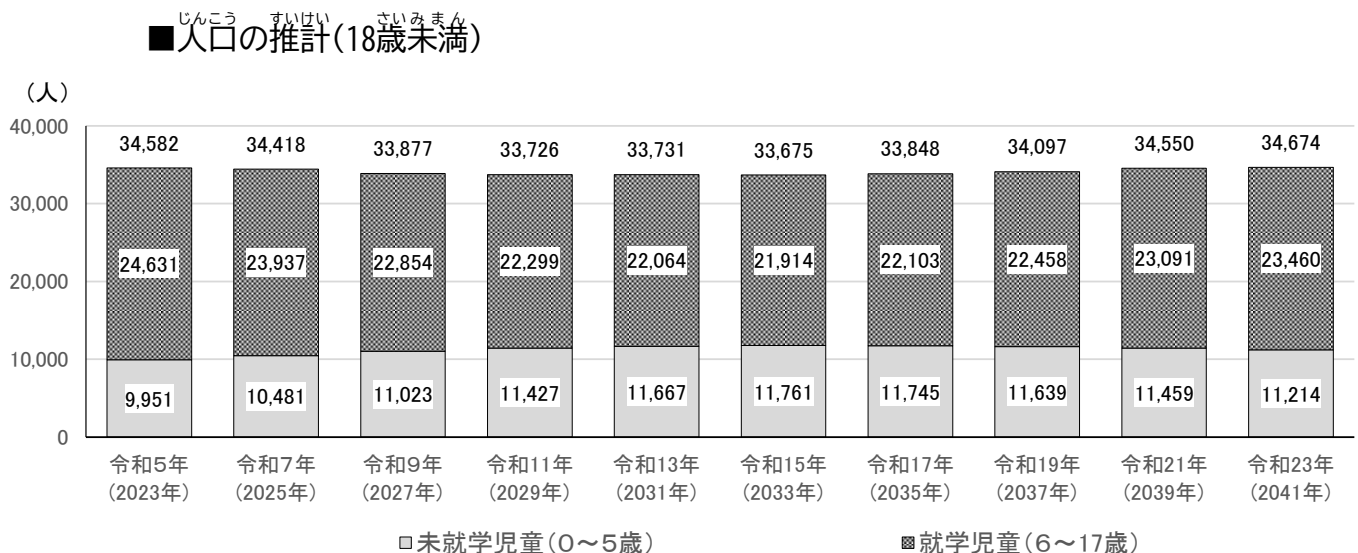
(出典：各年4月1日時点における住民基本台帳人口)

平成30年(2018年)から令和5年(2023年)までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を基にして、コーホート要因法※により算出した人口推計を見ると、令和5年(2023年)の251,541人である人口が令和13年(2031年)の253,755人をピークに減少に転じ、令和23年(2041年)には248,631人になると予測されます。

18歳未満の人口推計を見ると、令和5年(2023年)の34,582人である人口が令和15年(2033年)の33,675人まで減少し、以降は増加傾向になると予測されます。



(出典：令和4年(2022年)4月1日時点の住民基本台帳人口を基にした市独自推計)



(出典：令和4年(2022年)4月1日時点の住民基本台帳人口を基にした市独自推計)

※コーホート要因法：各コーホートについて、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

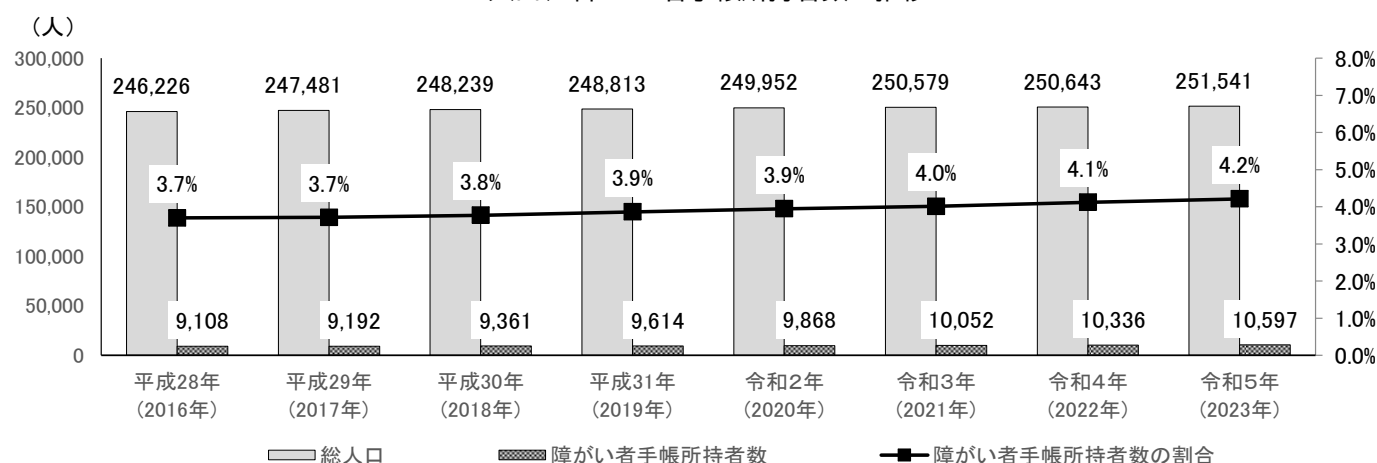
※コーホート：同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団

2 障がいのある人(児)の概況

(1) 総人口に対する障がい者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和5年(2023年)4月1日現在251,541人で、年々増加しています。
障がい者手帳所持者数は、令和5年(2023年)4月1日現在10,597人で、年々増加しており、総人口に占める障がい者手帳所持者の割合も4.2%と年々増加しています。

人口、障がい者手帳所持者数の推移



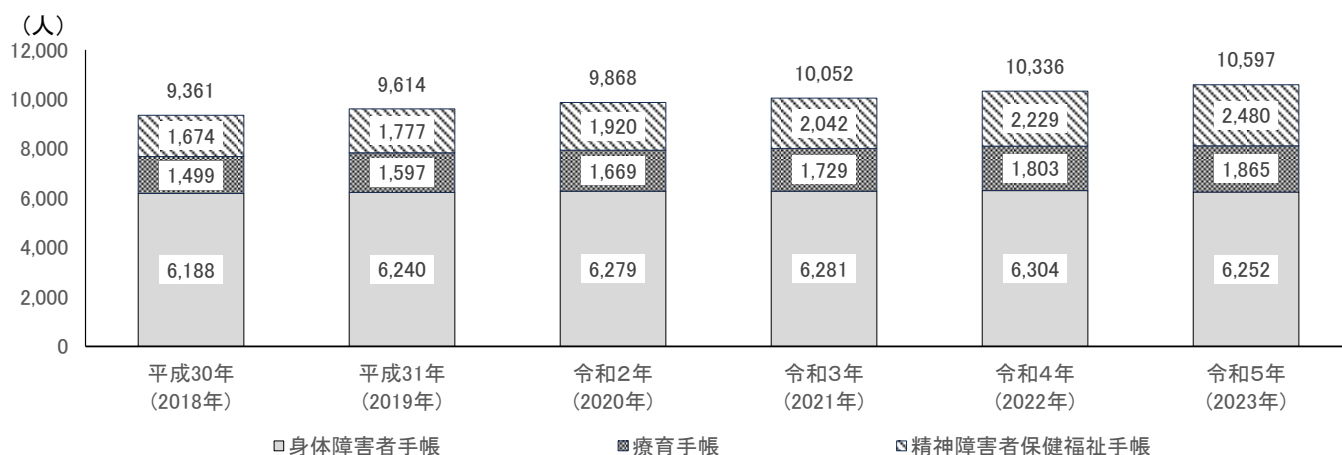
資料：人口は住民基本台帳(各年4月1日現在)、障がい者手帳所持者数は障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

(2) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増減しており、令和5年(2023年)4月1日現在6,252人となっています。

また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和5年(2023年)4月1日現在1,865人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和5年(2023年)4月1日現在2,480人となっています。

障がい者手帳別所持者数の推移



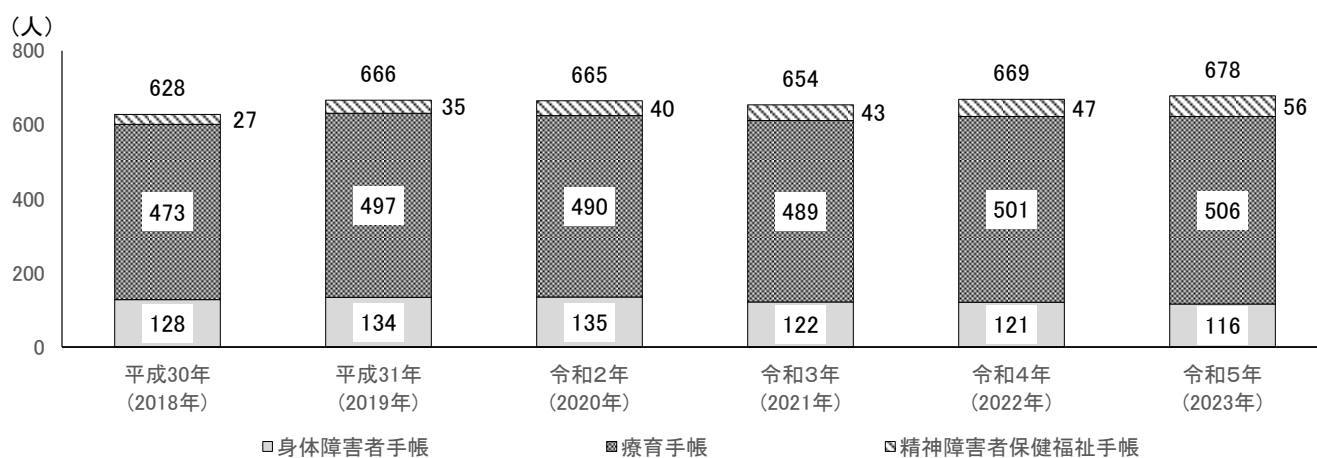
資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

(3) 障がい者手帳所持者数の推移(18歳未満)

18歳未満の障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障 害者手 帳 所持者数は令和2年(2020年)以降減少しており、令和5年(2023年)4月1日現在116人となっています。

また、療 育手帳所持者数は年々増加しており、令和5年(2022年)4月1日現在506人となっています。精神障 害者保健福祉手 帳 所持者数も年々増加しており、令和5年(2023年)4月1日現在56人となっています。

障がい者手帳別所持者数の推移(18歳未満)



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

(4) 身体障がいのある人(児)

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移でみると、令和5年(2023年)4月1日現在、1級が2,254人と最も多く、全体の約3割を占めています。また、1級と2級を合わせた重度の人が約5割となっています。

18歳未満の推移でみると、令和5年(2023年)4月1日現在、1級から3級あわせて98人と全体の約8割を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	2,203	2,220	2,259	2,302	2,275	2,254
2級	911	904	904	884	882	860
3級	1,029	1,032	1,014	984	1,016	1,001
4級	1,416	1,451	1,467	1,474	1,488	1,493
5級	342	347	345	354	358	360
6級	287	286	290	283	285	284
合計	6,188	6,240	6,279	6,281	6,304	6,252

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

等級別身体障害者手帳所持者数(18歳未満)

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	54	59	61	50	48	46
2級	21	21	26	24	28	28
3級	24	27	23	24	25	24
4級	11	13	14	10	8	5
5級	13	8	4	6	5	3
6級	5	6	7	8	7	10
合計	128	134	135	122	121	116

資料：子育て支援課調べ(各年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が2,916人(46.6%)と最も多く、次いで内部障がい(2,403人(38.4%))となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。18歳未満の推移でみると、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
視覚障がい	386	381	384	380	385	402
聴覚・平衡機能障がい	395	394	405	415	419	444
音声・言語・そしゃく機能障がい	66	73	78	80	91	87
肢体不自由	3,216	3,176	3,135	3,075	3,040	2,916
内部障がい	2,125	2,216	2,277	2,331	2,369	2,403
合計	6,188	6,240	6,279	6,281	6,304	6,252

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数(18歳未満)

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
視覚障がい	1	1	0	0	0	1
聴覚・平衡機能障がい	13	17	18	17	17	16
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	1	0	1	1
肢体不自由	93	92	95	84	81	75
内部障がい	21	23	21	21	22	23
合計	128	134	135	122	121	116

資料：子育て支援課調べ(各年4月1日現在)

(5) 知的障がいのある人(児)

療育手帳所持者数の障がいの程度別の推移をみると、令和5年(2023年)4月1日現在、C(軽度)の手帳所持者数が625人で最も多く、次いでB(中度)の手帳所持者が497人となっています。また、全ての等級で手帳所持者数は年々増加しています。

18歳未満の推移でみると、令和5年(2023年)4月1日現在、C(軽度)の手帳所持者数が227人で最も多く、平成30年(2018年)と比べてB(中度)を除いた等級で手帳所持者数は増加しています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
㊤	274	288	297	308	328	335
A	336	356	369	379	392	408
B	426	453	473	484	491	497
C	463	500	530	558	592	625
ごうけい 合計	1,499	1,597	1,669	1,729	1,803	1,865

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移(18歳未満)

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
㊤	72	73	71	73	81	80
A	86	94	87	88	91	97
B	103	108	112	111	110	102
C	212	222	220	217	219	227
ごうけい 合計	473	497	490	489	501	506

資料：子育て支援課調べ(各年4月1日現在)

(6) 精神障がいのある人(児)

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年(2023年)4月1日現在、2級の手帳所持者数が1,507人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が804人となっています。また、全ての等級で手帳所持者数は年々増加しています。

18歳未満の推移でみると、令和5年(2023年)4月1日現在、2級の手帳所持者数が34人で最も多く、全ての等級で手帳所持者数は増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	123	122	127	132	154	169
2級	1,108	1,141	1,222	1,291	1,388	1,507
3級	443	514	571	619	687	804
合計	1,674	1,777	1,920	2,042	2,229	2,480

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(18歳未満)

単位：人

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
1級	5	4	4	4	4	6
2級	15	20	25	29	32	34
3級	7	11	11	10	11	16
合計	27	35	40	43	47	59

資料：子育て支援課調べ(各年4月1日現在)

3 障がいのある人(児)の人数の将来推計

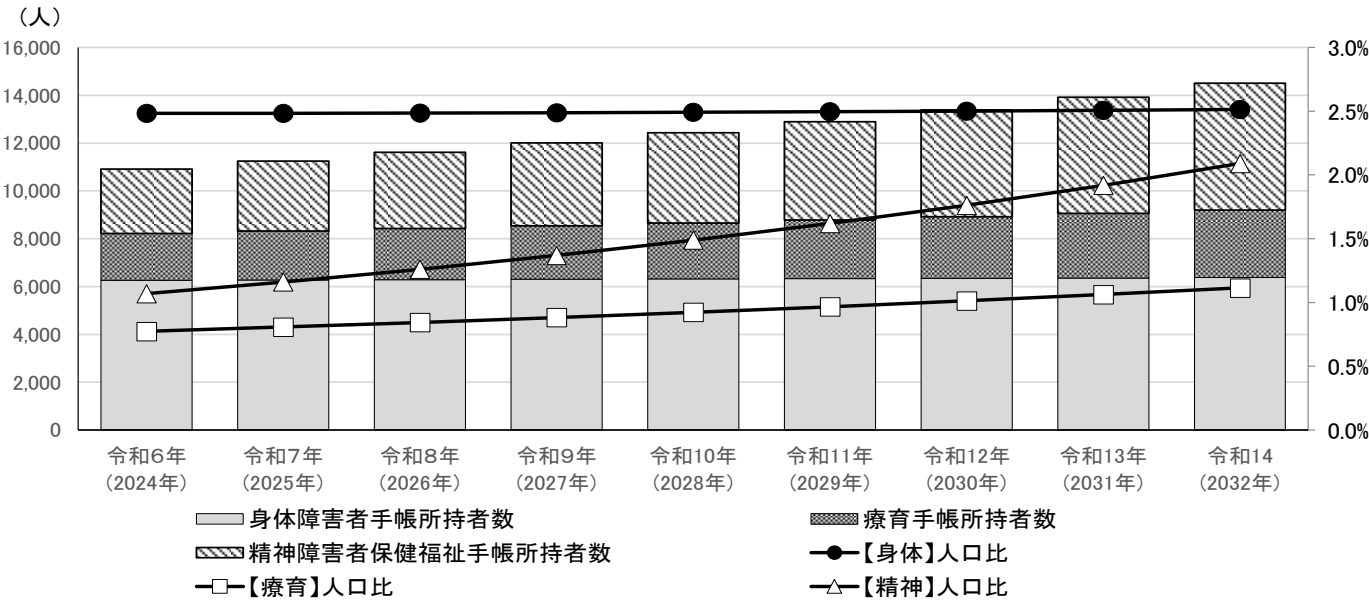
令和14年(2032年)までの障がいのある人(児)の人数(障がい者手帳所持者数)は、各障がい者手帳所持者数の対人口割合の推移及び今後の市総人口の推計に基づき、次のとおりと推計されます。

障がい者手帳所持者数の今後の見通し

単位：人

		総人口	身体障がい者(児)		知的障がい者(児)		精神障がい者(児)	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推計値	令和6年(2024年)	252,379	6,266	2.48%	1,951	0.77%	2,697	1.07%
	令和7年(2025年)	252,726	6,277	2.48%	2,041	0.81%	2,933	1.16%
	令和8年(2026年)	253,068	6,290	2.49%	2,136	0.84%	3,190	1.26%
	令和9年(2027年)	253,353	6,304	2.49%	2,236	0.88%	3,470	1.37%
	令和10年(2028年)	253,553	6,319	2.49%	2,342	0.92%	3,775	1.49%
	令和11年(2029年)	253,680	6,333	2.50%	2,453	0.97%	4,108	1.62%
	令和12年(2030年)	253,763	6,346	2.50%	2,571	1.01%	4,471	1.76%
	令和13年(2031年)	253,755	6,360	2.51%	2,696	1.06%	4,867	1.92%
	令和14年(2032年)	253,564	6,375	2.51%	2,827	1.11%	5,299	2.09%

(各年4月1日時点)



【18歳未満の人】 障がい者手帳所持者数の今後の見通し

単位：人

		総人口	身体障がい児		知的障がい児		精神障がい児	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推計値	令和6年 (2024年)	252,379	116	0.05%	526	0.21%	64	0.03%
	令和7年 (2025年)	252,726	114	0.05%	539	0.21%	70	0.03%
	令和8年 (2026年)	253,068	112	0.04%	552	0.22%	77	0.03%
	令和9年 (2027年)	253,353	111	0.04%	565	0.22%	84	0.03%
	令和10年 (2028年)	253,553	110	0.04%	581	0.23%	90	0.04%
	令和11年 (2029年)	253,680	109	0.04%	598	0.24%	97	0.04%
	令和12年 (2030年)	253,763	109	0.04%	616	0.24%	105	0.04%
	令和13年 (2031年)	253,755	108	0.04%	632	0.25%	112	0.04%
	令和14年 (2032年)	253,564	107	0.04%	649	0.26%	119	0.05%

(各年4月1日時点)

【18歳以上の人】 障がい者手帳所持者数の今後の見通し

単位：人

		総人口	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
			人数	対人口比	人数	対人口比	人数	対人口比
推計値	令和6年 (2024年)	252,379	6,150	2.44%	1,425	0.56%	2,633	0.79%
	令和7年 (2025年)	252,726	6,163	2.44%	1,502	0.59%	2,863	0.84%
	令和8年 (2026年)	253,068	6,178	2.44%	1,584	0.63%	3,113	0.88%
	令和9年 (2027年)	253,353	6,193	2.44%	1,671	0.66%	3,386	0.92%
	令和10年 (2028年)	253,553	6,209	2.45%	1,761	0.69%	3,685	0.97%
	令和11年 (2029年)	253,680	6,224	2.45%	1,855	0.73%	4,011	1.01%
	令和12年 (2030年)	253,763	6,237	2.46%	1,955	0.77%	4,366	1.06%
	令和13年 (2031年)	253,755	6,252	2.46%	2,064	0.81%	4,755	1.10%
	令和14年 (2032年)	253,564	6,268	2.47%	2,178	0.86%	5,180	1.14%

(各年4月1日時点)

だい へん
第2編

だい よ じ そう か し しょう
第四次草加市障がい者計画

しゃけいかく
障がい者計画

第2編 第四次草加市障がい者計画

第2編 第四次草加市障がい者計画

第1章 計画の基本的方向

1 基本理念・基本方針・基本目標

1-1 草加市のまちづくりの方向性

本市の最上位計画である「第四次草加市総合振興計画基本構想」では、本市が目指す都市像を『快適都市～地域の豊かさの創出～』としています。

「快適都市」とは、「いつまでもこのまちで暮らしたい」「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」を実現するために、障がい者福祉分野においては、『障がい者が安心して生活ができるようにする』ことを目指し、ノーマライゼーションの普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進等の諸施策を行う中で、障がい者福祉の推進を図ることとしています。

1-2 本計画の基本理念・基本方針・基本目標

本計画では、「第四次草加市総合振興計画基本構想」におけるまちづくりの方向性や、前計画における基本理念・基本方針を踏まえ、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上で、の前提とする基本理念(考え方)を『ノーマライゼーション～ともに力を合わせて自分たちのまちをつくる～』とし、基本方針を『年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す』こと、『市民が安心して幸せに生活できるまちを目指す』こととしました。それを踏まえ、障がいのある人もない人も、全ての市民が地域で安心して生活できるまちを目指す、行政、市民及び関係機関等が一体となって各施策を推進するため、基本目標として9つの分野別目標を設定しました。

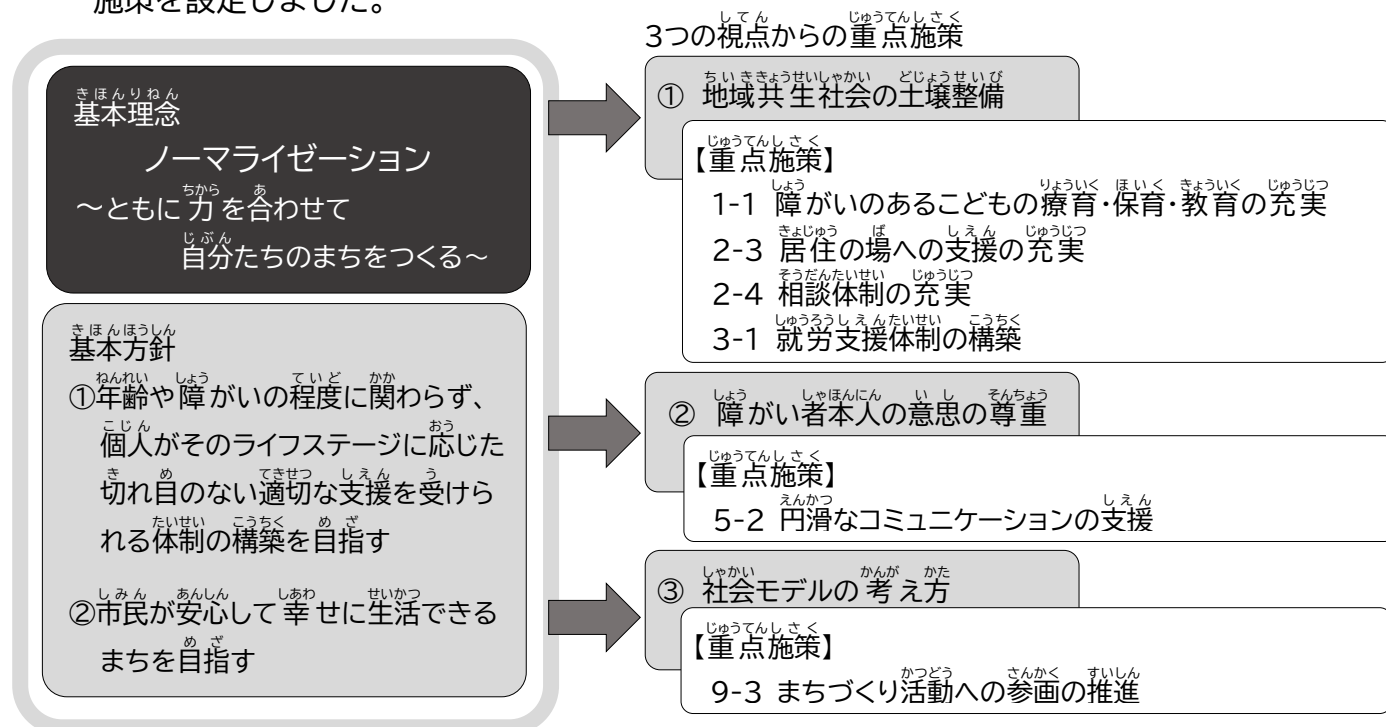
※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるとする考え方

なお、切れ目のない支援に当たっては、子ども・子育ての分野の「草加市子どもプラン」及び高年者福祉分野の「草加市高年者プラン」等、これらの関連計画と調和した分野ごとの施策を行っていきます。

基本理念：ノーマライゼーション～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる～
基本方針：(1) 年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す
 (2) 市民が安心して幸せに生活できるまちを目指す
基本目標：9つの分野別目標

2 重点施策

- (1) 基本理念、基本方針に基づく基本目標達成のための26施策のうち、6施策を重点施策とします。
- (2) 令和4年度(2022年度)に実施した「草加市障がい者福祉に関するアンケート調査」結果、国、県及び市の動向や課題と、国や埼玉県の障害者総合支援法に基づく指針を踏まえ、地域共生社会の土壌の整備、障がい者本人の意思の尊重、社会モデルの3つの視点から重点施策を設定しました。



社会モデル：「障がい」は社会(モノ、環境、人的環境等)と個人の心身機能の障がいがあり、いまって作りだされるものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方

基本理念

『ノーマライゼーション

とともに力をあわせて

自分たちのまちをつくる』

基本方針(1)

『年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す』

基本方針(2)

『市民が安心して幸せに生活できるまちを目指す』

基本目標

- 1 こどもの力を伸ばす【療育・教育】
- 2 生活の質を維持する・向上させる【生活支援】
- 3 いきいきと働ける仕組みをつくる【雇用・就業】
- 4 市民の福祉意識を高める【啓発・広報】
- 5 情報・コミュニケーションを支援する【啓発・広報】
- 6 安全で快適な生活空間を確保する【生活環境】
- 7 防犯・防災体制を強化する【生活環境】
- 8 健康を維持・増進・回復する【保健・医療】
- 9 参画できる仕組みをつくる【スポーツ・文化・まちづくり】

施策

- 1-1 重点障がいのあるこどもの療育・保育・教育の充実
- 1-2 学校教育・放課後対策の充実
- 2-1 日常生活への支援の充実
- 2-2 日中活動への支援の充実
- 2-3 重点居住の場への支援の充実
- 2-4 重点相談体制の充実
- 2-5 権利擁護の推進
- 3-1 重点就労支援体制の構築
- 3-2 一般就労の促進
- 3-3 行政組織内の障がい者雇用対策の強化
- 3-4 福祉的就労の促進
- 4-1 啓発・広報活動の推進
- 4-2 福祉教育の推進
- 4-3 ボランティア活動の活性化
- 5-1 情報提供の充実
- 5-2 重点円滑なコミュニケーションの支援
- 6-1 障がいのある人にやさしい公共空間の確保
- 6-2 移動手段の確保
- 6-3 住宅環境の整備
- 7-1 防犯・防災体制の確保
- 8-1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
- 8-2 心と体の健康づくりの推進
- 8-3 地域医療・地域リハビリテーションの充実促進
- 9-1 スポーツ・文化活動の推進
- 9-2 関係団体等の連携
- 9-3 重点まちづくり活動への参画の推進

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

※ 重点は重点施策

第2章 分野別施策の展開

1 こどもの力を伸ばす[療育・教育]

現状と課題

障がい児等のこどもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療(育成医療)の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行っています。

発達に心配や障がいのあるこどもの療育については、草加市子育て支援センターで子育てに関する総合的な相談の中で、こどもの発達に関する支援が必要な場合、障害児通所支援等につないで、こどもの発達支援を実施しています。

また、令和3年(2021年)9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、身体障がいや知的障がいの有無に関わらず、生きるために医療的なケアを必要とするこどもである「医療的ケア児」をその家族とともに支援体制の構築が求められています。

障がいがあり、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育については、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的なニーズ(意向・要望)に応じた教育の充実に努めています。

学校教育では、平成27年度(2015年度)までに、全小中学校に特別支援学級を設置するという目標設定を行い、現時点でその目標を達成しています。また、通級指導教室においても、一部の小中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を設置し、障がいのある児童・生徒の多様化する教育的ニーズに対応してきました。

発達に心配や障がいのあるこどもは、乳児期、幼児期、就学期等の各成長段階において、成長に応じた訓練や助言・指導等の支援のニーズがある状況が継続することから、障がいの程度や年齢に関わらず、一貫かつ継続した発達支援を受けられる体制が必要です。

併せて、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化して、在宅支援の充実、特別支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組が必要になっています。

きめ細やかな特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、校内支援体制の整備を図り、特別支援教育をより一層推進していく必要があります。

また、一人一人のニーズに応じた適切かつ必要な支援及び指導が行われるよう、特別支援学級等の担当教員の育成及び全教員の特別支援教育に係る指導力の向上に取り組む必要があります。

さらに、特別支援学校の専門性を生かし、埼玉県立草加かがやき特別支援学校や埼玉県立越谷特別支援学校とさらなる連携を図る必要があります。

1-1 障がいのあるこどもの療育・保育・教育の充実

施策展開の方向

障がい児の社会的自立を促進するため、保健、医療、福祉、教育等を適切に組み合わせ、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進するとともに、地域支援・専門的支援の強化を通して医療的ケア児や重症心身障がい児など様々な障がいのあるこどもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

具体的な施策

(1) 障がい児等の発達支援の推進※【草加市子どもプラン】

1歳7か月児健康診査、3歳3か月児健康診査や事後相談等を通じて、発達に心配や障がいのあるこどもを対象に、医師による診療や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等により、発達支援が必要なこどもの早期発見とこれに伴う療育を行います。

療育サービスの提供に当たっては、こどもの成長段階に応じた適切な支援を受けるところができるように、草加市子育て支援センター、保育園、幼稚園、認定こども園、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等、地域の関係機関の連携を強化します。

※【 】内は、本市が策定している計画のうち、関連する計画名を記載しています。以下同じ。

○関連施策：8-1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保 (2)乳幼児健康診査の充実

(2) 障がい児保育・教育の充実【草加市子どもプラン】

障がいや発達に心配のあるこどもと障がい等のないこどもがともに学び、育ち合うことにより、人と関わる楽しさや思いやりを育みます。

公立保育園では、障がいや発達に心配のあるこどもの受け入れを行っています。

障がいや発達に心配のあるこどもの健全な社会性の発達を促進するため、保育園、幼稚園、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設（放課後児童クラブ等）等を利用する障がい児に対して集団生活への適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等のこどもやその保護者が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援等の充実に図ります。

(3) 児童発達支援の充実

児童発達支援センターあおば学園にて、障がいや発達に心配のあるこどもに対して、基本的な生活習慣を養うことをはじめ、遊びや運動、個別指導を通じて自立した生活に必要な知識や技能の習得を目指した療育の充実を図ります。

また、障がい児の受け入れを行っている保育所等と障害児通所支援等を実施する事業所が連携を図り、育ちの場における支援体制づくりを推進していきます。

(4) 医療的ケアが必要な児童等への支援

人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引等の医療的ケアが必要な児童等が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に個別支援を行います。さらに、県の医療的ケア児支援センターと連携し、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に努めます。

1-2 学校教育・放課後対策の充実

施策展開の方向

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、障がい児や発達に心配のあるこどもの放課後の居場所づくりの推進に努めます。

また、ノーマライゼーションの理念から、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉等の関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行うことができるよう努めます。

具体的な施策

(1) 教育支援の充実【第四次草加市教育振興基本計画】

早期からの教育に関する相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、専門機関及び行政組織間の連携のもと、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ります。

そのために、障がいのある児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに、より多く

の情報を保護者に提供することを通じて、適切な就学支援及び継続した支援を行います。

(2) 教育支援室の充実

専任の指導主事をはじめ、臨床心理専門員等が、より専門的な立場からきめ細かい教育相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進【第四次草加市教育振興基本計画】

特別支援学級等の支援体制の整備・充実を図るとともに、特別支援教育の担当教員並びに全教員が研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、特別支援教育に係る指導力の向上に取り組み、特別支援教育の推進を図ります。

(4) 施設・設備のバリアフリー化

障がいのある児童・生徒の利用を前提とした、学校施設・設備の改善を進めます。

(5) 放課後等デイサービスの充実【草加市子どもプラン】

障がいのある児童の放課後の居場所づくりを行い、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進する放課後等デイサービスの充実を図ります。

(6) 放課後活動の充実

放課後児童クラブに関して、障がい児や発達に心配のあるこどもの優先的受け入れや放課後児童支援員の体制の充実を図るとともに、放課後等デイサービス事業所との連携を図ります。

2 生活の質を維持する・向上させる[生活支援]

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施した「草加市障がい者福祉に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」といいます。))において、現在利用している障害福祉サービス等について聞いたところ、全体では「自立支援医療(精神通院医療)」「居宅介護」「生活介護」「短期入所」「計画相談支援」「移動支援事業」の順に割合が高くなっています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者では「居宅介護」「自立訓練(機能訓練)」「日常生活用具給付(自立生活支援用具)」「日常生活用具給付(介護・訓練支援用具)」の順、知的障がい者では「生活介護」「短期入所」「就労継続支援B型」「計画相談支援」「移動支援」の順、精神障がい者では「自立支援医療(精神通院医療)」「就労移行支援」「居宅介護」「就労継続支援(A型)」「就労定着支援」「計画相談支援」の順、重度障がい者では「居宅介護」「生活介護」「自立支援医療(精神通院医療)」「短期入所」「計画相談支援」の順に割合が高くなっており、障がいの種類によって利用している障害福祉サービス等に違いが見られます。

併せて、今後の障害福祉サービス等の利用意向について聞いたところ、全体では「短期入所」「移動支援事業」「同行援護」「共同生活援助(グループホーム)」「行動援護」「居宅介護」の順に割合が高くなっています。

そして、主な収入については、どの障がいの種類も共通して「自分の年金・手当・恩給」が最も多く回答されています。

次に回答の多かった収入について、障がい種類別に見ると、身体障がい者では、「配偶者の収入」「自分の給与・賃金」の順、知的障がい者では「自分の給与・賃金」「親の収入」の順、精神障がい者では「自分の給与・賃金」「親の収入」「配偶者の収入」「生活保護費」の順、他の障がい者に比べて収入源が分散しており、中でも生活保護費の割合が他の障がい者に比べて高くなっています。重複障がい者では「親の収入」「自分の給与・賃金」「配偶者の収入」の順に多く回答されています。

また、「現在の生活に関して悩みはありますか」の問いに対して、全体では「自分の健康・治療に関すること」が最も多く回答されており、次いで「経済や生活費などの金銭的なこと」「保護者が亡くなったあとのこと」「緊急時・災害時に関すること」「親の高齢化のこと」「外出・移動に関すること」の順に多く回答されています。

障がい種類別に見ると、身体障がい者では「自分の健康・治療のこと」「経済や生活費などの金銭的なこと」「緊急時・災害時に関すること」「外出・移動に関すること」の順、知的障がい者では「保護者が亡くなったあと」「親の高齢化のこと」「緊急時・災害時」「経済や生活費など金銭的なこと」「自分の健康・治療に関すること」の順、精神障がい者では「経済や生活費など金銭的なこと」「自分の健康・治療に関すること」「親の高齢化のこと」「仕事や就職に関

すること」の順に割合が高くなっています。

将来にわたって草加市で暮らし続けるために課題になるものについて、全体として「相談者の確保」が最も多くなっています。障がい種類別に見るとどの障がいの種類も「相談者の確保」が多くなっていますが、精神障がい者では「生計への不安」が最も多くなっています。

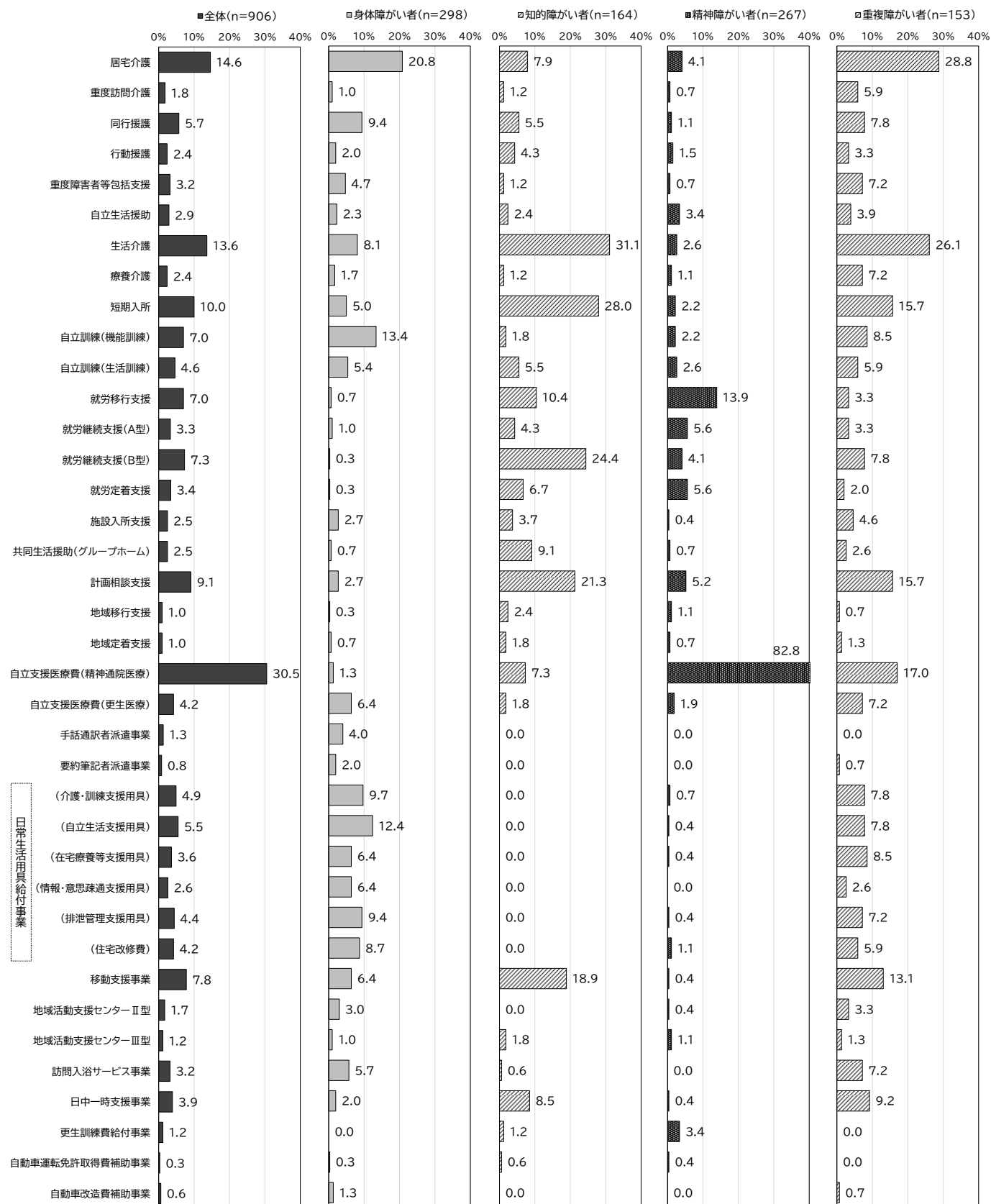
これらの相談相手・相談先としては、いずれも「家族」が最も多く回答されていますが、知的障がい者では「利用している施設やサービス事業所」、精神障がい者では「病院などの医療機関」も多く回答されています。

こうした現状から、障がいのある人が地域で安心して暮らすためにも「居住の場」を確保しつつ、家族、介助者が、障がいの特性によって異なる様々な諸問題を身近な場所で気軽に相談、解決し、障がいのある人のそれぞれのニーズに基づいたきめ細かな施策が求められていることがわかります。

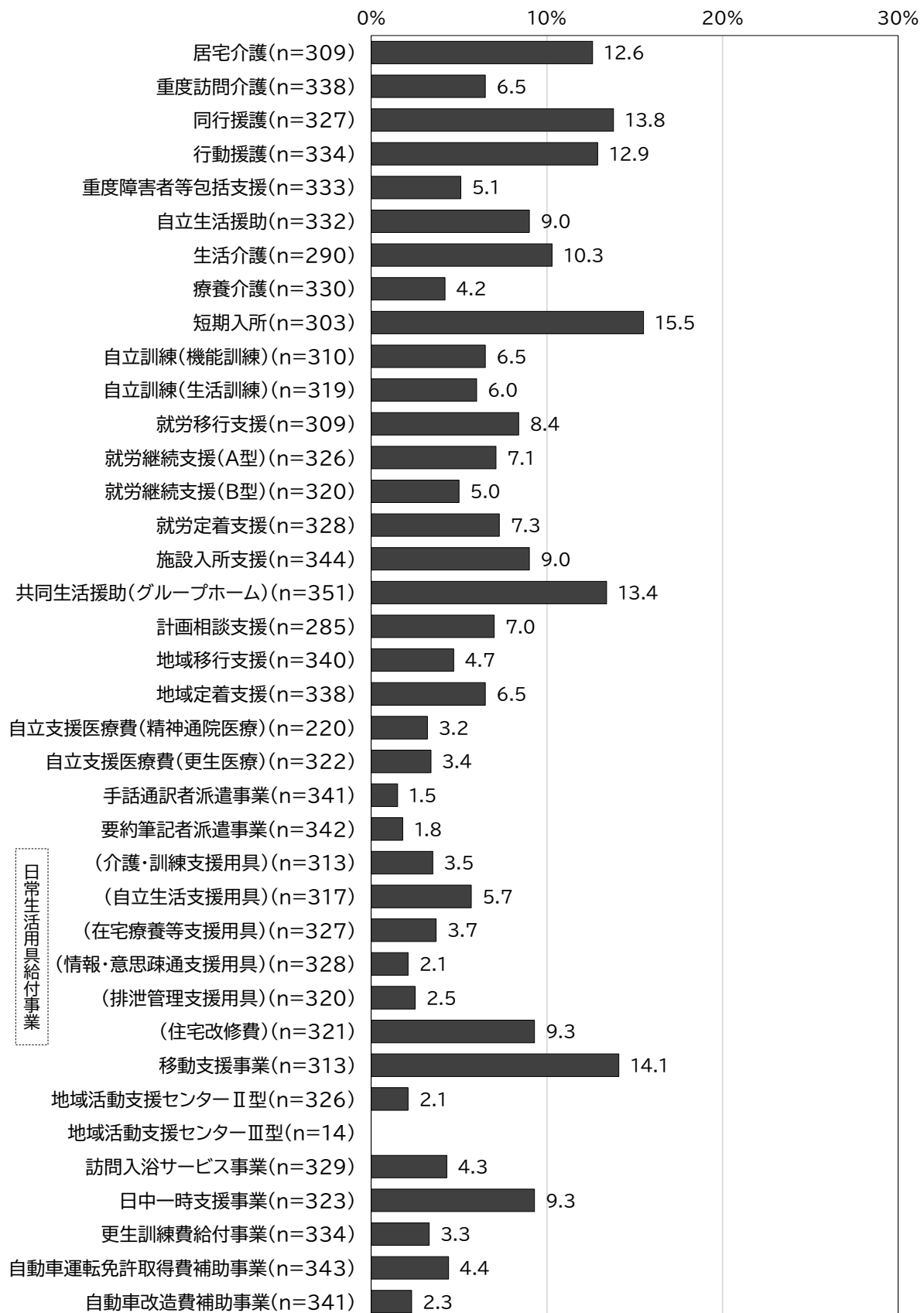
また、国、県、関係機関等による年金や手当の支給、税の優遇措置といった経済的な負担軽減策についての周知、適切な運用を図っていくことも必要です。

○現在利用している障害福祉サービス等(障がい者調査)

※図表中の「n」は、回答があった対象者数を表す。以下同じ。



○今後利用したい障害福祉サービス等(障がい者調査)



日常生活用具給付事業

第1編

第2編

第3編

第4編

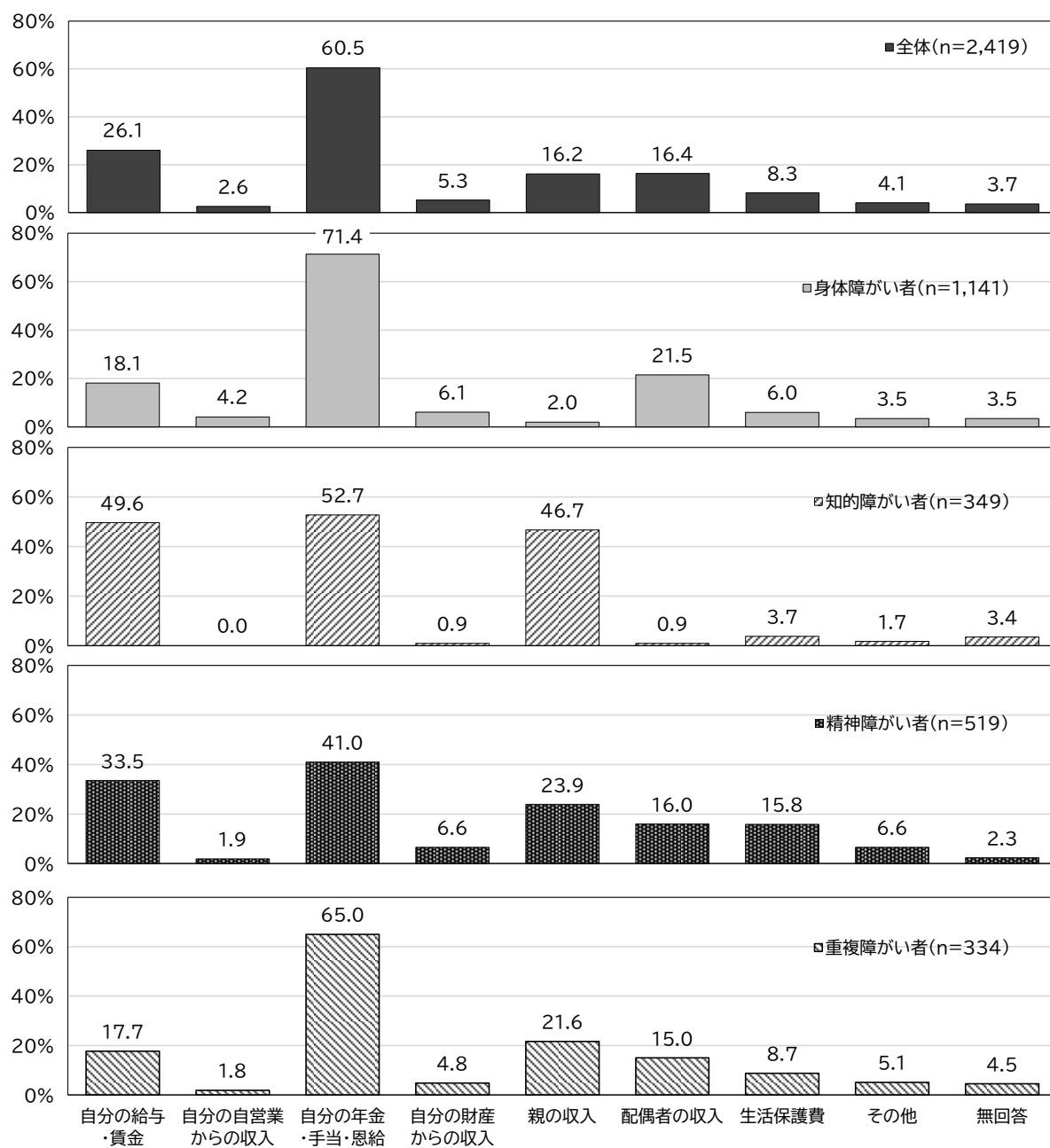
第5編

資料編

第1章

第2章

○現在の主な収入について(障がい者調査)



○生活に関する悩みについて(障がい者調査)

第1編

第2編

第3編

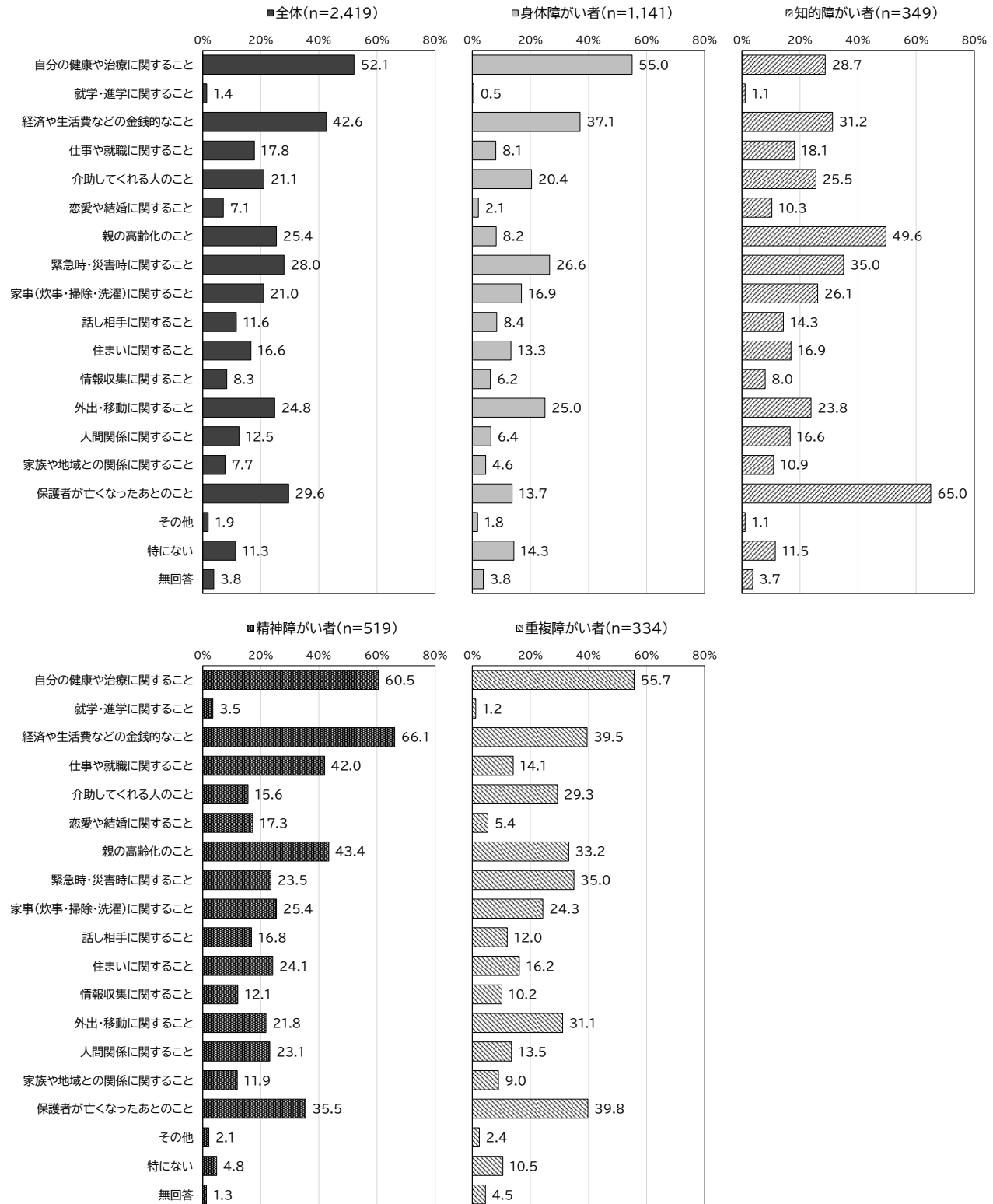
第4編

第5編

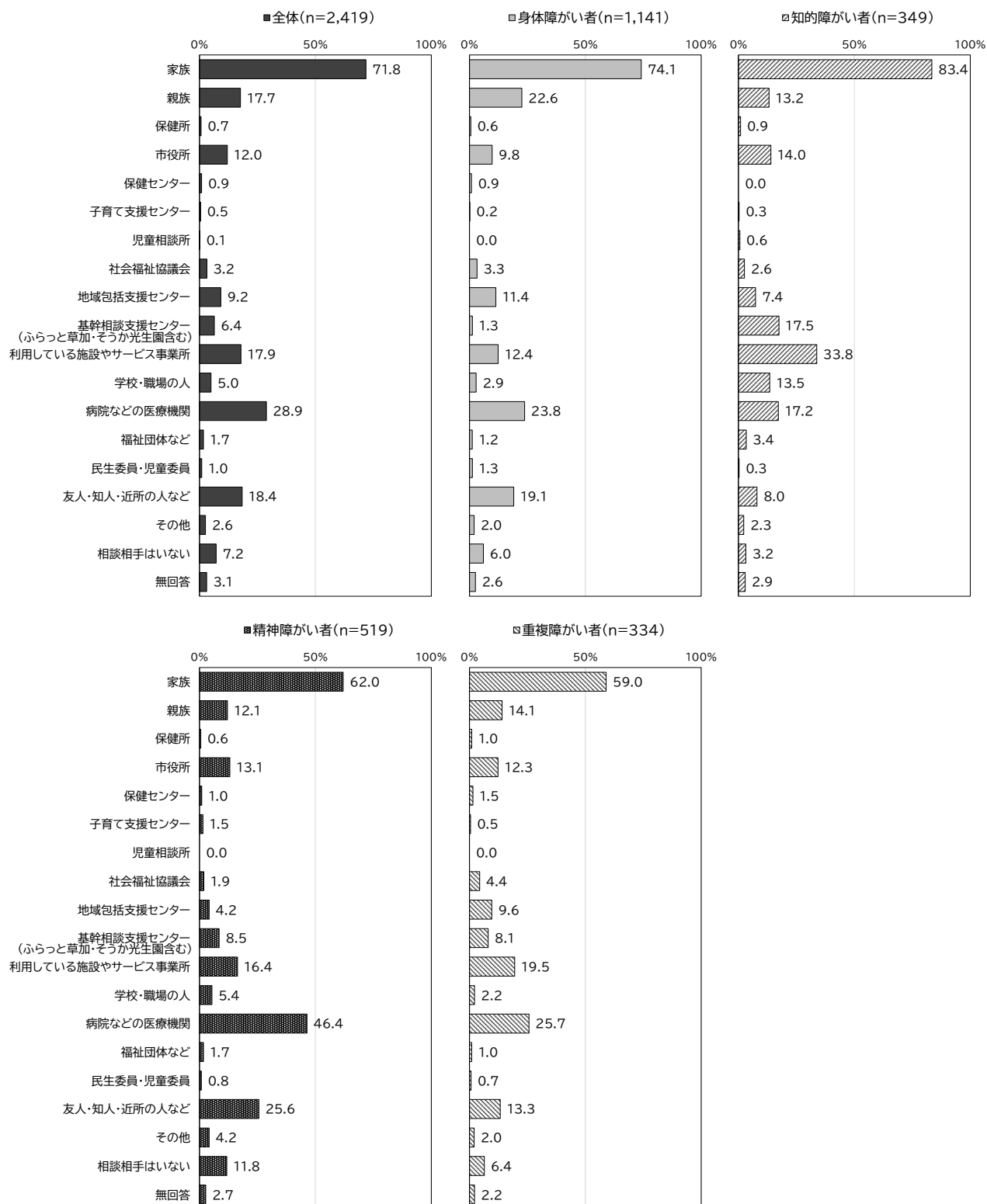
資料編

第1章

第2章



○主な相談相手について(障がい者調査)



2-1 日常生活への支援の充実

施策展開の方向

障がいのある人のニーズを把握し、日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めます。

具体的な施策

(1) 在宅生活支援の充実

○身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者等に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の在宅サービスの充実を図ります。

なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。

○利用者のニーズに応じて、休日・夜間・早朝のホームヘルプサービスを実施します。

○障害者総合支援法による障害福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加支援を旨としたものであること、介護保険制度は介護予防・自立支援を旨としたものであることを考慮して、両制度の適正な利用を図ります。

(2) 短期入所の利用促進

○身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び難病患者等のニーズに応じて、短期入所の利用促進を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。

○冠婚葬祭、介護者の病気等の緊急時利用だけでなく、介護者のレスパイトケアとして利用していただけるよう体制の整備を図ります。

(3) 日中一時支援事業の充実

日中一時支援(障がいのある方に対して、登録団体によって、日中における活動の場を提供することにより障がいのある人の家族の就労を支援、また、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するとともに、家族が緊急的に介護できない場合における障がいのある人の一時預かり等のサービスを提供するもの)については、サービス提供時間の見直し等を含めて、制度の充実を図るとともに適正な利用を推進します。

(4) 障がい児(者)生活サポート事業の推進

障がい児(者)生活サポート事業(在宅の障がいのある人又はその家族の必要に応じ、登録団体によって障がいのある人の一時預かりや派遣による介護、外出援助等の身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供するもの)については、充実を図るとともに適正な利用を推進します。

(5) 訪問入浴サービス

訪問による入浴サービスを提供し、障がいのある人等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(6) 配食サービスの充実【第九次草加市高年者プラン】

配食サービスの充実により、障がいのある人等のいる世帯の健康維持と在宅生活の維持等を図ります。

(7) おむつ支給事業の充実【第九次草加市高年者プラン】

常時おむつの使用を必要とする重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、本人及び家族の経済的負担を軽減するためにおむつ支給事業の充実を図ります。

(8) 福祉用具等に関するサービスの充実

障害福祉サービスと介護サービスの運用上の違いに留意し、難病患者等を含め身体状況に合った補装具の交付、生活環境の改善につながる日常生活用具の給付の適正な利用促進を図ります。

(9) 補助犬給付訓練費の助成

経済的負担の軽減及び社会参加を促進するため、給付を必要とする障がいのある人に対して、身体障害者補助犬法に規定する補助犬の給付を受けるための訓練費の助成を図ります。

2-2 日中活動への支援の充実

施策展開の方向

障がいのある人の心身のケアや、生活リハビリ等を行う「日中活動の場」の充実に努めます。

具体的な施策

(1) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(2) 地域活動支援センター事業

草加市総合福祉センターであいの森をはじめとした地域活動支援センターにて、障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

(3) 重症心身障がい者への支援

日中活動の場として、排せつ、食事等を介助する生活介護事業、さらに重症心身障がい者の入浴介助や医療的ケアを実施する施設として、平成29年(2017年)6月に開所した障害者生活介護事業所そよかぜの森にて、重症心身障がい者の日中活動を支援します。今後も、重症心身障がい者の日中活動の場の拡充に努めます。

2-3 居住の場への支援の充実

施策展開の方向

利用者のニーズ等を尊重しつつ、需要に合わせたグループホーム等の居住の場の整備を推進していきます。

具体的な施策

グループホームの整備

○精神障がい者を含めた地域移行を推進していくための受け皿として、住み慣れた地域で、自立した地域生活への足がかりとなるグループホームについて、関係団体及び地域住民等の協力と理解を得ながら、安心して暮らせるまちづくりを目指し、計画的な整備を推進していきます。

○親亡き後に不安を抱える保護者のため、強度行動障がい者や医療的ケアが必要な障がい者も地域移行、地域生活ができるよう環境の整備を推進していきます。

2-4 相談体制の充実

施策展開の方向

障がいのある人や家族、介助者等が抱える様々な問題の相談が、身近な場所で気軽に行えるよう、草加市基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所を中心に、障害福祉サービス事業所を含めた関係機関と草加市自立支援協議会の活用等で連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりを推進していきます。

具体的な施策

(1) 総合的な相談

○障がいがある人に対し、ライフステージに応じた障害福祉サービスの利用支援や社会資源の活用、介護者の相談、情報の提供等を総合的にを行います。

○草加市子育て支援センターでは、こどもの健全な育成を促進し、子育てに関する不安等の軽減を図るため、情報提供や相談等の子育て支援の充実を図ります。また、発達に心配又は心身に障がいのあるこどもに対し、発達支援や保護者への支援を行います。

(2) 難病の人や高次脳機能障がいの人等、特別な支援を必要とする人への相談機能の拡充

難病の人については、草加保健所が中心となっており対応していますが、草加市保健センター等でも、保健師等がその専門性を生かし、相談に応じています。

また市立病院等、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関の情報を収集・整理します。

高次脳機能障がいの人に対する支援については、埼玉県の高次脳機能障害者支援センターや医療機関等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 相談機関等の連携

草加市基幹相談支援センターを含め本市が相談支援事業を委託している相談支援事業所を中心に、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、市民相談室、草加市子育て支援センター、家庭児童相談室、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、介護事業所、地域包括支援センター、草加市保健センター、草加保健所、草加市障害者就業・生活支援センター、埼玉県発達障害者支援センター、埼玉県高次脳機能障害者支援センター等の他機関との連携を密にして、障がいのある一人一人に最も適切な情報やサービスを提供するよう努めます。

(4) 介護保険との連携

介護保険への移行、介護保険との併用について居宅介護事業所等と連携し、サービスの調整に努めます。

また、65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中等による「高次脳機能障がい」についても、介護サービスの他に障がいのある人の雇用を継続する障害福祉サービスの活用を含め、関係部署と連携に努めます。

(5) 身近な地域での相談体制の整備

草加市地域生活支援拠点等や相談支援事業のより一層の充実により、障がいのある人が安心できる相談体制の整備を行います。

ユニバーサルデザインの考え方に基づくインターネットのメールを使用した相談や電話・ファクスを使用した相談等、障がいの種別に関わらず気軽に相談できる体制を整備します。

2-5 権利擁護の推進

施策展開の方向

障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の理念に基づき、障がいのある人の権利擁護に努めます。

具体的な施策

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭搾取といった悪質な権利侵害の防止・救済等、障がいのある人の権利擁護の強化に努めます。

障がいのある人の権利を擁護する仕組みには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」と後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が財産管理や法的な契約事務を行う「市民後見」があります。

今後も、障害者虐待防止法の趣旨も踏まえ、そうか成年後見サポートセンターをはじめとし、障がいのある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進め、障がいのある人の権利擁護に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法が平成28年(2016年)4月に施行されたことに伴い、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供をはじめとした障害者差別解消法の趣旨や、障がいに対する理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努め、障がいの有無に関わらず共生できる社会の実現を自指すとともに、障がいに対する理解の促進や必要な合理的配慮の提供等が図られるよう、市職員への研修や市役所窓口への筆談カードや絵カード等の設置、市民、事業者等に向けての講習会等を実施していきます。

3 いきいきと働ける仕組みをつくる[雇用・就業]

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査において、障がい者に対し現在の就労状況について聞いたところ、障がい者全体では「働いている」と回答した割合が30.8%、「働いていない」と回答した割合が62.9%を占めています。障がい種類別に見ると、知的障がい者では「働いている」と回答した割合が62.2%を占め、他の障がいの種類と比較して割合が高くなっています。

年齢別に見ると、どの障がい種類別においても年齢が低いほど「働いている」と回答した割合が高いものの、その割合は障がい種類別によって異なっていることがわかります。

「働いている」と回答した者に対し、就職したきっかけを聞いたところ、障がい者全体では「ハローワーク」と回答した割合が最も高く、次いで「友人・家族・知人などからの紹介」「特別支援学校の紹介」の順となっており、障がい種類別に見ると身体障がい者と精神障がい者は「ハローワークの紹介」が、知的障がい者は「特別支援学校の紹介」が、重複障がい者では「友人・家族・知人などからの紹介」が最も多くなっています。

就労意向について聞いたところ、知的障がい者及び精神障がい者では「働きたい」と回答した割合が「働けない」「働きたくない」と回答した割合を大きく上回っており、障がい者の就労に対する意欲が高いことがわかります。

「働きたい」と回答した者のうち、働きたい職業の種類について聞いたところ、どの障がい種類別においても「軽作業」と回答した割合が最も高く、知的障がい者では割合が半数を超えて最も高くなっています。精神障がい者では「一般事務員」も多くなっています。

一方「働いていない」と回答した者に対し、働いていない理由について聞いたところ、身体障がい者では「高齢のため」と回答した割合が75.3%と過半数を超え、次いで「障がい重い、病弱である」が37.3%を占めますが、知的障がい者と重複障がい者で「障がい重い、病弱である」が最も多くなっています。精神障がい者では「働くことが不安である」と回答した割合が最も高く、「障がい重い、病弱である」「働く意欲がわからない」「職場の人間関係がわずらわしい」との回答も多く挙げられています。

企業アンケートにおいて、障がい者の雇用実績の有無をきいたところ、8割以上が障がい者雇用をしたことがなく、その理由として「勤務時間や雇用形態の配慮が困難である」「労働意欲・作業態度に不安がある」「業務内容・労働時間に関し家族への配慮が必要か、家族からの理解が得られるかわからない」が多く挙げられています。そして、障がい者を雇用するための課題は「会社内に適当な仕事があるか確認する必要がある」「職場の安全面の配慮が適切にできるかわからない」「障がい者雇用についてのイメージやノウハウがない」等が挙げられ、企業の受け入れる準備が整っていないことがうかがえます。

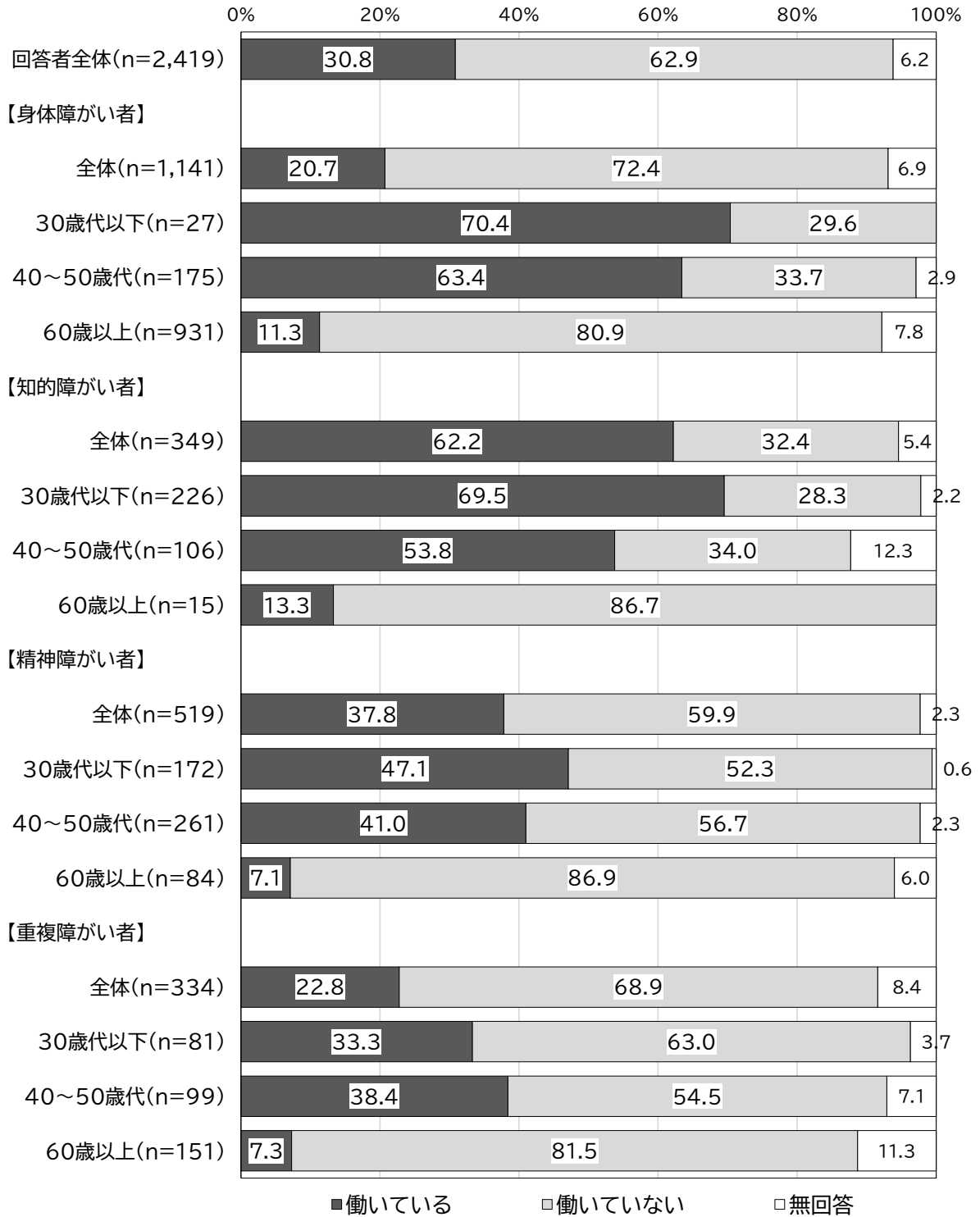
いっぽう げんざいまた か こ し ょ う し ゃ こ よ う きぎょうおよ じぎょうしよ たい し ょ う し ゃ
一方、現在又は過去に障がい者を雇用したことがある企業及び事業所に対し、障がい者を
こ よ う け い い き ざ い し ょ く ち ゅ う し ょ う し ゃ
雇用した経緯を聞いたところ、「在職中に障がい者になった従業員を継続雇用している」
「社会的責任を果たすための取り組みとして採用した」「必要となる人材だったため採用した」
「法定雇用率達成のため」等が理由として挙げられ、障がい者を雇用したことによるメリット
については、「障がい者に対する理解が深まった」「従業員間で協力意識が高まった」「社会
こ う け ん
貢献ができた」ことが挙げられています。

つぎ し ょ う し ゃ と う こ よ う し え ん せ い ど に ん ち じ ょ う き ょ う き
次に、障がい者等の雇用支援制度の認知状況について聞いたところ、「特定求職者雇用
かい は つ じ ょ せ い き ん し ょ う し ゃ こ よ う り つ せ い ど し ょ う し ゃ こ よ う の う ぶ き ん せ い ど と う し
開発助成金」「障がい者雇用率制度」「障がい者雇用納付金制度」等を知っている企業が累計
やく わり いっぽう とく かい と う きぎょう
で約3割ある一方で、「特にない」と回答した企業が65.5%あることから、障がい者を雇用し
たことがある企業とない企業と比較して認知状況に差があることがわかります。

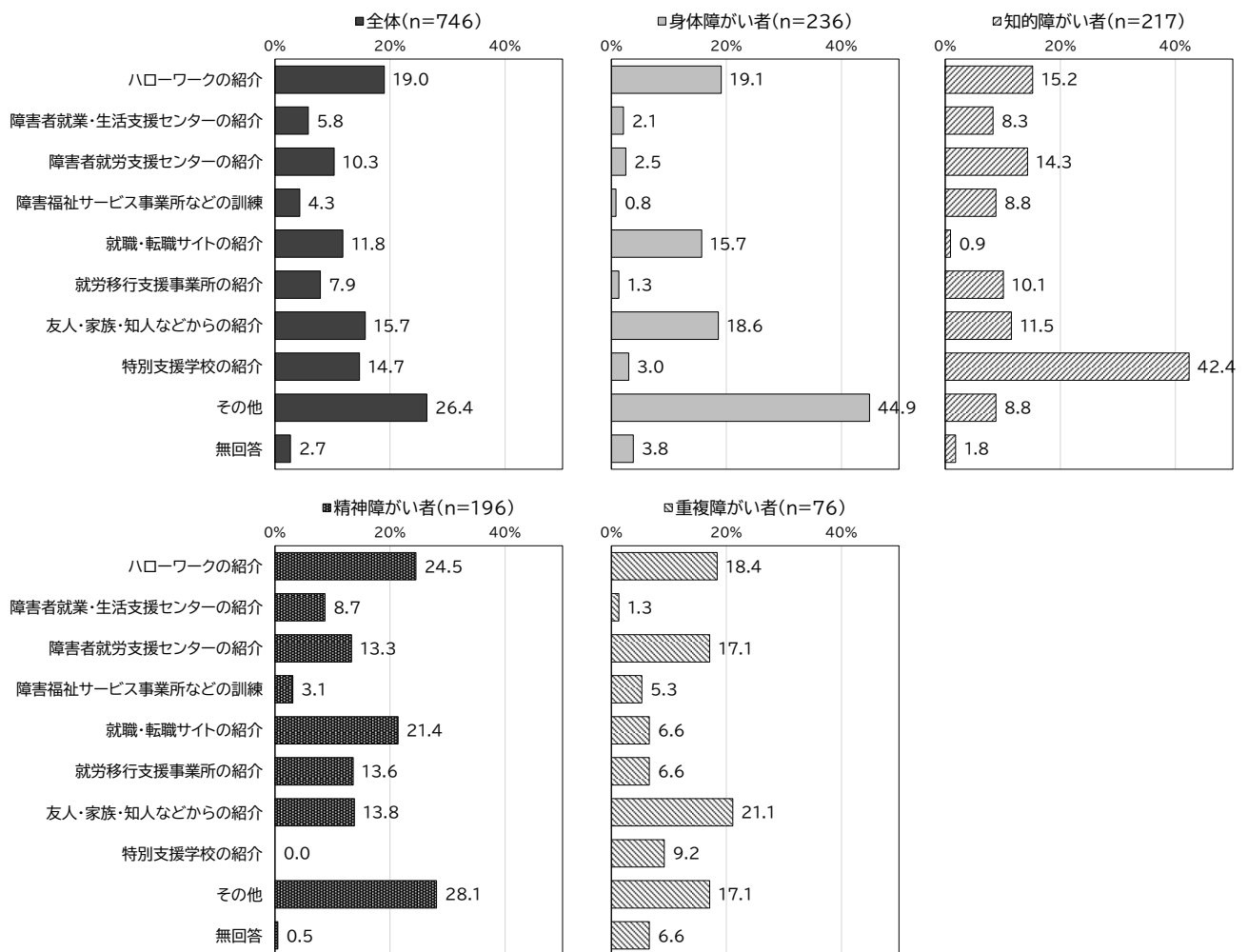
また、し ょ う し ゃ こ よ う け い け ん う む じ ゅ う ぎ ょ う い ん し ょ う し ゃ
障がい者雇用の経験の有無は、従業員における障がい者への理解に影響を与えて
いることもわかります。

こ う し た じ ょ う き ょ う か く き か ん れ ん け い し ょ う ひ と し ゅ う ろ う そ く し ん じ ゃ ょ う し ゃ
こうした状況から、各機関が連携した障がいのある人の就労促進と、事業所への障がい
し ゃ こ よ う り かい そ く し ん も と
者雇用についての理解促進が求められています。

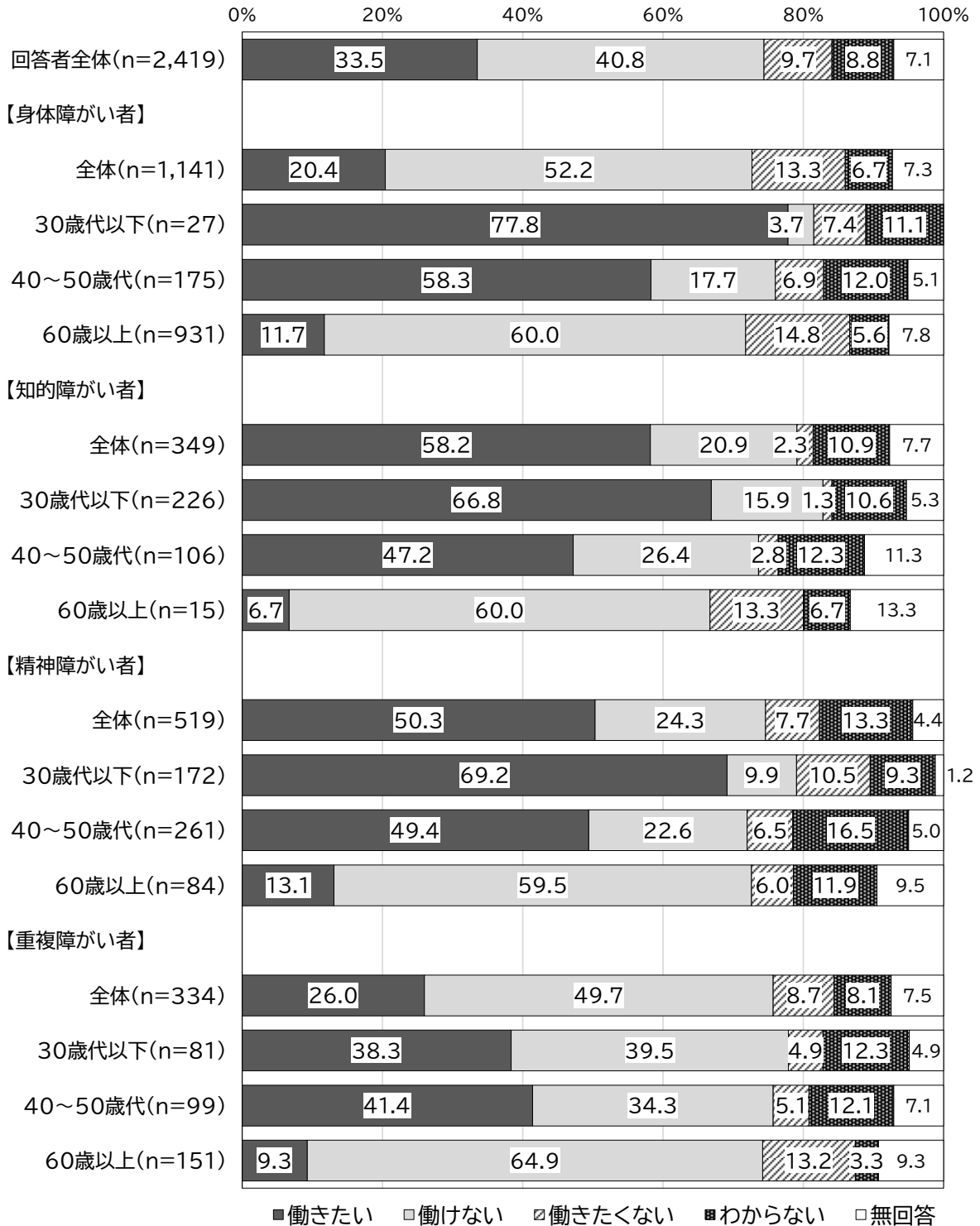
○あなたは現在、働いていますか(障がい者調査 障がい別・年齢別)



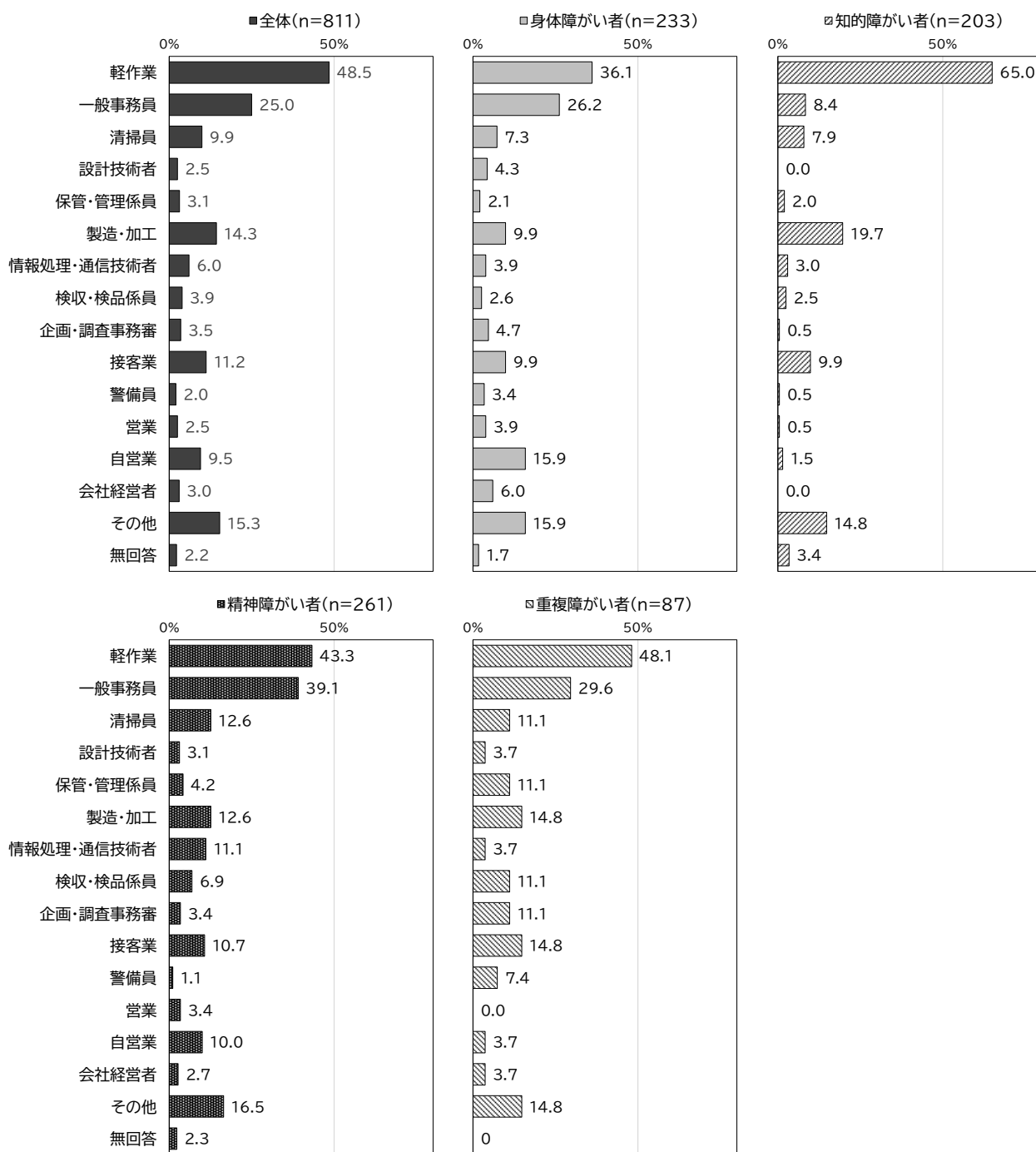
げんざい しごと しゅうしょく なん し ょ う し ゃ ち ょ う さ
○現在の仕事に就職したきっかけは何ですか(障がい者調査)



○あなたは今後(将来)働きたいですか(障がい者調査 障がい・年齢別)



○希望する将来の職業について(障がい者、障がい児の保護者調査)



○働きたくない(働けない)理由(障がい者調査)

第1編

第2編

第3編

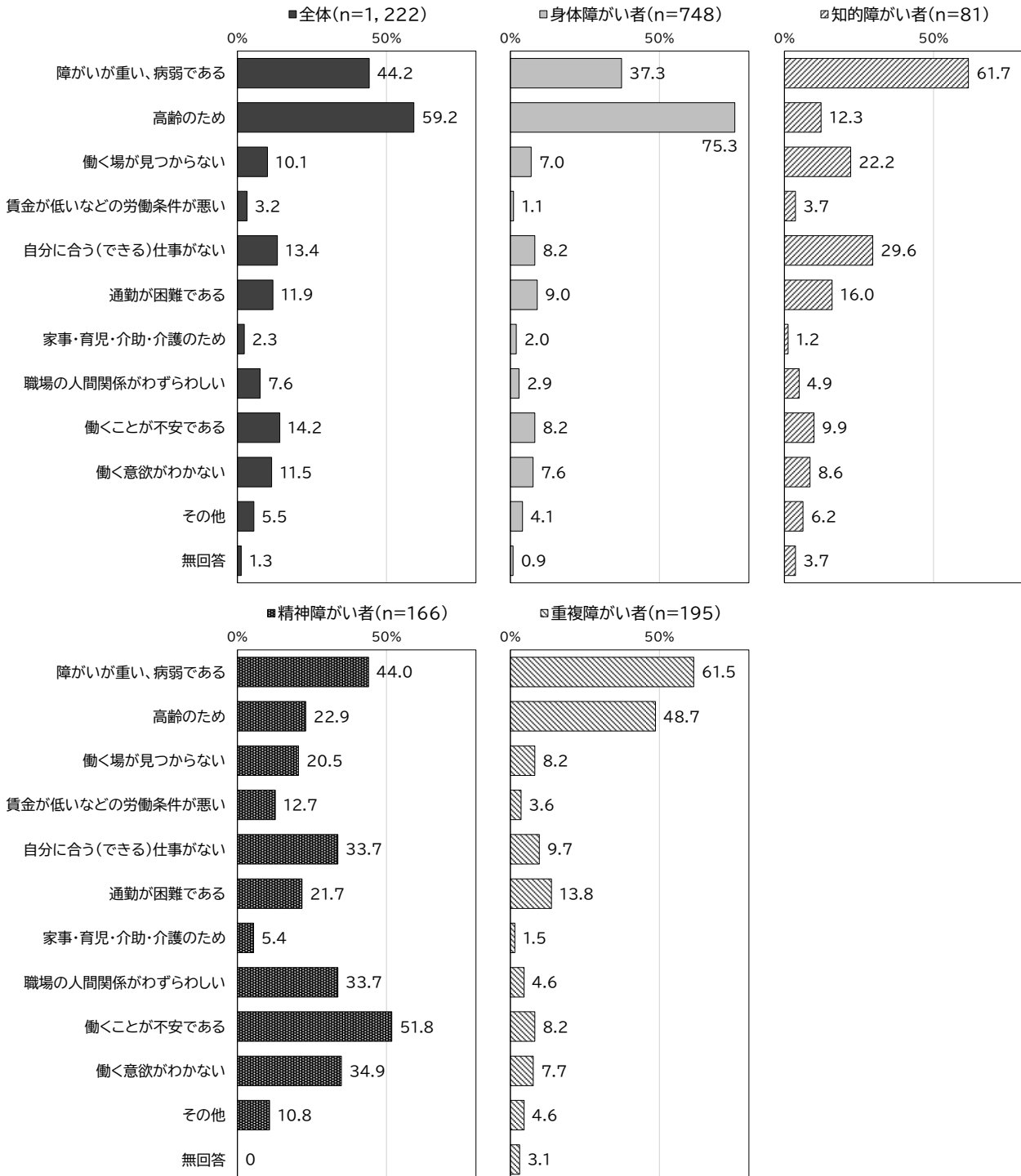
第4編

第5編

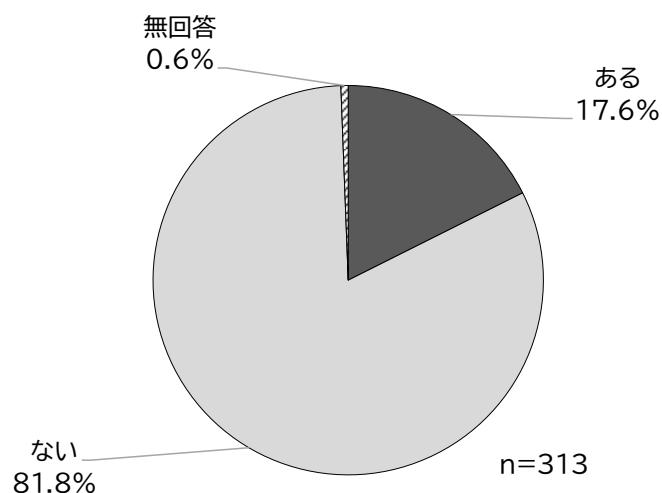
資料編

第1章

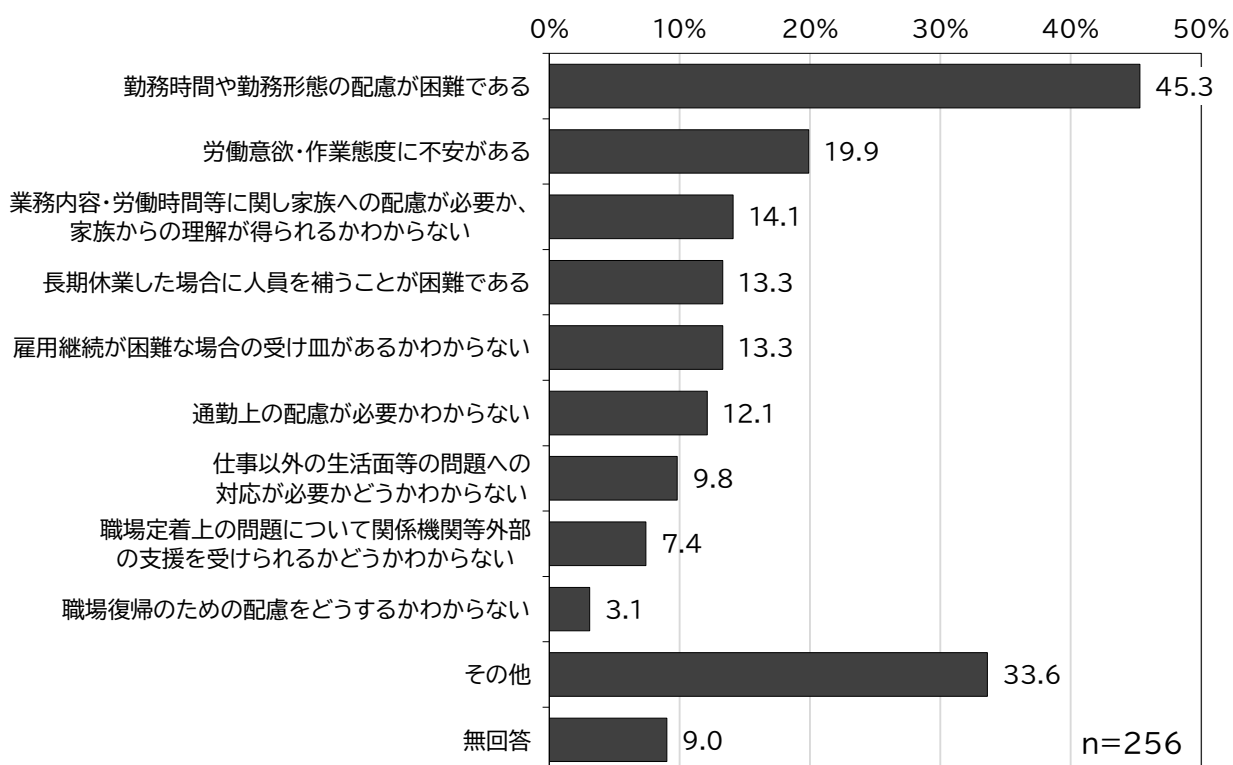
第2章



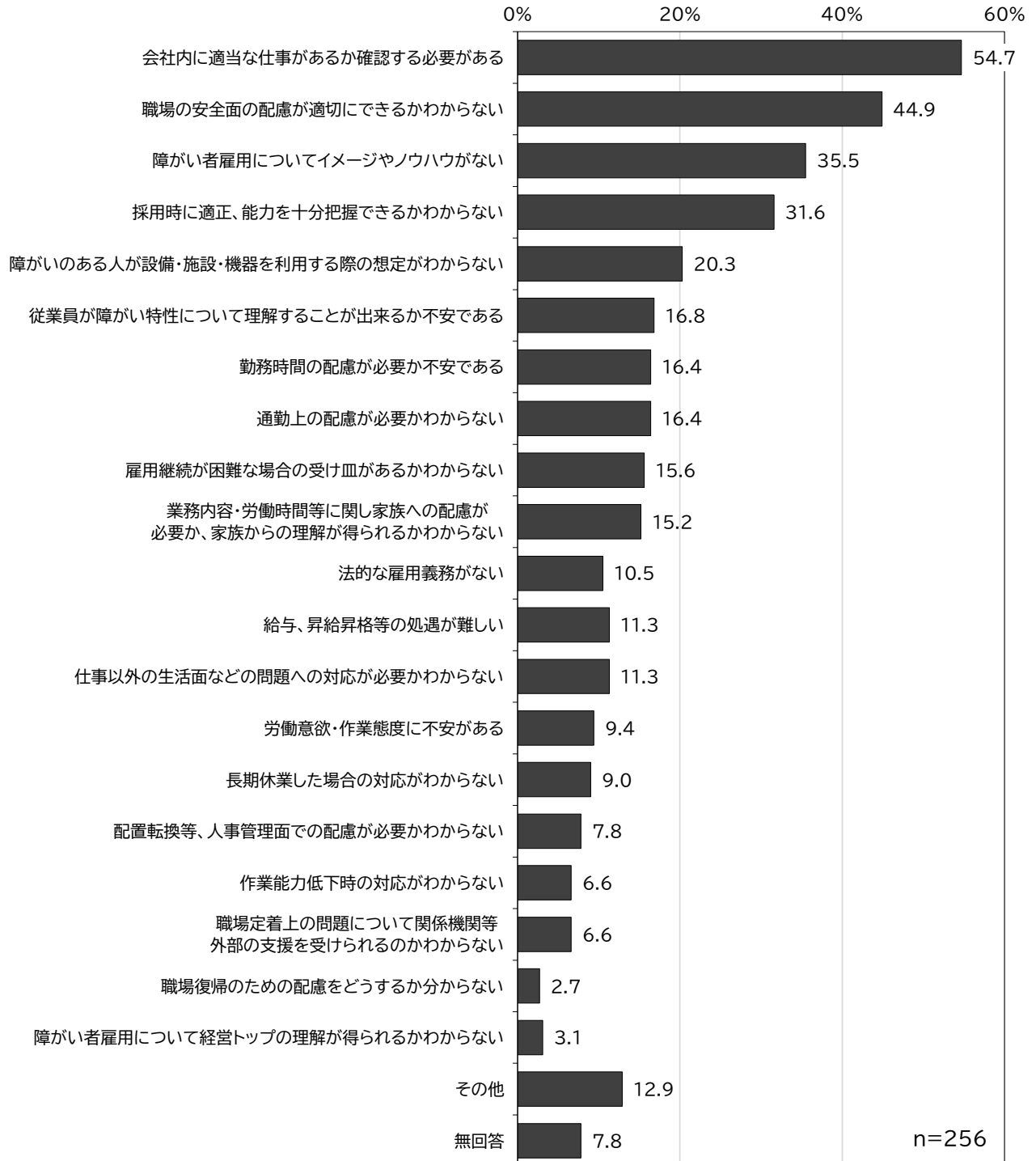
○障がい者を雇用した経緯について(企業・事業所調査)



○障がい者を雇用したことがない理由(企業・事業所調査)



○障がい者を雇用するにあたっての課題(企業・事業所調査)



○障がい者雇用した経緯について(企業・事業所調査)

n=55	件数	%
在職中に障がい者になった従業員を継続雇用している	17	30.9
必要となる人材だったため雇用した	14	25.5
社会的責任を果たすための取組として雇用した	14	25.5
官公庁、学校、団体、当事者からの要望があったため雇用した	6	10.9
法定雇用率達成のために雇用した	4	7.3
草加市障害者就労支援センターからの紹介があったため雇用した	3	5.5
その他	12	21.8
無回答	2	3.6

○障がい者を雇用したことによるメリットについて(企業・事業所調査)

n=34	件数	%
障がいのある人に対する理解が深まった	8	23.5
従業員間で協力意識が高まった	5	14.7
社会貢献ができた	4	11.8
視野が広がり、新しい発想が生まれた	3	8.8
従業員間のコミュニケーションが豊かになった	2	5.9
人事管理能力が高まった	2	5.9
地域とのつながりができた	2	5.9
ワークシェアリングが進んだ	1	2.9
その他	1	2.9
特にない	17	50.0
無回答	2	5.9

○障がい者等の雇用支援制度の認知状況について(企業・事業所調査)

n=313	件数	%
特定求職者雇用開発助成金	34	10.9
障がい者雇用率制度	29	9.3
障がい者雇用納付金制度	23	7.3
地域障害者職業センター	22	7.0
障がい者トライアル雇用事業	20	6.4
精神障がい者総合雇用支援	12	3.8
職場適応援助者(ジョブコーチ)事業	11	3.5
短期職場適応訓練	9	2.9
特例子会社制度	7	2.2
雇用管理サポート事業	7	2.2
その他	1	0.3
特にない	205	65.5
無回答	31	9.9

3-1 就労支援体制の構築

施策展開の方向

障害者総合支援法、障害者雇用促進法の改正等を踏まえて、ハローワーク、草加市障害者就労支援センターや東部障がい者就業・生活支援センターみらいを中心として関係機関と各事業所が連携し、啓発活動や職場開拓、職場訓練、就労中の支援、定着支援、離職後の支援等、障がいのある人の就労に関して連続した支援体制の構築を行います。

また、障害者雇用促進法の理念に基づき、企業とも連携、協力し、障がいのある方の就労に向けた支援に努めます。

具体的な施策

(1) 啓発・広報活動の実施

ハローワークや現に障がい者を雇用している企業等との連携を通じ、障がいのある人の就労支援に関して事業者や市民の理解と協力を得られるように努めます。

(2) 就労相談の充実

障がいのある人やその家族、事業者、特別支援学校、福祉施設、医療機関等からの、障がいのある人の就労や雇用に関する相談支援を行います。

(3) 職場開拓の推進

ハローワークや特別支援学校、福祉施設、医療機関等、その他障がい者雇用に向けた関係機関、事業所等と協力し、障がいのある人の職場体験実習の場を設け雇用事業者の開拓を図ります。

(4) 就労支援体制の構築

○就職準備支援として、障がいの状況や就労経験の有無、本人の希望、地域障害者職業センター等の職業適性評価等を勘案し、就労に向けた情報提供をはじめ、適切な支援を行います。

○個別相談や事業所への同行支援を含めた職場実習を通じて、障がいのある人の就労に向けた育成訓練を行うとともに、障がい者雇用への理解と就労機会の拡大を図ります。

○就労支援として、現に障がい者を雇用している事業所と連携し、職場定着に向けた定期訪問、継続相談、医療同行支援等を行い、安定した就労が維持されるよう支援します。

○自己都合又は会社都合による離職に関する事前調整の支援を行うとともに、その状況を把握し、再就労に向けた必要な情報提供や支援を行います。また、適切な状況把握に努めながら、ステップアップを目的とした転職の支援も行います。

○高等学校及び特別支援学校卒業後の進路について、就労を希望する者のニーズを把握し、就労に向けた支援を行います。

(5) 連絡調整

個別の支援調整が必要な人について、関係機関の連携のもと、支援内容の検討や調整、情報交換を行うとともに、障がいのある人の就労支援に関連した支援を行うため、必要に応じて連絡調整を行います。

(6) 関係機関との連携

情報・意見交換から障がいのある人の就労支援に必要な連携を図るため、特別支援学校、雇用援助機関、障がい者福祉施設、障がい者施設を運営している障がい者関係団体、障がいのある人を雇用している事業所と草加市障害者就労支援センター職員による「草加市障害者就労支援連絡会」を開催します。

障害者雇用促進法に基づき、雇用の場における障がいのある人に対し不当な差別的取り扱い等がないよう事業主や関係機関と定期的に連絡会等を行います。

(7) 福祉的就労等から一般就労への移行促進

草加市障害者就労支援センターの登録者を中心に、事業者及び障害福祉サービス事業所等と協力し、就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援A型やB型事業所に通所している福祉的就労者のうち一般就労が可能な人について、企業等への就労を促進します。

(8) 障がい者優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するよう、市内事業所を対象に提供できる物品や役務の内容を調査し、調査結果を庁内に周知し、発注の増加を図り、働く障がいのある人の就労意欲の向上に努めます。

3-2 一般就労の促進

施策展開の方向

ハローワークや経済団体と連携し、事業所の理解を得ながら、障がいのある人の一般就労の促進に努めます。

具体的な施策

(1) 就労移行支援事業

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行い、障がいのある人に対する一般就労への促進を図ります。

(2) 就労定着支援事業

平成30年度(2018年度)に創設されたサービスである就労定着支援については、サービスを提供する事業所と連携し、地域の実情に鑑み、一般就労への定着に向けた適切な支援を行うことができるよう努めます。

(3) 就労選択支援事業

就労選択支援事業の事業所が主体となって、市、計画相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、医療機関等のうち、必要な機関を参集し、障がいのある人と協同し、アセスメントを行い、アセスメントの結果、一般就労が適切であった場合、ハローワークが中心となって、職業指導等を実施し、一般就労への促進を図ります。

3-3 行政組織内の障がい者雇用対策の強化

施策展開の方向

地方公共団体の障害者法定雇用率は、令和6年度(2023年度)から常用労働者の3%以上(経過措置により、当分の間は、2.8%以上)となっています。

具体的な施策

(1) 市役所業務での雇用及び実習

○新規職員を採用する際には、障がいのある人の採用促進に努めます。

○職場実習の一環として、市役所内外での実習を実施するとともに、一般企業での実習へと拡大を図ります。

(2) 職場環境のバリアフリー化の促進

職場環境のバリアフリー化を促進するために、関係各課と調整し、段差の解消や必要な有効幅員の確保、車いすを利用する人も含め、誰でも利用できるトイレの設置等を進めます。

3-4 福祉的就労の促進

施策展開の方向

基本理念である「ノーマライゼーション～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる～」を実現するには、他者と自身という互いの存在を認め合うことが必要です。

障がいのある人にとって、互いの存在を認め合い支え合う社会になってこそ、障がいの状態の能力や適性に沿った様々な就労の形態が創出されると考えます。

そこで、地域や事業者、福祉団体との連携、協力を得ながら、障がいのある人が主体的に行動できる自立した就労の場としての福祉的就労を促進します。

具体的な施策

(1) 地域との連携

施設生活から地域生活への移行や自立した生活に向けて、地域や経済団体との連携、協力を得ながら障がい者の雇用を創出することに取り組みます。

(2) 就労継続支援A型事業

必要に応じて就労選択支援を利用し、本人と協同して作成したアセスメントの結果、一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がいのある人に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供を行います。

(3) 就労継続支援B型事業

必要に応じて就労選択支援を利用し、本人と協同して作成したアセスメントの結果、一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がいのある人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

(4) 地域活動支援センターⅢ型(サービス向上型A・B型)事業

障がいのある人が通所し、創作的活動や生産活動を行う中で社会との交流の促進を図るとともに、障がいのある人の特性に応じた生活訓練、作業訓練その他必要な支援を行います。

(5) 地域活動支援センターⅢ型(サービス向上型C型)事業の運営に対する補助

精神障がいのある人が通所し、生活リズムの立て直しや社会的自立を図る機能を持つ地域活動支援センターⅢ型(サービス向上型C型)の運営に対し、補助金を交付します。

4 市民の福祉意識を高める[啓発・広報]

現状と課題

令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査において、「障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか」の問いに対し、身体障がい者は「ほとんどない」と「まったくない」を合計した割合が65.0%という結果になっています。また、知的障がい者と精神障がい者は「よくある」と「時々ある」を合計した割合が半数近くという結果となっています。

次に、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか」の問いに対し、全体として「あまり感じない」「まったく感じない」を合計した割合が「とても感じる」「多少は感じる」を合計した割合を上回り、特に精神障がいのある人はその傾向が顕著になっています。

障がい者への理解が深まっていないと感じる理由に関しては、「援助を頼みにくい」「適切な援助が得られない」「特別な視線を感じる」「差別を感じる」ことが多く挙げられています。

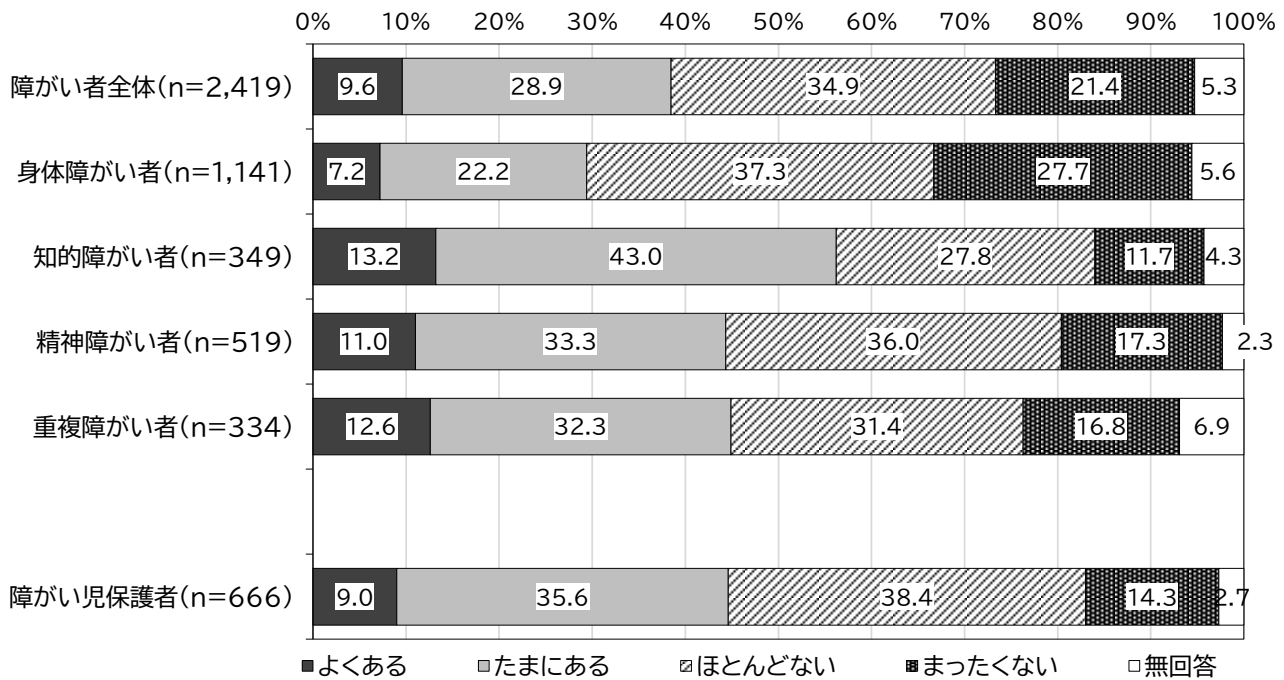
一方で、「適切な援助が受けられるようになった」「差別を感じなくなった」「人から話しかけられるようになった」「援助を頼みやすくなった」こと等を理由に、障がい者への理解が深まっていると感じる人も約40%いることもわかります。

同様に、障がい者、障がい児の保護者と障がい者を除いた市民の障がい者に対する理解の深まりについて聞いたところ、いずれも「あまり感じない」「まったく感じない」を合計した割合が「とても感じる」「多少は感じる」を合計した割合を大きく上回る結果となっており、その理由として障がい児の保護者においては「特別な視線を感じる」「援助を頼みにくい」「こどもに障がいのない人の仲間ができない」こと、障がい者を除いた市民においては「障がい者を援助している人を見かけない」「障がい者や障がい福祉に詳しい人が周囲にいない」「障がい者支援のボランティアが周囲にいない」ことが多く挙げられています。

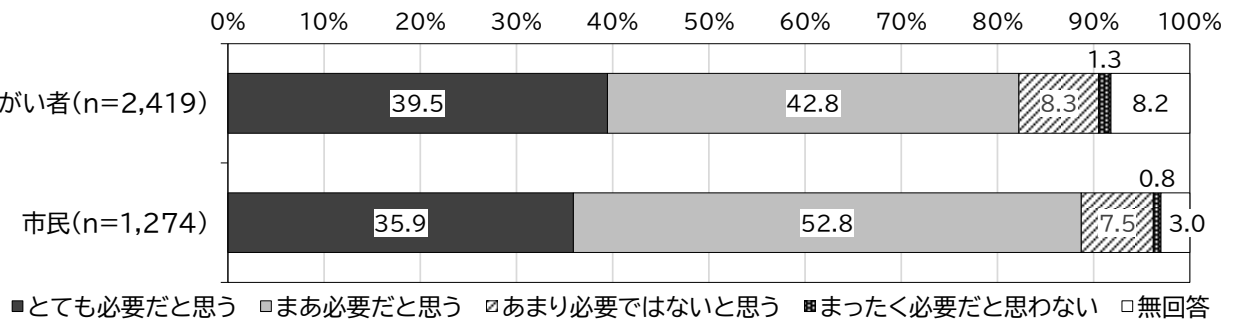
こうした現状から、障がいに関する正しい知識の普及と、障がいのある人となない人との交流を通じて障がい者への偏見や差別が解消されるよう、多様なメディアでの広報活動や福祉教育、また障がいのある人となない人が交流できる機会の充実を図ることが引き続き求められます。

また、障がいのある人が地域で安心して暮らすには、地域での日常的な支え合いも不可欠なことから、ボランティア活動の一層の促進が求められます。

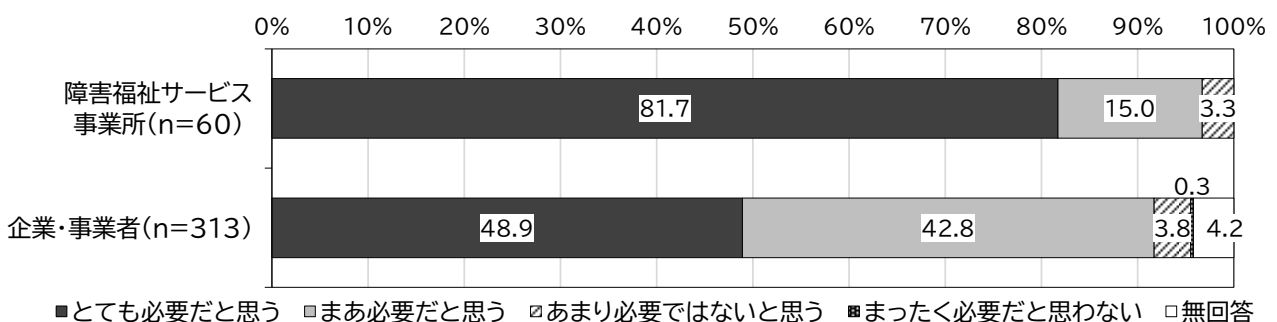
○障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたこと(障がい者調査)



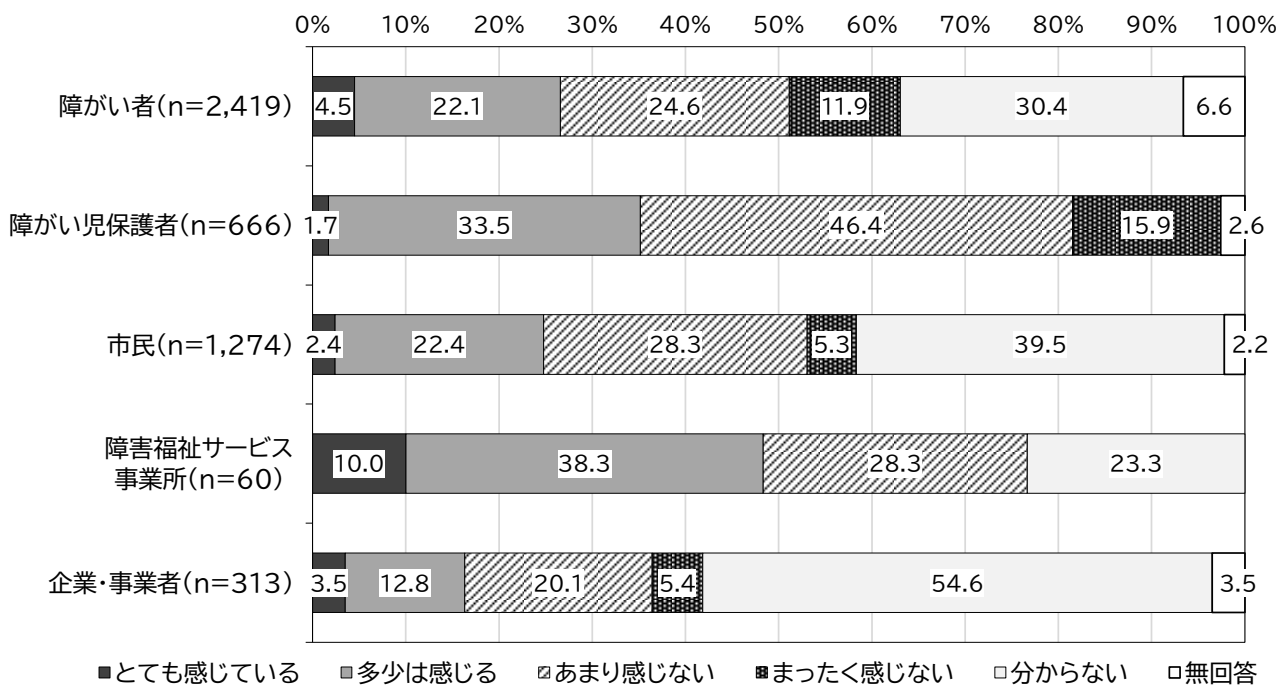
○障がいのある人とない人のつながりを深めていくことについて(障がい者調査・市民調査)



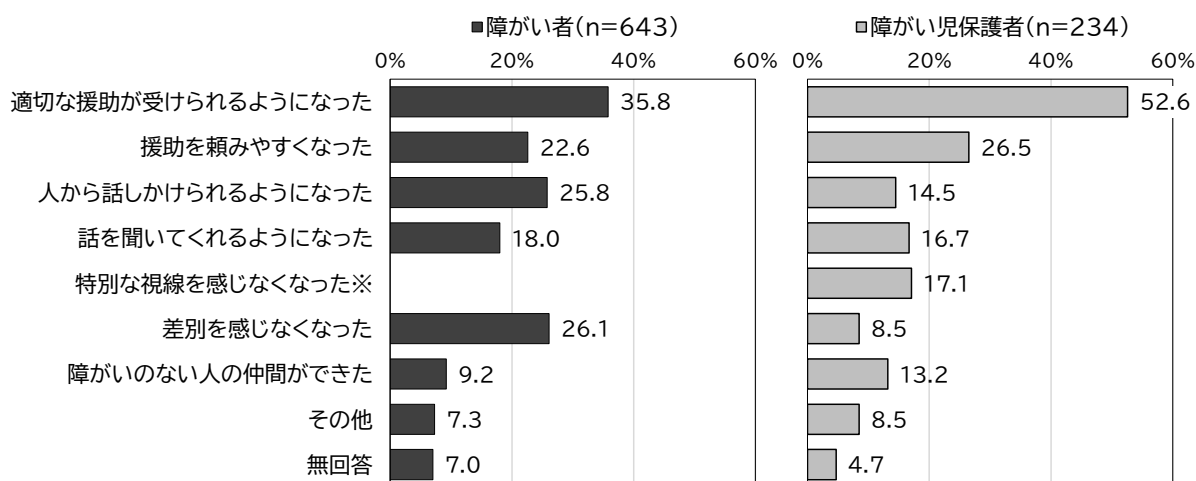
○障がいのある人が、社会とのかかわりを持つこと
(障害福祉サービス事業者調査・企業・事業者調査)



○地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか
(障がい者調査・障がい児保護者調査・市民調査・
障害福祉サービス事業所調査・企業・事業者調査)

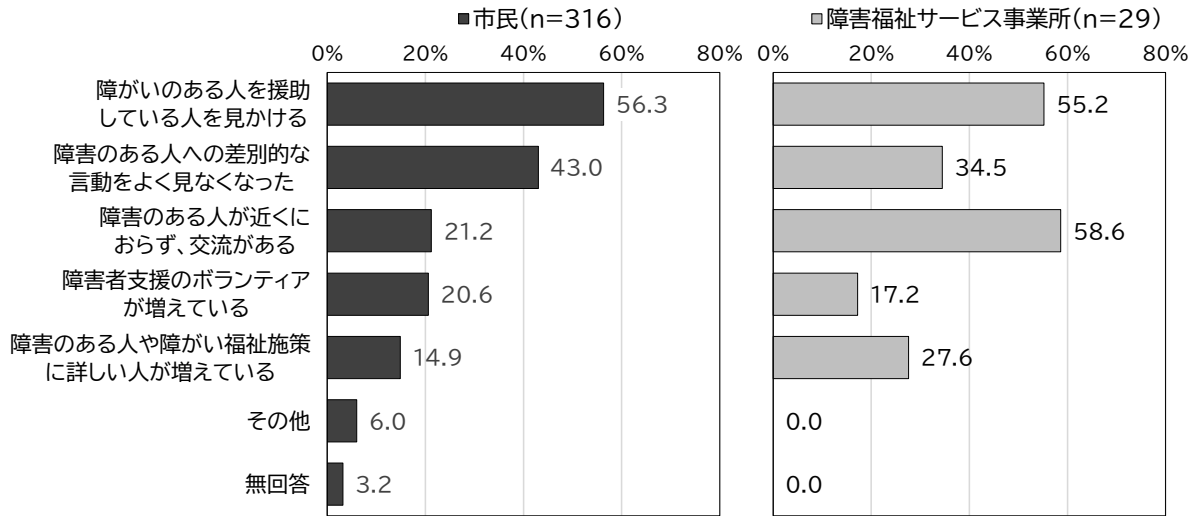


○理解が深まっていると感じる理由①(障がい者調査・障がい児保護者調査)

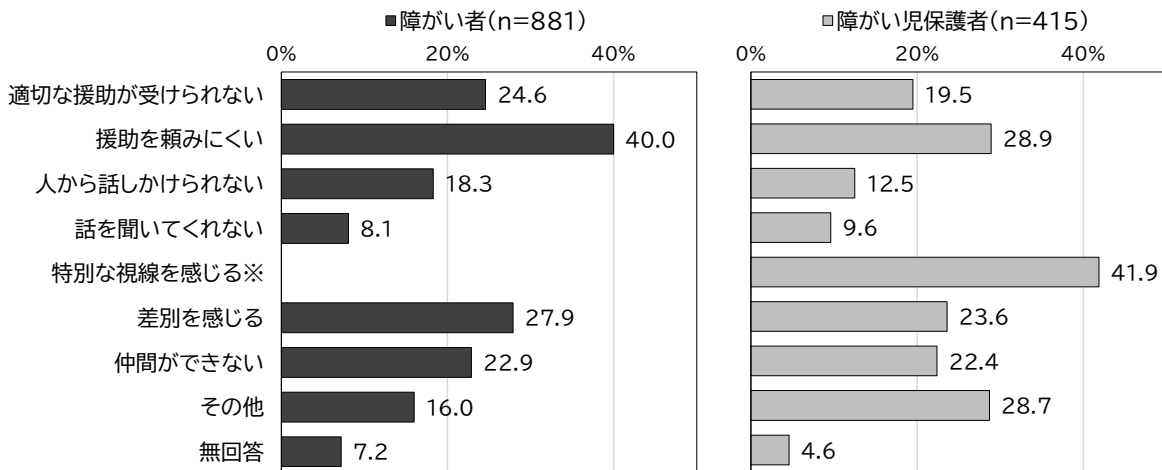


※「特別な視線を感じなくなった」は障がい児保護者調査のみの選択肢

○理解が深まっていると感じる理由②(市民調査・障害福祉サービス事業所調査)

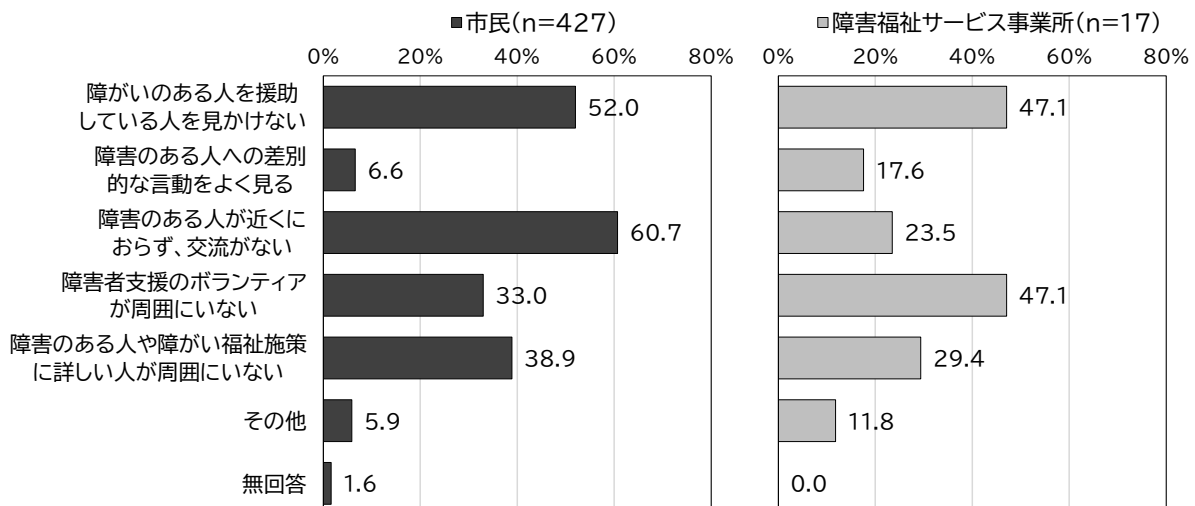


○理解が深まっていないと感じる理由①(障がい者調査・障がい児保護者調査)

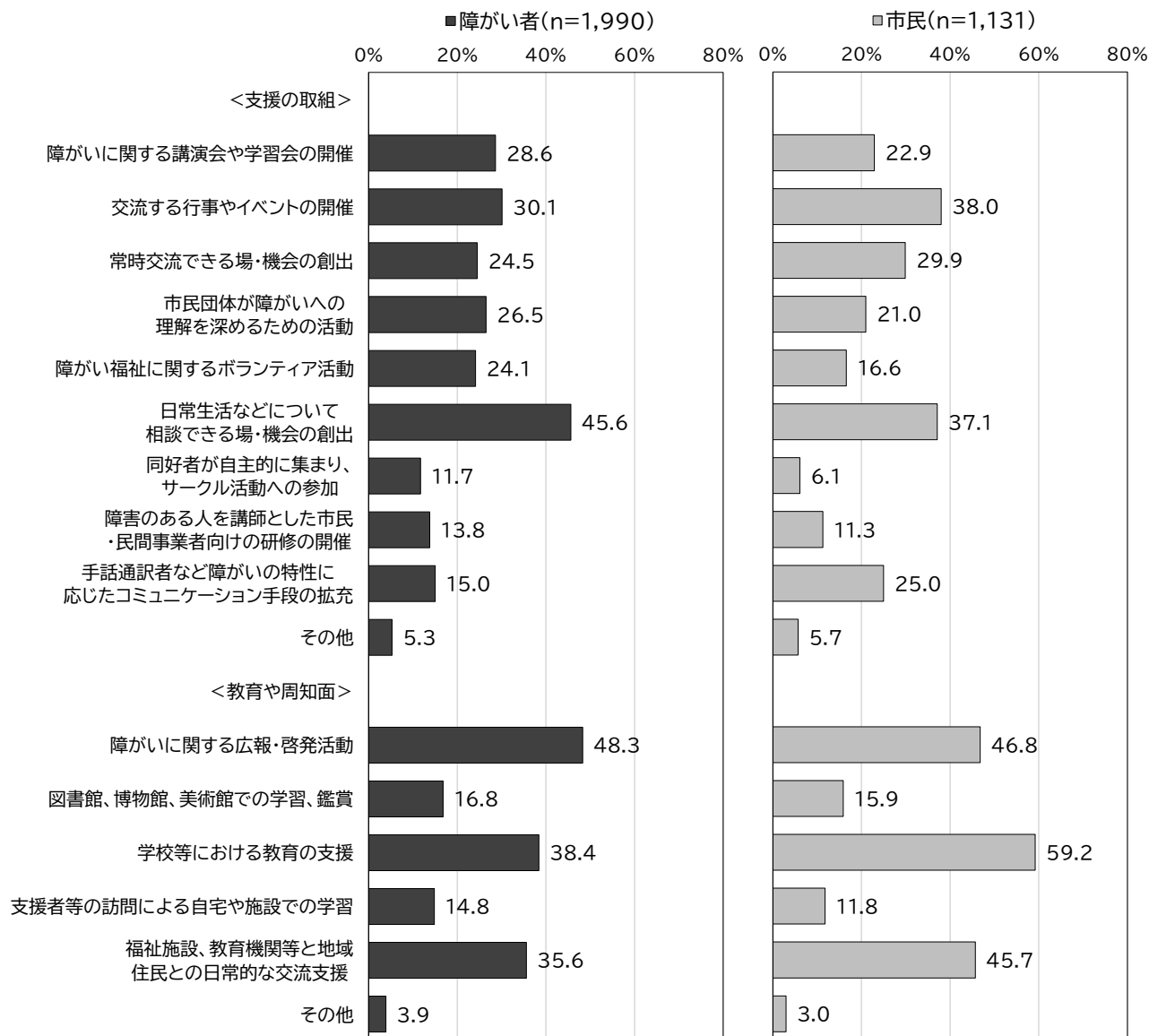


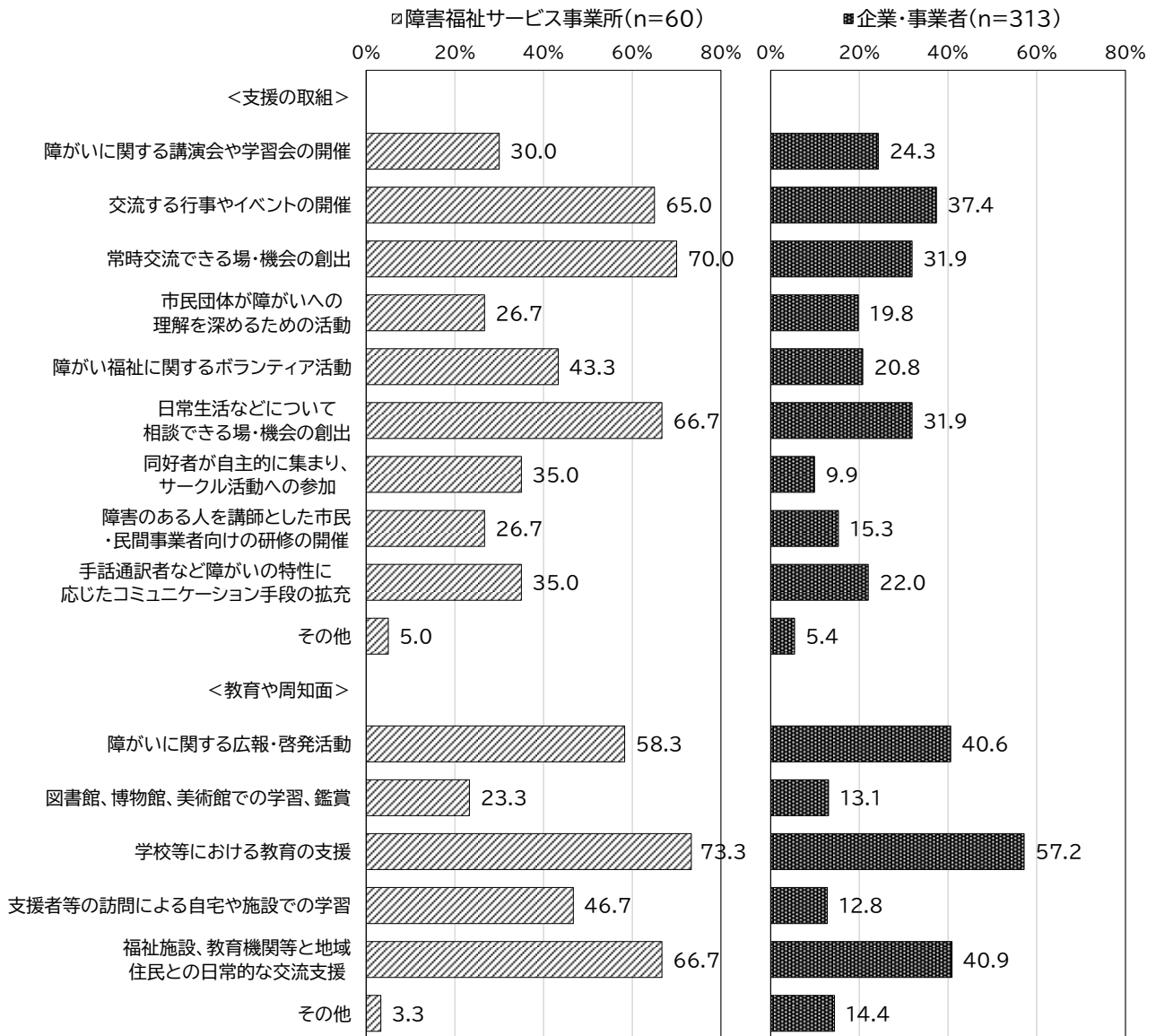
※「特別な視線を感じる」は障がい児保護者調査のみの選択肢

○理解が深まっていないと感じる理由②(市民調査・障害福祉サービス事業所調査)



○障がいのある人となない人のつながりを深めるために必要な取組
(障がい者調査・市民調査・障害福祉サービス事業所調査・企業・事業者調査)





4-1 啓発・広報活動の推進

施策展開の方向

障がいへの理解を深めることを目的とした、より多様なメディアによる広報活動に努めるとともに、様々な場面や状況によって、障がいのある人となない人が互いを知り、分かり合う機会の拡大に努めます。

具体的な施策

(1) 広報紙等による啓発

「広報そうか」や市ホームページはもちろんのこと、社会福祉法人草加市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等の協力を得て、機関誌等にノーマライゼーションの普及に資する記事の掲載を進めます。

また、障がいに関する知識の普及・啓発を強化するとともに、令和3年(2021年)に障害者差別解消法が改正され、令和6年(2024年)4月より施行される事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化も踏まえ、障がいに対する理解が深まるよう、市民への周知・啓発に努めます。

(2) 「障がい者週間」の周知

12月3日から12月9日までの「障がい者週間」をより有意義なものとするため、一般市民、ボランティア団体等の積極的な参加を求めながら、障がいのある人と一般市民の意識啓発を目的とするイベント等を開催します。

(3) 障がいのある人となない人の交流の場の充実

障がいのある人となない人の交流の場の一環として、公民館の活用を検討するとともに、その他の公共施設等についても、交流の場としての活用を推進します。

(4) 啓発イベント

○ 障がいのある人となない人とが交流できる機会を今後さらに増やすとともに、啓発イベントにより多くの人に参加できるよう障がいのある方が参加しやすいような合理的配慮の提供や内容の充実を図ります。

○市民に福祉及びボランティアを理解してもらい、障がいのある人もない人も共にまちづくりを行う地域共生社会を実現するため、福祉まつり等のイベントの際、企画する段階から障がいのある人の参画を促すなど、障がいのある人の社会参画の機会づくりと、イベントの共同実施体制の基礎づくりを進めます。

(5) ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及

障がいに関するシンボルマークのポスターを本庁舎をはじめとした市内の公共施設に掲示することや、ヘルプマーク、ヘルプカードを作成し配布することを通じ、ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及を促し、障がいのある人に対する市民の理解を促進します。

(6) 住民や事業者との連携・意見交換

地域や各市民団体の理解と協力を促進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じて、その後の障がいのある人に対する自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。

4-2 福祉教育の推進

施策展開の方向

学校、幼稚園・保育園、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また市民同士の地域活動を通じた障がいのある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

具体的な施策

(1) 福祉体験教室等の拡充【草加市人権施策推進基本方針】

社会福祉法人草加市社会福祉協議会とともに、福祉体験教室等を拡充し、より多くの児童・生徒が障がいのある人に対する理解を深められるよう努めます。

(2) 障がい等に対する理解を深めるための教育の推進【草加市人権施策推進基本方針】 【草加市生涯学習推進指針】

人権教育や生涯学習講座等において、障がいのある人に対する理解につながるテーマをとりあげ、市民に対する啓発を推進します。

4-3 ボランティア活動の活性化

施策展開の方向

社会福祉法人草加市社会福祉協議会内にある、草加市ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動の理解を促進するとともに、地域でのボランティア活動の一層の活性化とネットワーク化を図ります。

具体的な施策

(1) ボランティア活動の啓発

ボランティア活動に関するパンフレットや「ボランティアだより」等の情報紙を発行します。

また、インターネット等を活用して、ボランティアに関する活動状況や募集情報等の情報発信を行います。

(2) 学校教育等によるボランティア意識の醸成

学校教育、社会教育をはじめとした生涯学習の幅広い分野において、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。

(3) ボランティアイベントの開催

市民のボランティア意識を高めるためのイベントを開催します。

(4) ボランティア講座等の開設

参加のための基礎知識を習得する場として、全ての市民に門戸を開いた世代別ボランティア養成講座を開催します。

(5) ボランティア体験機会の確保

青少年ワークキャンプ事業、初めてのボランティア事業等を通じて、企業や学校でのボランティア体験機会の確保に努めます。

(6) ボランティアセンターの強化

こどもから高年者まで全ての世代でボランティア活動が活発に行われるように、ボランティアセンターを強化し、ボランティア活動へのコーディネート、ボランティア活動への機材の提供、ボランティア相談等の事業を実施します。

(7) ボランティア交流集会等の開催

ボランティアに関する情報交換やボランティアの組織化を図るため、ボランティアセンターと協働して、ボランティア交流集会や、ボランティアリーダー研修会等を開催します。

(8) ボランティア活動への支援

ボランティア活動の自主性・自発性・創造性を最大限に尊重しながら、ボランティア保険の加入促進やNPO法人化に関する情報提供、ボランティア団体等の支援を促進します。

(9) 障がいのある人のボランティア活動促進

ボランティア養成講座への協力等、ボランティアの受入先開拓に努め、障がいのある人のボランティア活動への参加を促進します。

5 情報・コミュニケーションを支援する[啓発・広報]

現状と課題

市では、広報紙やホームページ等で関連する情報を周知し、また、障がい福祉課の窓口における来庁者への個別説明に努めています。市ホームページでは意見も受け付けています。

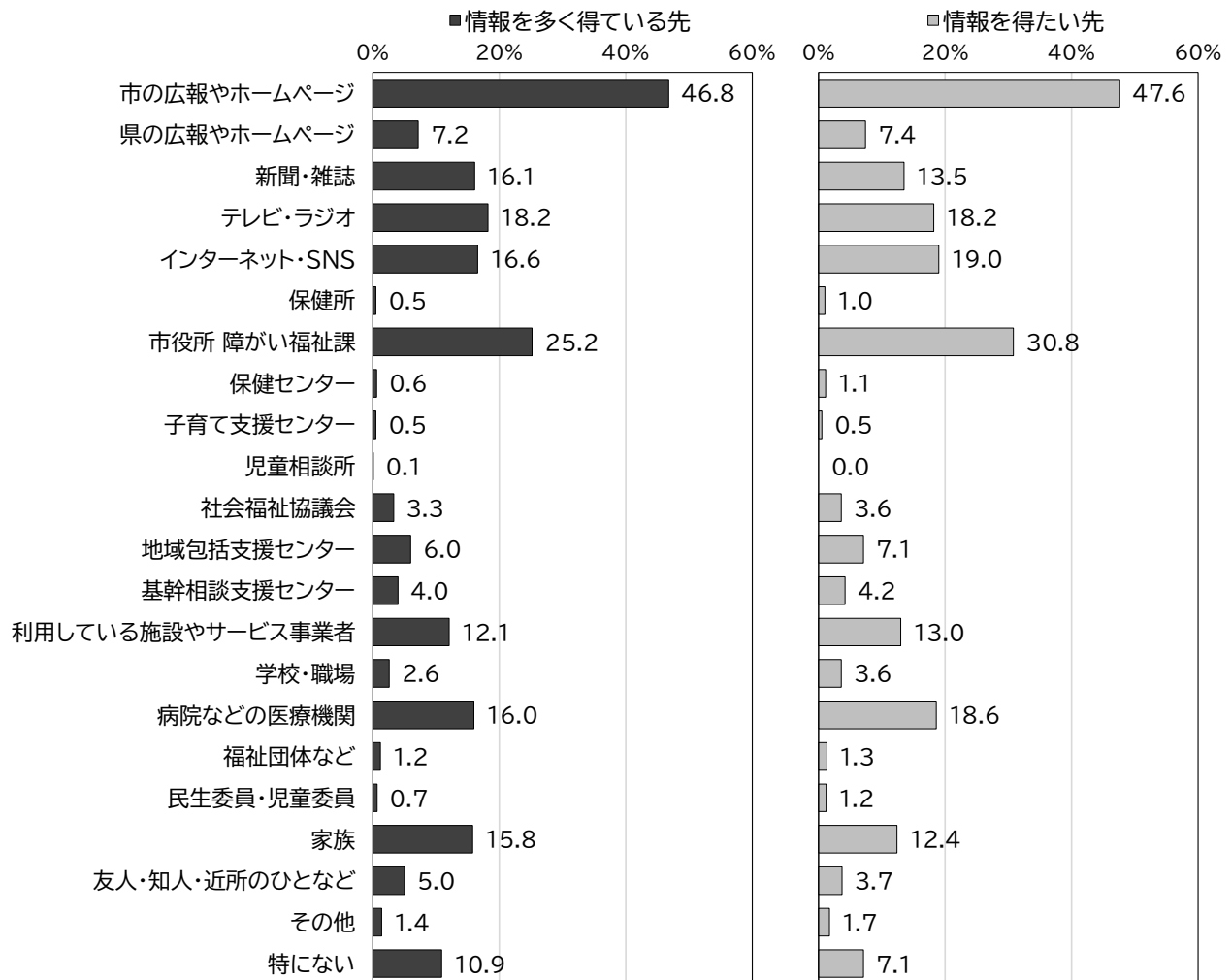
令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査において、「福祉に関する情報をどのように得ているか」の問いに対し、「市の広報やホームページ」が最も多く回答され、市の広報やホームページの重要性の高さが伺えます。

障がい者全体では、それに次いで「テレビ・ラジオ」「インターネット・SNS」の順で多く回答されていますが、知的障がい者においては「家族」「利用している施設や事業所」の割合が高く、精神障がい者においては「病院などの医療機関」「インターネット」「市役所」の順に割合が高く、障がいの種類によって情報の入手経路に違いが見られます。

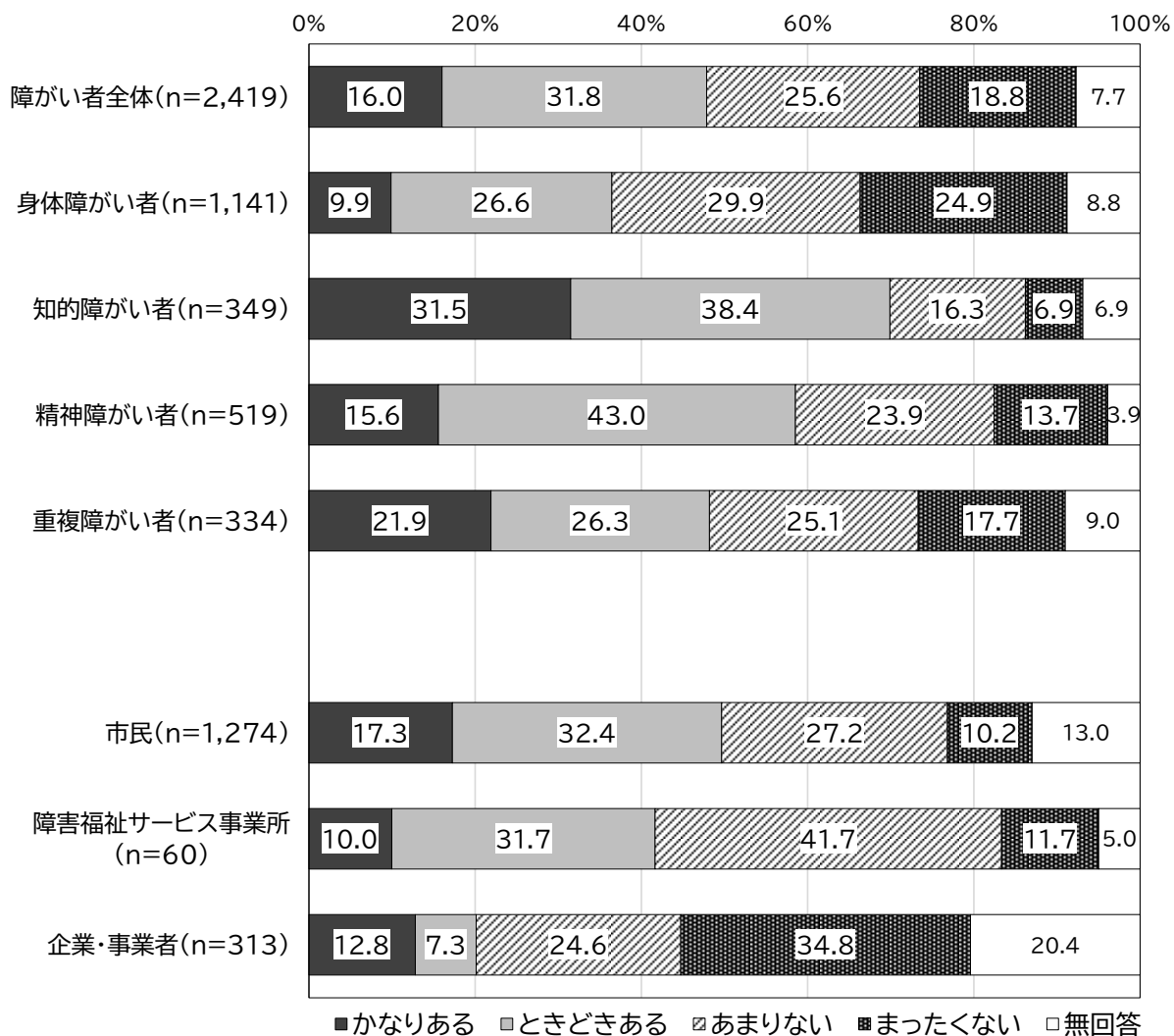
他者(障がいのある人)とのコミュニケーションで上手く意思疎通ができなかったことについては、知的障がい者と精神障がい者で『ある(「かなりある」と「ときどきある」)』が半数を超えて多くなっています。市民においても半数近くとなっており、障がいのある人とないない人の間の意思疎通が上手くいかないことが多くあることが伺えます。また、どのような支援・施策が強化されるとより良いコミュニケーションができるかどうかでは、障がい者では「障がいに関する広報・啓発活動」「学校等における教育の支援」「障がい特性に応じた情報の取得方法の推進」「障がいへの理解を深めるために活躍する市民団体への支援」「障がいのある人へのボランティア活動の支援」の順に多くなっており、市民や障害福祉サービス事業所、企業・事業者においても同様の支援・施策が挙げられています。

このことから、障がいのある人やその家族が地域で暮らしていくために必要な情報を提供するためには市の広報やホームページを充実させるだけでなく、様々な情報の入手経路があることを念頭に置きながら、利用者が十分に理解できるようなコミュニケーション方法の配慮、対応方法を工夫して取り組むことが求められています。

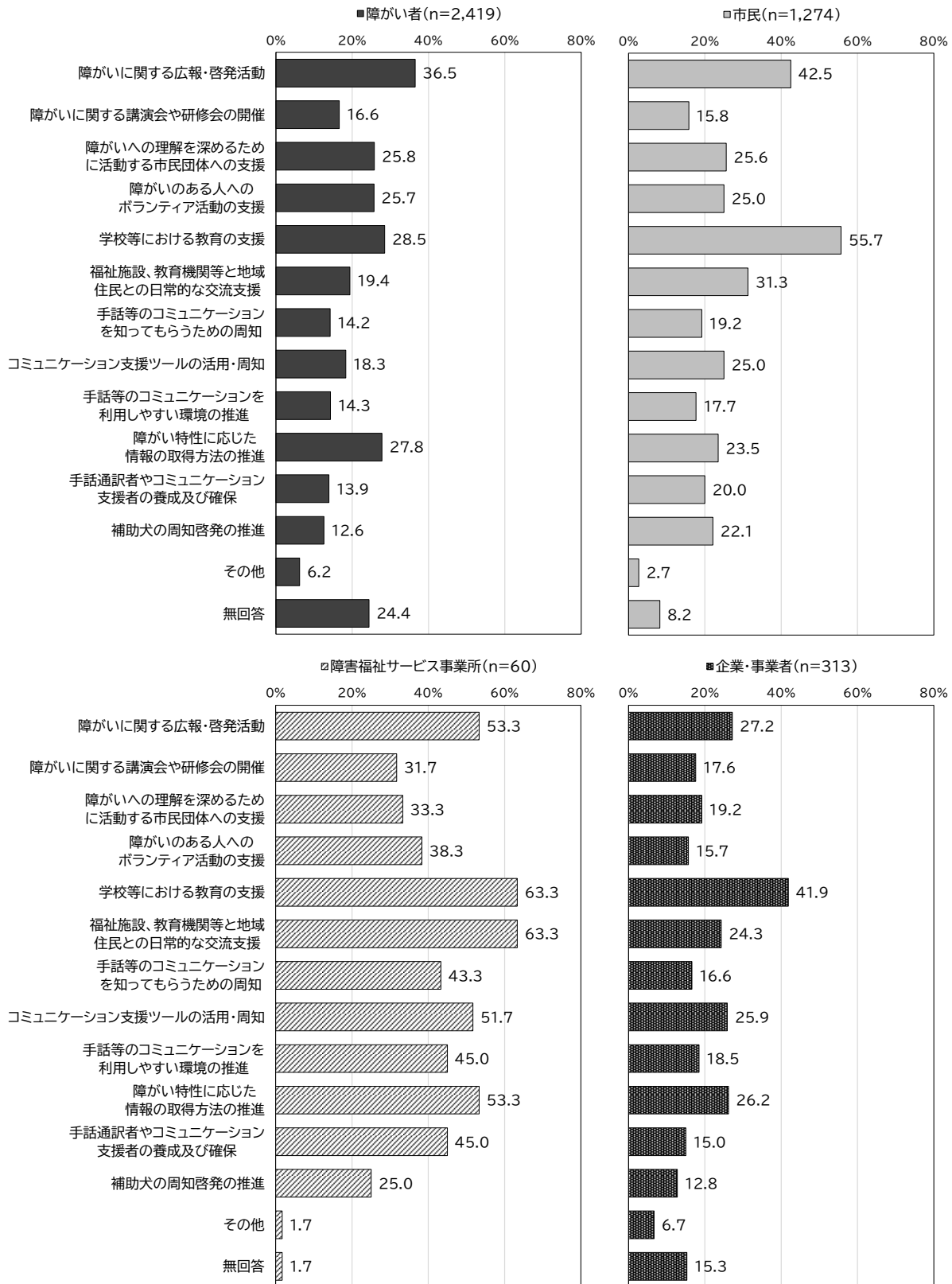
○福祉に関する情報の入手経路について(障がい者調査)



○他者(障がいのある人)とのコミュニケーションで上手く意思疎通ができなかったこと
(障がい者調査・市民調査・障害福祉サービス事業所調査・企業・事業者調査)



○より良いコミュニケーションのための支援・施策
(障がい者調査・市民調査・障害福祉サービス事業所調査)



5-1 情報提供の充実

施策展開の方向

障がい等により、情報を入手することが難しい人もいます。そのような人が必要な情報を入手できるように、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫し、多様な手法を用いて的確に情報を提供していきます。

具体的な施策

(1) 視覚障がいのある人に対する情報提供の充実

- 声の広報、点字広報及び点字図書等の拡充に努めます。
- 高度化する情報通信技術の活用や点字等による情報のバリアフリーに努めます。

(2) 聴覚障がいのある人の言語としての情報提供の充実

- 手話通訳者及び要約筆記者を養成し、人数の確保に努めるとともに、派遣体制の拡充を図ります。
- 難聴者に対して、難聴者同士等で情報交換できる場を設けます。

(3) 訪問による相談の実施

障がい等により、市役所をはじめとした相談機関を訪れることが難しい人や、サービスを受けていない人に、行政及び相談機関が連携して、個々の実情に合った情報・在宅サービスを提供できるよう訪問相談を実施します。

(4) 広報媒体の検討

広報紙のほか、電話やファクス、インターネット等の媒体を使い、音声や映像による情報を提供を検討します。

(5) 広報紙等の充実

「広報そうか」や市ホームページに障がい福祉制度の案内等を掲載し、手軽に情報を入手できる体制の強化を図ります。

(6) 情報紙の窓口への設置等の支援

障がい者団体が発行する情報紙を広く市民に知っていただけるよう、窓口への設置等の支援を進めます。

(7) 情報の提供

情報の発信・提供に当たっては、分かりやすい情報の提供を心がけるとともに、草加市自立支援協議会を中心に相談支援事業所や障害福祉サービス事業所をはじめ関係各機関が連携し、市内のどの公共施設においても共通した障がい福祉に係る情報を得ることができるような体制づくりに努めます。

5-2 円滑なコミュニケーションの支援

施策展開の方向

聴覚や音声言語機能・視覚等の障がいがあるために自らの意思を十分に伝えることが難しい人が、家庭生活及び社会生活において周囲の人々と円滑に意思疎通を図れるよう、口語の他にも手話、筆記、触覚、拡大文字、平易な言葉を使用するといった多様なコミュニケーション方法についての啓発や利用促進及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業等の充実、草加市手話言語条例、草加市障がいのある人のコミュニケーション条例の制定を踏まえ、環境の整備を進めます。

具体的な施策

(1) 草加市手話言語条例・草加市障がいのある人のコミュニケーション条例に基づく取組

市民の方々ひとりひとりが、お互いの人格と個性を尊重し、支え合っていく、共生社会を実現することを目的として、令和3年(2021年)9月27日に「草加市手話言語条例」「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」を制定しました。この目的を達成するために定めたそれぞれの条例に対する施策推進方針に基づいて周知啓発等の活動を行い、障がいのある人も希望する方法でコミュニケーションが取れる仕組みづくりを進めます。

(2) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚及び言語障がいのある人のコミュニケーション手段の確保のため、従来からの手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業を一層充実させます。

(3) 手話通訳者養成事業

手話は言語と認められており、地域によって表現が異なる部分もあるため、地域で生活するろう者(手話を第一言語とする聴覚障がいのある人)が安心して手話を使用できるように手話通訳者養成講座等、また、手話通訳者の人数の確保に努めるとともに、派遣体制の充実を図ります。

(4) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成

視覚障がいのある人への情報提供・社会参加を支援するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を促進するとともに、点字図書及び声の図書の普及を進めます。

6 安全で快適な生活空間を確保する[生活環境]

現状と課題

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、一定規模以上の建築物の整備にはユニバーサルデザインの視点に立った設計がなされる必要があります。

また、市内における障がいのある人をはじめ不特定多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路等の生活関連施設については、埼玉県福祉のまちづくり条例で定める整備基準に適合していることが必要となります。

令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査にて、「市内の移動する際に困ると思うこと」について聞いたところ、市民について「段差や階段などで移動しにくい」と回答した割合が最も高く、次いで「出入口や道路が狭い」「介助者が配置されていない」「エレベータースロープ、手すり等がない」との回答が多く挙げられました。

併せて、「外出時の移動で困ること」について聞いたところ、障がい者も市民も「段差がある」と回答した割合が高く、「道幅(車道・歩道)が狭い」といった回答も多く挙げられました。

市の公共施設については、段差の解消をはじめ、障がい者用のトイレや専用駐車スペースの設置、車いすの配備等を、道路については改良の際に歩行者にやさしい歩道空間を確保すること等、引き続き利用しやすい空間づくりの推進に努めます。

また、障がいのある人も安心して暮らすことができるように、住宅改修に対する無利子貸付け等を行っています。また、要介護認定を受けている人は介護保険の住宅改修サービスを利用することができます。

多くの人利用する鉄道駅舎や公共の建物、歩道等のユニバーサルデザイン化に向けて、関係機関との協議を行いながら積極的に進めていく必要があります。また、住宅改修については地域生活支援事業や介護保険サービスの利用促進に取り組む必要があります。

第1編

第2編

第3編

第4編

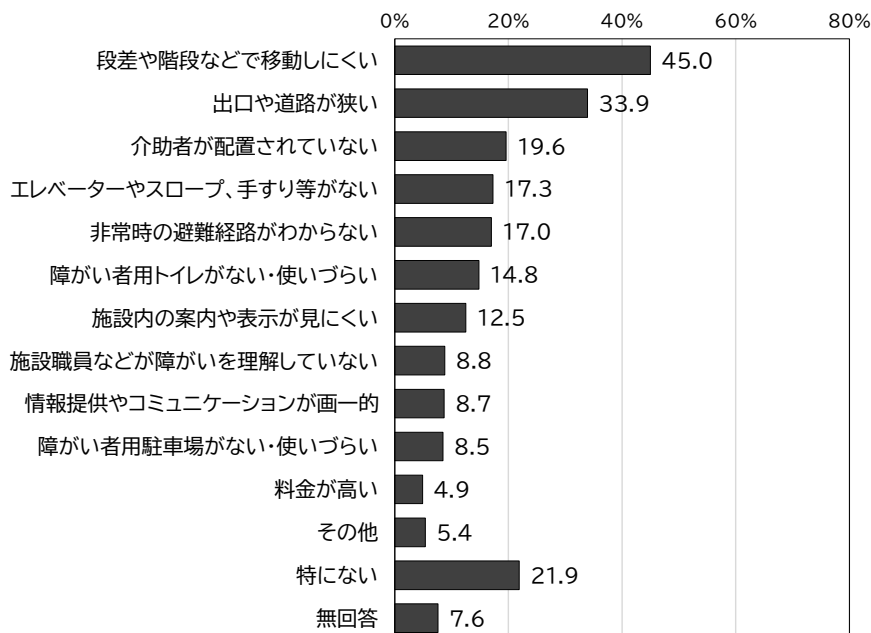
第5編

資料編

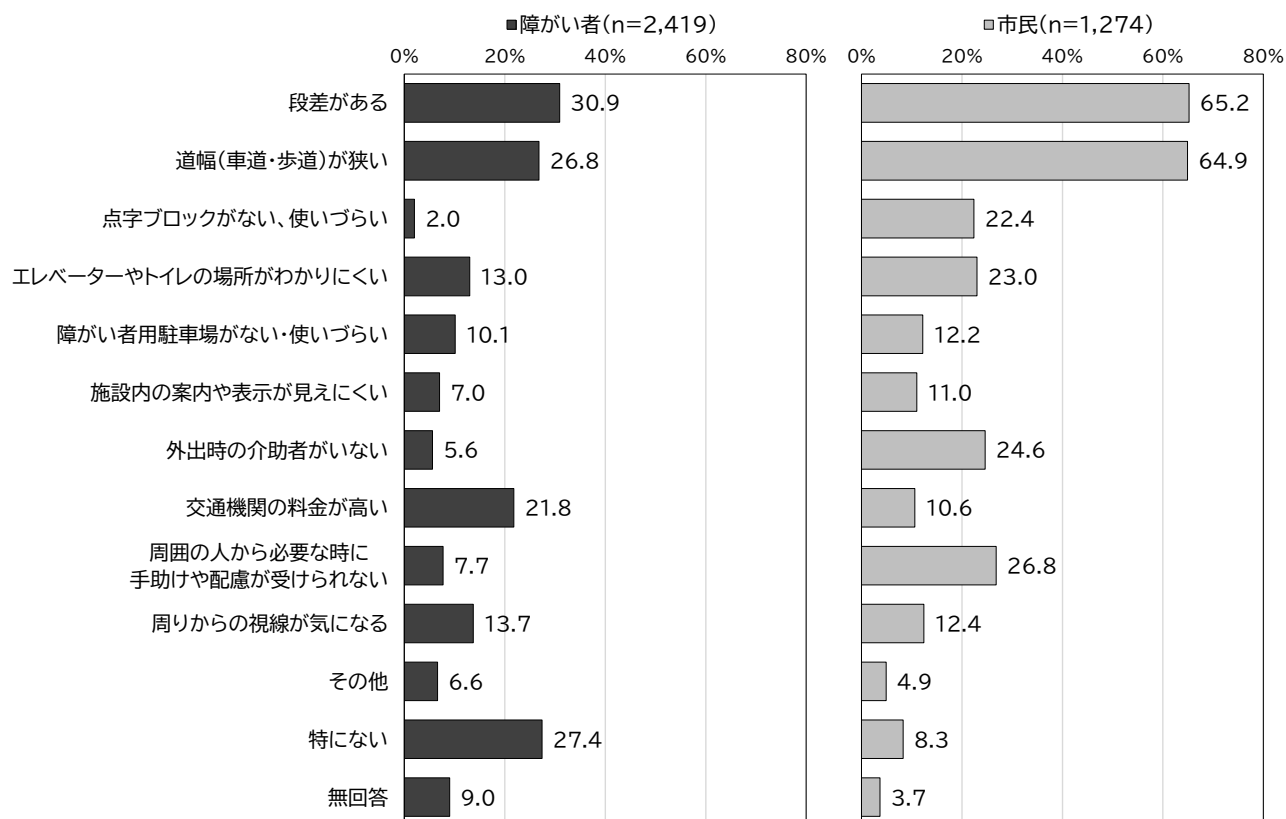
第1章

第2章

○市内の公共施設について、障がいのある人にとって利用しにくいと思うことはありますか
(市民調査)



○外出時の移動で困ること(障がい者調査)



6-1 障がいのある人にやさしい公共空間の確保

施策展開の方向

障がい特性によるバリアの違いを把握し、障がいのある人が安心して利用できる公共空間の確保に努めます。

具体的な施策

(1) 歩行空間の整備

高齢者や障がいのある人が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすがすれ違うことができる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進します。

(2) 公共交通機関の環境整備【草加市都市計画マスタープラン】

公共交通の利用拡充を図るため、バス停や駅ホームの環境改善とバリアフリー化に取り組めます。

また、駅ホームでは安全対策として、鉄道事業者と連携し、ホームドアの整備を推進します。

(3) 道路交通環境の整備【草加市都市計画マスタープラン】

地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化等を進めるため、基本構想の策定等を視野に入れ、歩道の段差解消等のバリアフリー化を進め、高齢者、障がいのある人、こども等に配慮した安全対策に取り組めます。

また、警察と連携して違法駐車車両の排除を推進するとともに、駅前広場や道路等の放置自転車の解消を図るため、自転車安全利用ガイド員による利用者への指導等を推進し、高齢者や障がいのある人を含め全ての人が安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進します。

(4) 埼玉県思いやり駐車場制度の周知等

令和5年(2023年)11月1日より運用されている、埼玉県思いやり駐車場制度について、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難な方のために積極的に社会参加できるよう、利用証の交付をはじめ、制度の周知、普及啓発及び駐車場施設の適正利用の促進に努めます。

(5) 高齢者や障がいのある人が活動しやすい住環境づくり

一定規模以上の開発行為については、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障がいのある人にやさしい施設の整備を図る等、人にやさしいまちづくりを進めます。

地域単位でのまちづくりの実施については、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の外部空間整備のあり方等を検討します。

6-2 移動手段の確保

施策展開の方向

障がいのある人の社会参加を促進するために、国、県の制度の活用を進め、さらなる各種外出サービスの充実を図ります。

具体的な施策

移動困難な人への移送サービス事業の充実

障がい等により、歩行若しくは公共交通機関の利用が難しい人に対し、社会生活圏の拡大や医療機関への通院、入退院や福祉施設等への移動を支援する事業の推進を図るとともに、移送サービス事業の利用希望者に対し、登録事業者の情報提供を行います。

6-3 住宅環境の整備

施策展開の方向

地域で安心して暮らしていくために、建築物全般については、バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定められた整備基準に基づく審査を行うとともに、民間住宅等についてはユニバーサルデザインの視点に立った助言や費用支援の実施を、公営住宅については、高齢者や障がいのある方を優先入居対象者として位置付け、住宅環境の整備に努めます。

具体的な施策

(1) ユニバーサルデザインによる住宅等の供給推進

住宅等の建設に当たっては、そもそもバリアを作らないユニバーサルデザインによる設計を推進し、誰もが住みやすい居住環境の提供に努めます。

(2) 高齢者、障がいのある人向け住宅改造支援の推進

高齢者や障がいのある人にとって好ましい住宅改造となるよう高齢者及び障害者住宅改善整備資金融資制度及び重度障害者居宅改善整備費補助事業を活用します。

(3) 住宅の確保が困難な人に対するセーフティネットの構築【草加市都市計画マスタープラン】

宅地建物取引業協会等と連携し、高齢者、障がいのある人、外国籍市民、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居できるセーフティネット住宅の情報提供に取り組めます。

7 防犯・防災体制を強化する[生活環境]

現状と課題

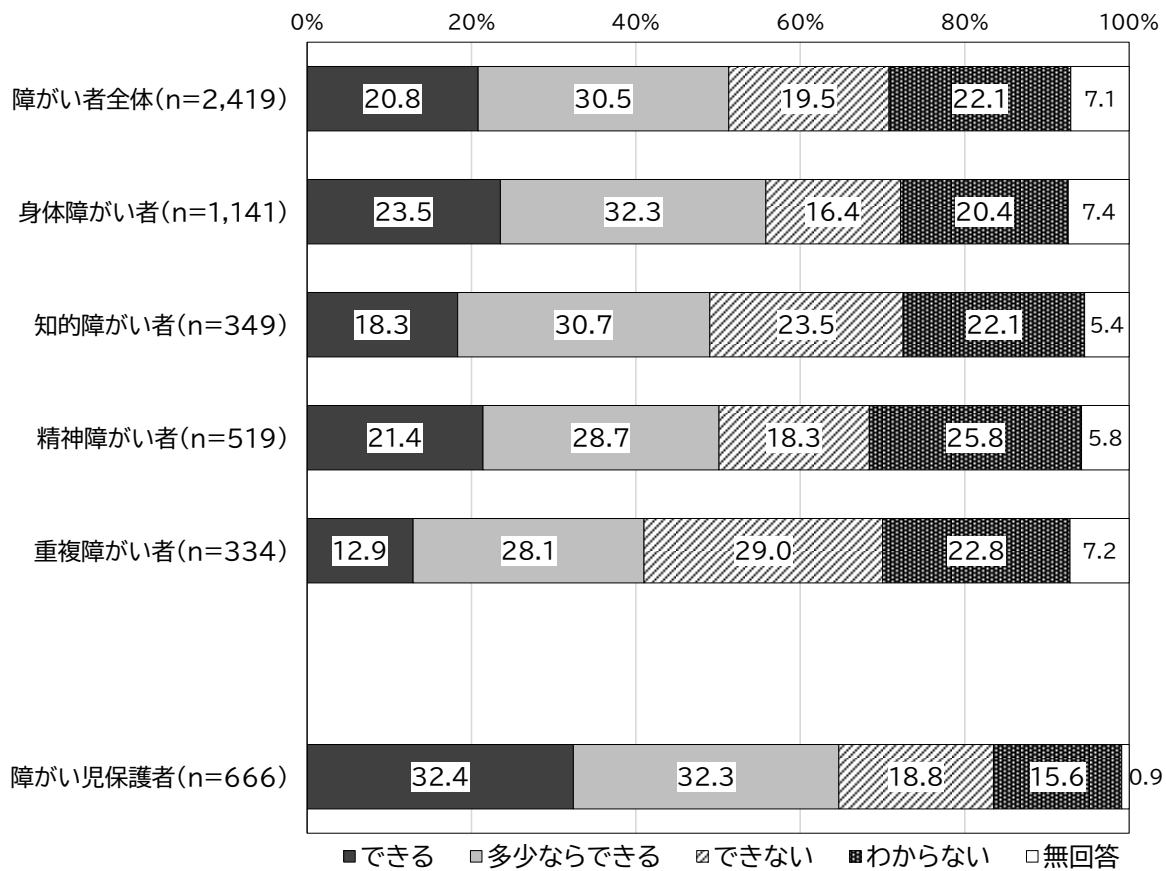
障がい者が地域で安全で快適な生活を送るためには、安心して外出ができる公共空間が確保されていること、鉄道、バス、タクシー等の移動手段が確保されていること、生活の場となる住宅の確保、そして緊急・災害時における安全の確保等が必要です。

特に、緊急・災害時における安全の確保については、令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査において、一般の避難所で避難生活を送ることができるかどうか聞いたところ、障がい者全体では、「できる」「多少できる」を合わせた割合が半数を占めていますが、障がい種類別で見ると、重複障がい者では「できない」が29.0%と最も多くなっています。

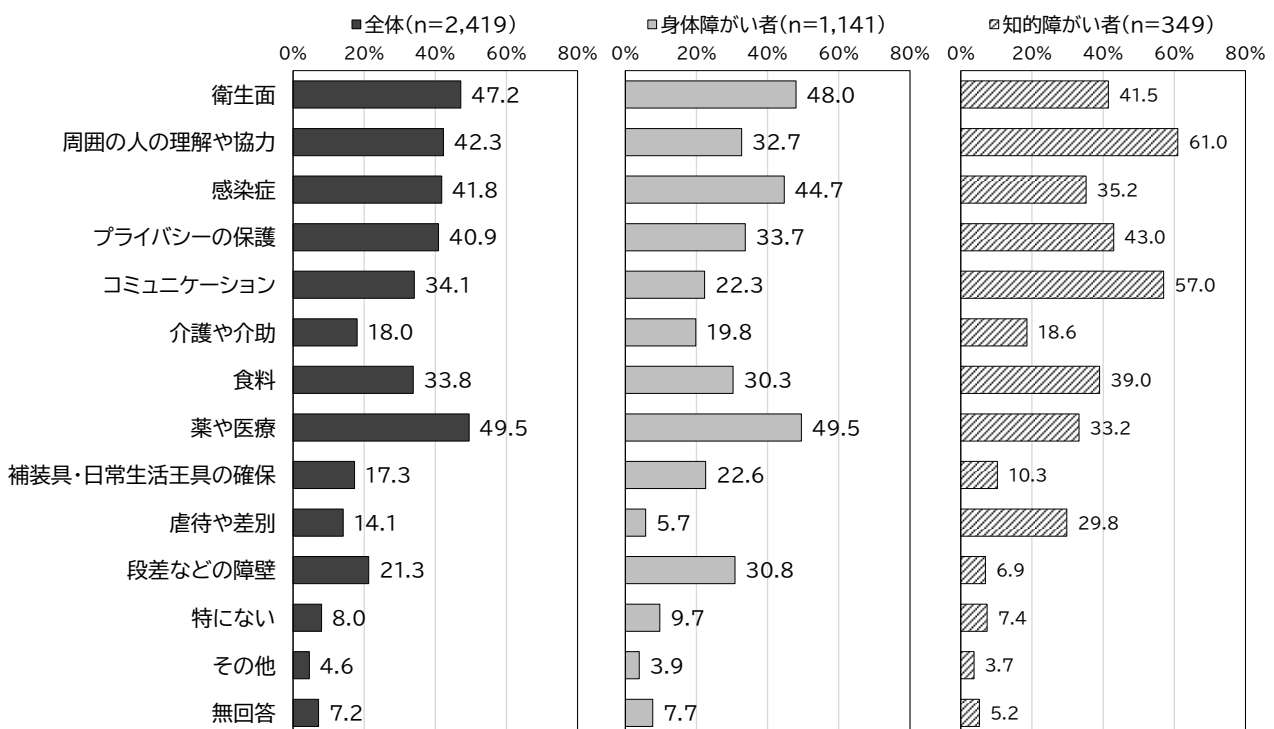
また、「一般の避難所での避難生活で特に不安に思うことはありますか」の問いに対し、障がい者全体では「薬や医療」と回答した割合が最も高く、次いで「衛生面」「周囲の人の理解や協力」「感染症」「プライバシーの保護」の回答が多く挙げられています。障がい種類別に見ると、知的障がい者では「周囲の人の理解や協力」「コミュニケーション」の割合が他の障がい者に比べて高く、精神障がい者では、「薬や医療」「プライバシーの保護」の割合が他の障がい者に比べて高くなっており、障がいの種類によって違いが見られます。

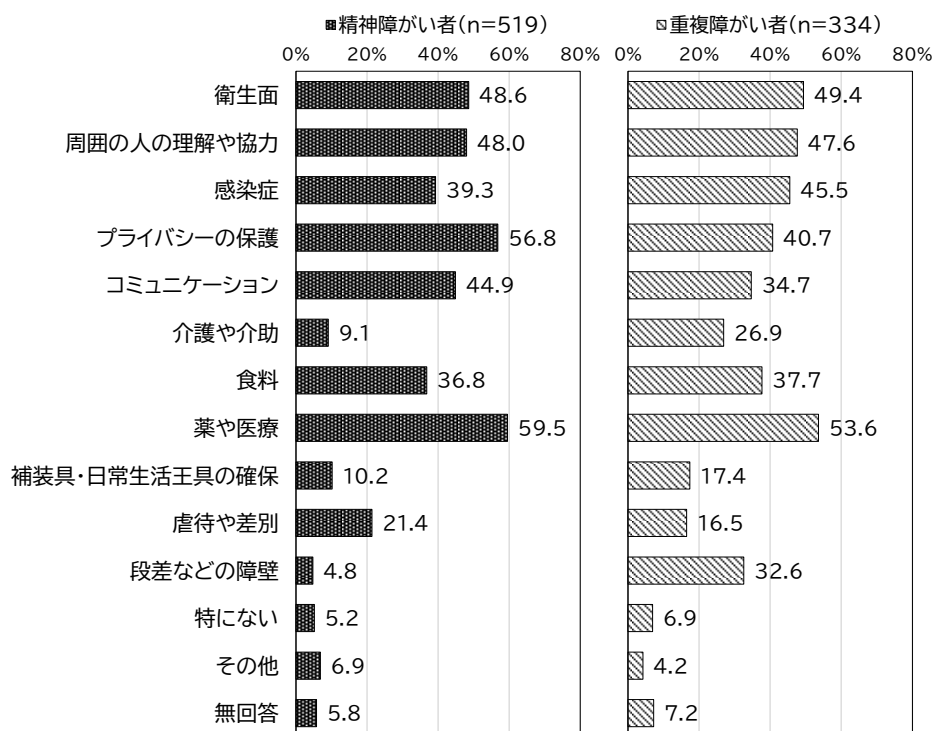
以上のことから、日常生活においても、緊急時においても、安全が確保されるための地域ぐるみの施策が引き続き求められています。

○災害時の一般の避難所での生活について(障がい者調査・障がい児保護者調査)

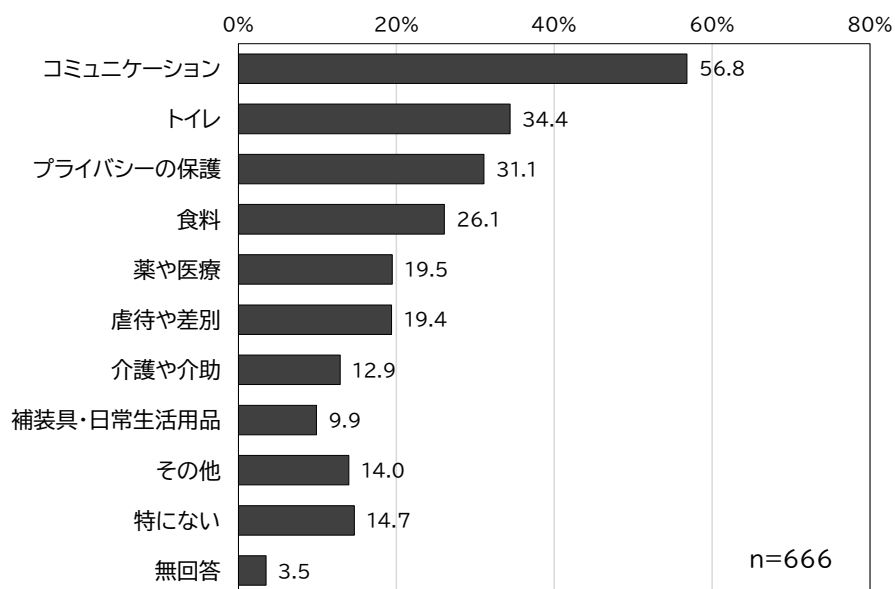


○避難所生活での不安について①(障がい者調査)





ひなんじょせいかつ ふあん し ょ う い じ ほ ご し ゃ ち ょ う さ
 ○避難所生活での不安について②(障がい児保護者調査)



7-1 防犯・防災体制の確保

施策展開の方向

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、地域における災害時の支援を早期に進め、災害時の避難所等、避難施設における配慮等も含め障がいのある人の安全確保に努めます。

具体的な施策

(1) 地域ぐるみの支援

地域ぐるみで障がいのある人を含めた市民の安全確保を図るため、自主防犯・防災組織を中心として、地域パトロール、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを図ります。

自主防災組織には、民生委員・児童委員、身体障害者相談員等の当事者、障がいを理解している個人及びボランティア活動団体等の参画を求めます。

地域主体の避難所運営組織及び避難施設における要配慮者への配慮について多くの市民に認識してもらうよう努めます。

(2) 防犯体制の充実

自主防犯活動に取り組む市民やボランティア団体を支援し、地域の安全確保を推進するとともに、関係機関と連携を図り、障がいのある人が被害を受けやすい犯罪等の情報収集や被害防止対策の情報発信を行います。また、消費者被害からの救済についても必要な情報提供を行います。

(3) 防災体制の充実

障がいのある人を含め、ハザードマップや防災講演会を通じた、災害から身を守るための防災知識の普及啓発、避難経路や避難場所の確認、地域や社会福祉施設等における適切な防災訓練、防災教育を推進します。

また、障がいのある人や難病の人らが災害時や日常生活の中で困った時に提示して支援を求めるヘルプカードを作成し、配布することを通じて、ヘルプカードの存在と意味を広く周知していきます。

(4) 避難行動要支援者の把握と活用

障がいのある人や移動が困難な高齢者等、特に見守りや災害時の支援が必要な人について、個人情報^{こじんじょうほう}の取扱いに留意しつつ、把握^{はあく}を行います。

避難行動要支援者は、災害時に自ら避難^{ひなん}することが難しいため、いざという時に速やかな安否確認^{あんぴかくにん}や避難支援^{ひなんしえん}等が必要です。

そのため、避難行動要支援者本人や介護者が安心して情報提供^{じょうほうていきょう}のできる仕組みづくりが求められます。また、災害時には移動支援^{いどうしえん}やコミュニケーション支援^{しえんどう}等、障がい等の状態^{じょうたい}に応じた支援^{しえん}が求められます。把握^{はあく}した避難行動要支援者情報^{ひなんこうどうようしえんしやじょうほう}を支援活動^{しえんかつどう}に活用^{かつよう}できるよう地域^{ちいき}での共有化^{きょうゆうか}に取り組み、避難行動要支援者の避難先^{ひなんさき}等のあり方^{ありかた}について関係各課^{かんけい}含め検討^{けんとう}を進めます。

(5) 防犯・防災情報伝達体制の整備

障がい等により、防災行政無線^{ぼうさいぎょうむせん}で放送^{ほうそう}している風水害^{ふうすいかい}や地震^{じしん}といった自然災害^{しぜんさいがいどう}等の情報を入手^{にゅうしゅ}することが難しい人^{ひと}に対して、Eメール^{もち}を用いて情報^{じょうほう}を配信^{はいしん}する草加お知らせメール^{そうかし}を運用^{うんよう}しており、今後もより多くの人^{おほ}に登録^{とうろく}していただけるよう周知^{しゅうち}に努めます。

また、耳の不自由な避難者の情報収集^{じょうほうしゅうしゅう}の一助^{いちじょ}となるよう、聴覚障がい者用情報受信装置^{ちやうかくしやう}（アイ・ドラゴン）^{しやうじやうほうじゅしん}を指定避難所^{ししていひなんじょ}である小・中学校^{しょうちゅうがっこう}のうち4校^{こう}に設置^{せっち}し、聴覚障がいのある人が地震等の災害発生^{さいがいはっせい}時に情報^{じょうほう}を収集^{しゅうしゅう}することができるよう備え^{そな}るとともに、操作マニュアル^{そうさ}を作成^{さくせい}し、発災^{はっさい}時に誰でも操作^{だれ}できるよう体制^{そうさ}の整備^{たいせい}を図ります。

8 健康を維持・増進・回復する[保健・医療]

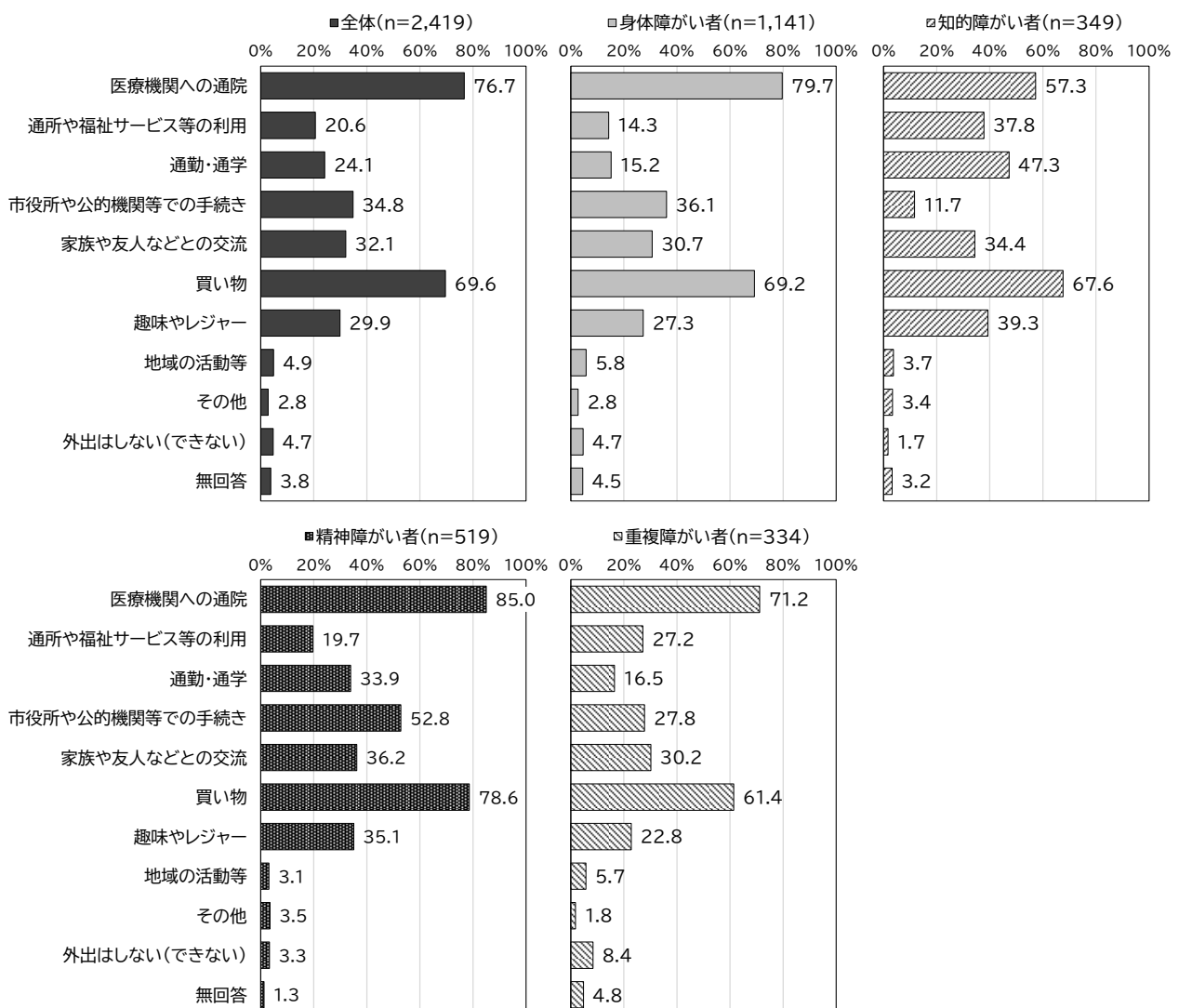
現状と課題

障がいの予防及び早期発見、障がいに対する適切な処置を行うため、保健及び医療に求められる役割及びその重要性は一層大きくなっています。

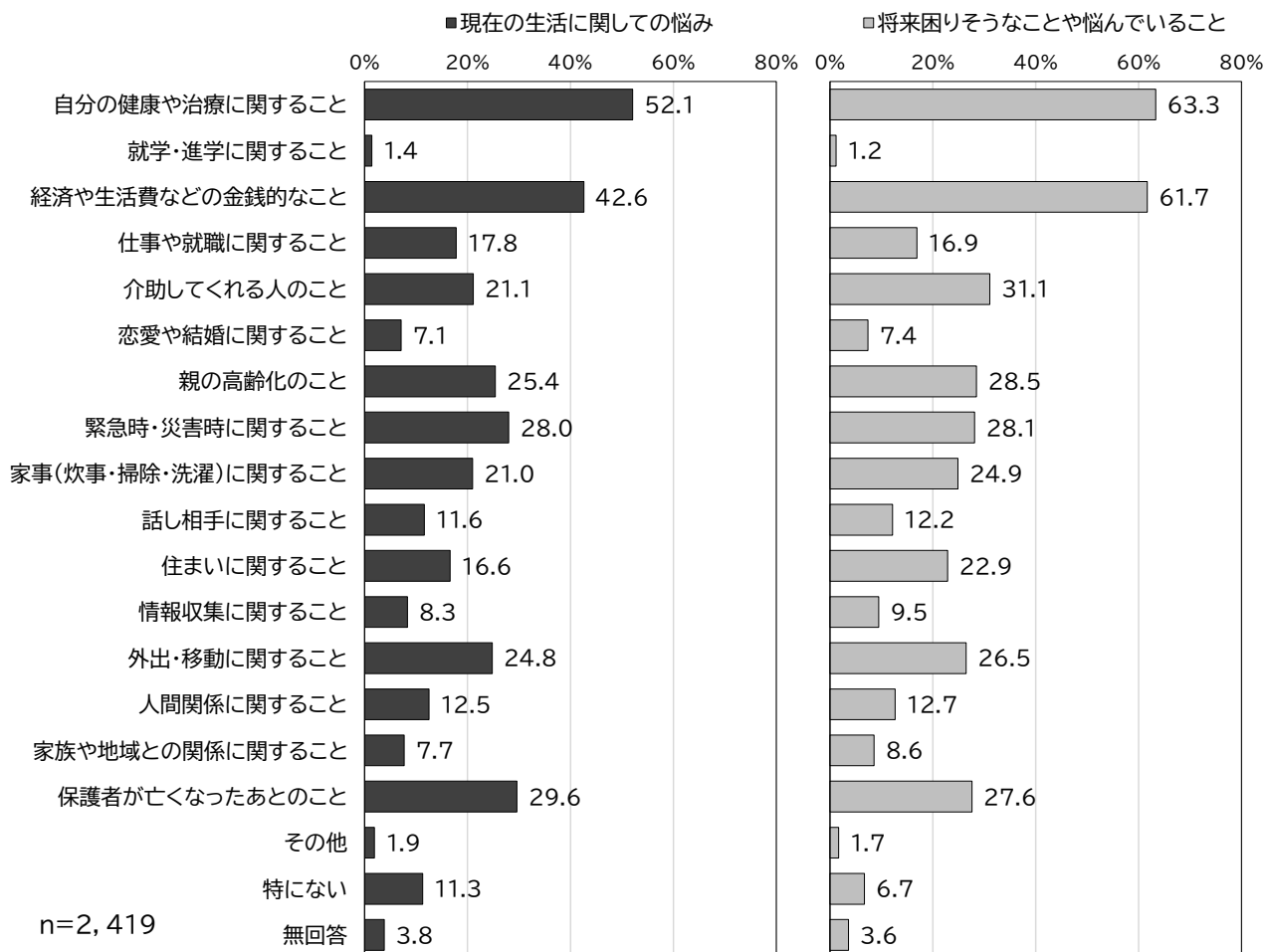
令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査において、日常の外出目的について聞いたところ、障がい者全体では「医療機関への通院」と回答した割合が最も高く、障がい種類別に見ても「医療機関への通院」と「買い物」が上位2項目を占める結果となっています。また、現在の生活での悩みと将来の困りごと悩みを比較すると、いずれも「自分の健康や治療に関すること」が最も多くなっています。

このことから、障がい者が安心して地域で生活を送るために必要な医療体制及び相談支援体制の充実が引き続き求められています。

○日常の外出目的について(障がい者調査)



○現在の生活の悩み/将来困りそうなことや悩んでいること(障がい者調査)



8-1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

施策展開の方向

関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

具体的な施策

(1) 妊産婦健康診査の充実

安全な分娩を目的とする妊産婦健康診査の充実を図ります。

(2) 乳幼児健康診査の充実

疾病・障がい等を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために、乳児健康診査、1歳7か月児健康診査・3歳3か月児健康診査をより一層の充実を図ります。

(3) 訪問指導の充実

不安の強い妊産婦や発育・発達に遅れの疑いのある乳幼児等を対象に実施している訪問指導は、対象者の把握や個々への対応(量的・質的)ができる体制の確保と、それぞれに合った具体的な援助ができることを目指します。

(4) 相談事業の充実

乳幼児相談、育児電話相談、幼児健診事後相談を実施していますが、妊産婦や心身の健康の相談等、各種相談に対応できるよう相談指導体制の充実を図ります。

また、幼児健診事後相談は、草加市子育て支援センター、保育園等と連携し、個々の状態にあった発達支援の充実を図ります。

8-2 こころ からだ けんこう すいしん 心と体の健康づくりの推進

施策展開の方向

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

具体的な施策

(1) 健康づくりの普及啓発【そうか みんなで 健康づくり計画(第2次)】

そうか みんなで 健康づくり計画に基づき、健康づくり対策を進め、生活習慣病の予防と積極的な健康推進を図ります。

(2) 健康診査及び予防接種事業の充実

がん検診、一般健診、肝炎検診、歯科健診等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実と診査結果に基づく指導の充実を図ります。また、感染症予防のため、定期予防接種の勧奨に努めます。

(3) 健康教室・健康相談の充実

生活習慣病の予防や健康増進等をテーマとする健康教室の充実を図ります。また、生活習慣病の予防等についての健康相談の充実を図ります。

(4) 生活習慣改善指導の充実

特定健診の結果等で、食生活や運動等の生活習慣を改善する必要がある人に対し、生活習慣改善教室を開催するなど、具体的な生活習慣の改善を支援する指導を行っており、この事業をより一層の充実を図ります。

(5) こころの相談の充実【そうか みんなで 健康づくり計画(第2次)】

本人・家族からの精神疾患等に関する相談(訪問指導を含む)を受け、相談者の抱える問題を整理し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携した総合的な相談の充実を図ります。

(6) 訪問指導の推進

40歳～64歳までの人で、その心身の状況や置かれている環境等に照らして、療養の指導の必要な人に、保健師等が各家庭を訪問し、指導援助を行います。

8-3 地域医療・地域リハビリテーションの充実促進

施策展開の方向

関係機関と協力し、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

具体的な施策

(1) 市立病院における診療体制等の充実

視覚や聴覚等のコミュニケーションに障がいのある人に配慮した体制づくりを推進し、専門のスタッフが療養上の相談や社会資源に関する情報提供等を行い、障がいのある患者の不安解消や課題解決を支援します。

(2) 障がいのある人への診療体制の充実

障がいのある人が医療を受けられるよう(一社)草加八潮医師会や草加歯科医師会等との連携を進めます。

また、草加保健所・埼玉県立精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、広域的な協力のもと、夜間・休日等における精神科救急医療に関する情報提供の充実を図ります。

(3) 地域リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がいのある人の運動機能の回復を目指す活動だけでなく、全てのライフステージにおいて、医療、教育、福祉、労働等の多方面から、障がいの程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求を目指す総合的な活動の体系です。

そこで、草加市総合福祉センターであいの森で行うリハビリテーションの利用促進等、障がいのある人が地域で個々のニーズに応じた適切なリハビリテーションを受けることができるよう充実に努めます。

9 参画できる仕組みをつくる[スポーツ・文化・まちづくり]

現状と課題

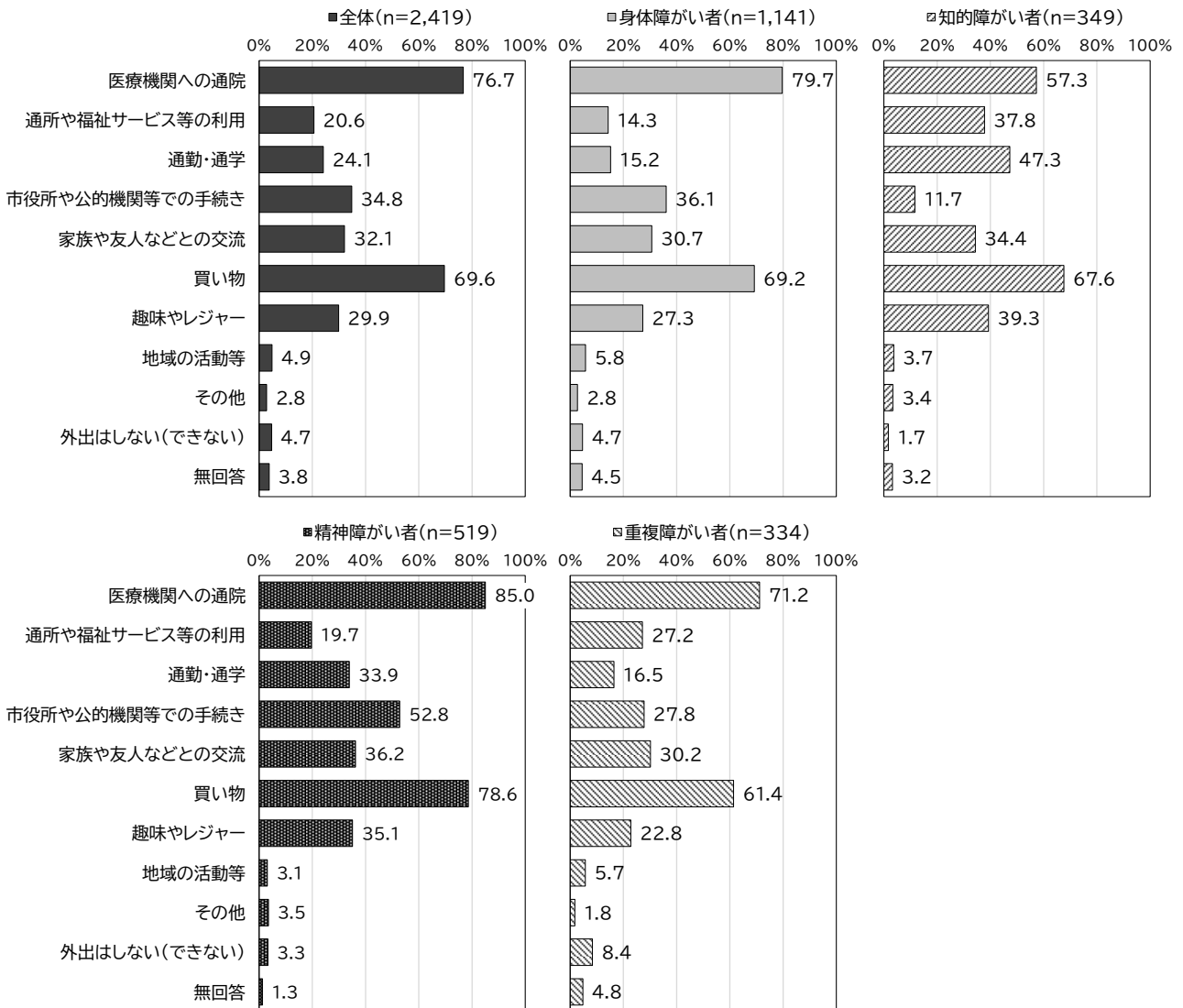
障がいのある人による地域のスポーツ・文化活動への参加は、障がいのある人自身の生活の質を向上させるだけでなく、市民同士の交流の機会が広がり、さらには障がいのある人の視点に立ったまちづくりへも発展します。

令和4年度(2022年度)に実施したアンケート調査では、日常の外出目的について「家族や友人などとの交流」が32.1%、「趣味やレジャー」が29.9%、「地域の活動等」が4.9%と、「医療機関への通院」や「買い物」と比べて決して多くはありません。

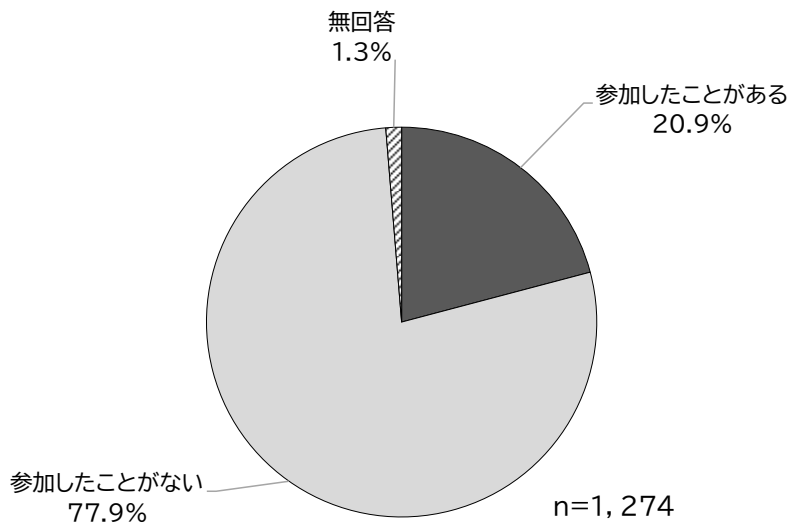
次に市民に最近1年間の地域行事への参加状況について聞いたところ、7割以上が「参加したことがない」と回答しており、その内、「障がい者団体の集会、活動など」が0.8%と非常に低くなっています。また、障がい者スポーツ体験や障がい者福祉施設が開催するイベントや福祉祭りの参加については、「まったく参加したことがない」が8割を超えています。

障がい者関連のイベント自体は開催されているものの、そのイベントの情報の周知やイベントへの興味及び関心を惹くような工夫が必要であることがわかります。併せて、障がいのある人も参加しやすい講座・活動の場の充実等、障がいのある人が気軽に参加することができる環境づくりが求められています。

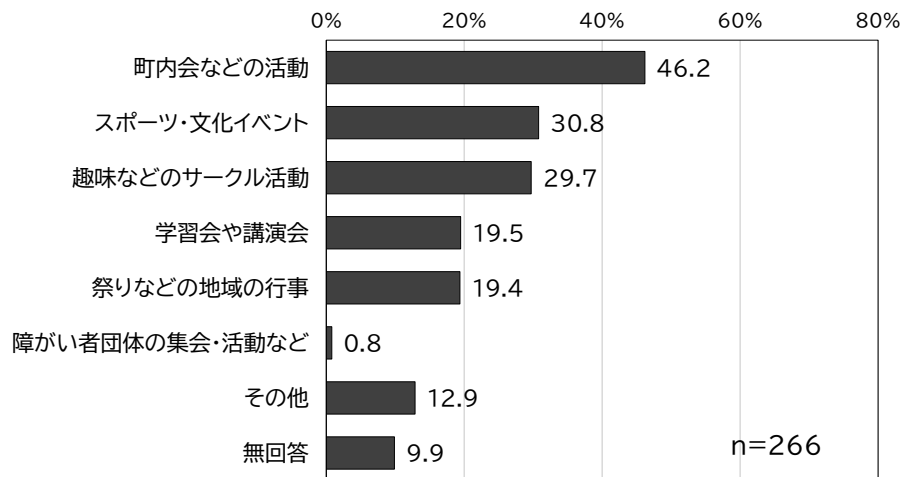
○日常の外出目的について(障がい者調査)※再掲



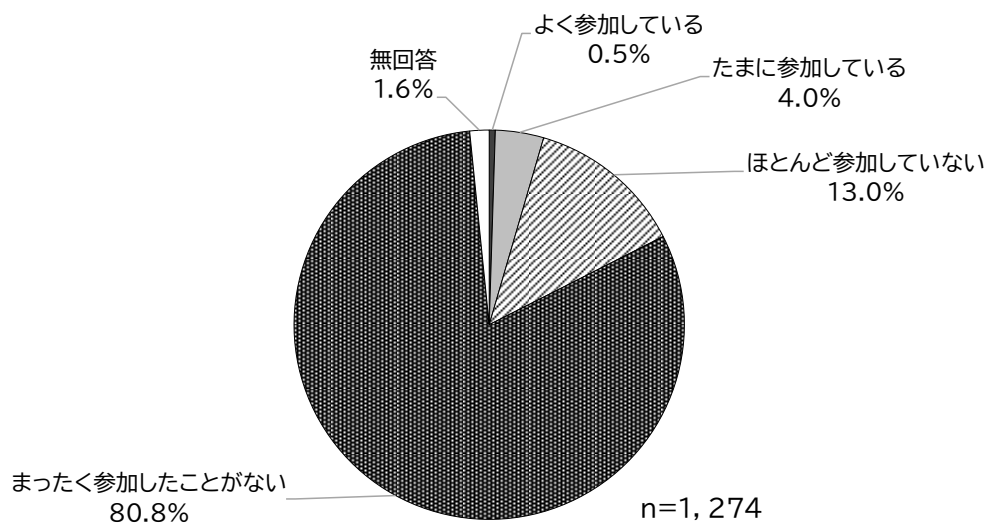
○地域行事への参加状況について(市民調査)



○地域行事への参加したもの(市民調査)



○障がい者スポーツ体験、障がい者福祉施設が主催するイベント、福祉祭りの参加(市民調査)



9-1 スポーツ・文化活動の推進

施策展開の方向

多様なスポーツ・文化活動を楽しめるまちづくりを推進します。

具体的な施策

(1) 社会資源の整備【第二次草加市スポーツ推進基本方針】

スポーツやレクリエーションに利用する施設は、段差の解消、手すり及び多目的トイレの設置等、障がいのある人が利用しやすいように必要に応じて改善します。

障がいの有無に関わらず、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現を目標として、今後も障がい者スポーツへの関心を高めるとともに、様々な障がいのある方が気軽にスポーツに親しむ機会を創出し、障がい者スポーツの裾野を広げるための取組を推進します。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーションを楽しむためには、それをサポートする指導員の養成・確保が必要である反面、障がいのある人のできるスポーツ・レクリエーションは障がいの種類、程度に応じて種目が多いことから、当面ボランティア等の協力が得られる種目から指導員を養成します。

(2) スポーツやレクリエーションの拡充

草加市スポーツフェスティバル(毎年スポーツの日に開催)に合わせて開催する障がい者スポーツ体験交流会では、スポーツやレクリエーションを通じ、障がいのある人もない人も広く参加し、交流の中で、参加者の相互理解と親睦を深めることができるよう努めます。

さらに、各種スポーツ・レクリエーションを実施するに当たっては、障がいのある人たちの意見を尊重するのはもちろんのこと、関係団体と連携を図り、障がいのある人たちが自身によるスポーツ・レクリエーションの企画を促進するとともに、障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの拡充に努めます。

(3) 文化活動及び生涯学習機会の充実【草加市生涯学習推進指針】

○市や地域が主催する文化活動及び生涯学習について、案内のチラシを窓口等に設置し周知することで、障がいのある人もない人も広く参加できるよう努めます。

○また、令和元年(2019年)に施行された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律等の趣旨を鑑み、障がいのある人もない人も広く参加できる文化芸術活動を推進する取組に努めます。

- 障がいのある人もない人も、お互いに理解を深め共生していくために、地域に根差した講座や講演会等を開催するなど、学習機会の充実に努めます。
- 視覚障がい等のある方に、図書館の所蔵資料又は持参図書の朗読を行うとともに、ＬＬブック、録音図書（デージー）、音声読み上げ機能や文字拡大機能付きの電子書籍等を提供し、読書の機会の充実に努めます。
- また、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他障がいにより読書が困難なこどもに対し、点字絵本・ＬＬブック・大活字本・布絵本等の書籍や、文字拡大や音声読み上げ機能付等の電子書籍の貸出し、市民ボランティアと連携した読書支援等により、読書の機会を提供します。

9-2 関係団体等の連携

施策展開の方向

関係団体等と連携し、障がい者施策の効果的な推進を図ります。

具体的な施策

(1) 民間との連携

福祉サービスの提供や人にやさしいまちづくりでは、社会福祉法人、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、運営団体、社会福祉法人草加市社会福祉協議会、(一社)草加八潮医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

(2) 地域福祉の推進

都市化、核家族化の進展等により、隣人関係や地域での人間関係が弱まりつつあります。そこで、地域福祉計画と連携し、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域社会の構築を目指します。

そのためには、市民一人一人の自主的な福祉活動の実践が必要であり、福祉活動の中核となる社会福祉法人草加市社会福祉協議会、ボランティア団体等、各種福祉団体の活動を支援します。

また、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動が行えるよう、環境づくりを進めます。

9-3 まちづくり活動への参画の推進

■ 施策展開の方向【草加市都市計画マスタープラン、草加市男女共同参画プラン 2016】

ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進等により、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。

また、障がいのある人の視点を意識したまちづくりによりノーマライゼーションの実現を促し、障がいのある人となない人との協働、また、住民や企業等、様々な主体と行政との協働による市民が安心して生活できるまちづくりを進めます。

■ 具体的な施策【福祉プラスのまちづくり】

○地域や各市民団体の理解と協力を推進するため、住民や事業者との連携や各団体との意見交換を通じ、自発的活動の支援と協働体制の形成を進めます。

○障がい者が社会参加しやすい共生社会の実現を図るため、地域社会としての市民や企業などの取組を創発しやすくするための多様な機会を設けていきます。

だい へん だい き そう か し しょう ふく し けい か く
第3編 第7期草加市障がい福祉計画

第3編 第7期草加市障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え

1 計画の基本的な考え

本市では「第四次草加市障がい者計画」で掲げた基本理念「ノーマライゼーション ～ともに力を合わせて自分たちのまちをつくる～」との調和を図りながら、国や埼玉県
の障害者総合支援法に基づく指針(基本理念)を考慮し、6つの基本的な考え方に
基づき、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が
自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を
図っていきける環境整備を進めます。

また、障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や地域
生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人
やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

2 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応し
たサービス提供体制を充実させるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるた
めのシステムである草加市地域生活支援拠点等をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用し、
地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

3 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

地域資源の実態等を踏まえ、法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民・企業等
が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに制度の縦割りを越え
た柔軟なサービスの確保等を進めます。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

第3章

4 障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障がいのある人(障がいの種類には、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)及び障害者総合支援法第1条に基づき、厚生労働大臣が定める特殊の疾病)が一元的に障害福祉サービスを適切に受けることができるようサービスの充実を図ります。

5 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、草加市自立支援協議会等での情報交換や提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

6 障がいのある人の社会参加の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動、生涯学習など社会参加ができる環境整備を進めます。

2 計画の重点テーマ「市民が相談しやすい環境の整備」

【国の動向】

厚生労働省において、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年(2016年)6月2日閣議決定)において地域共生社会の実現が盛り込まれました。「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年(2017年)2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づいて、令和2年(2020年)に社会福祉法が改正され、包括的支援体制の構築に向けた具体的手法の一つとして、障がい、介護、子ども及び生活困窮に関する包括的な相談、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)が創設されました。

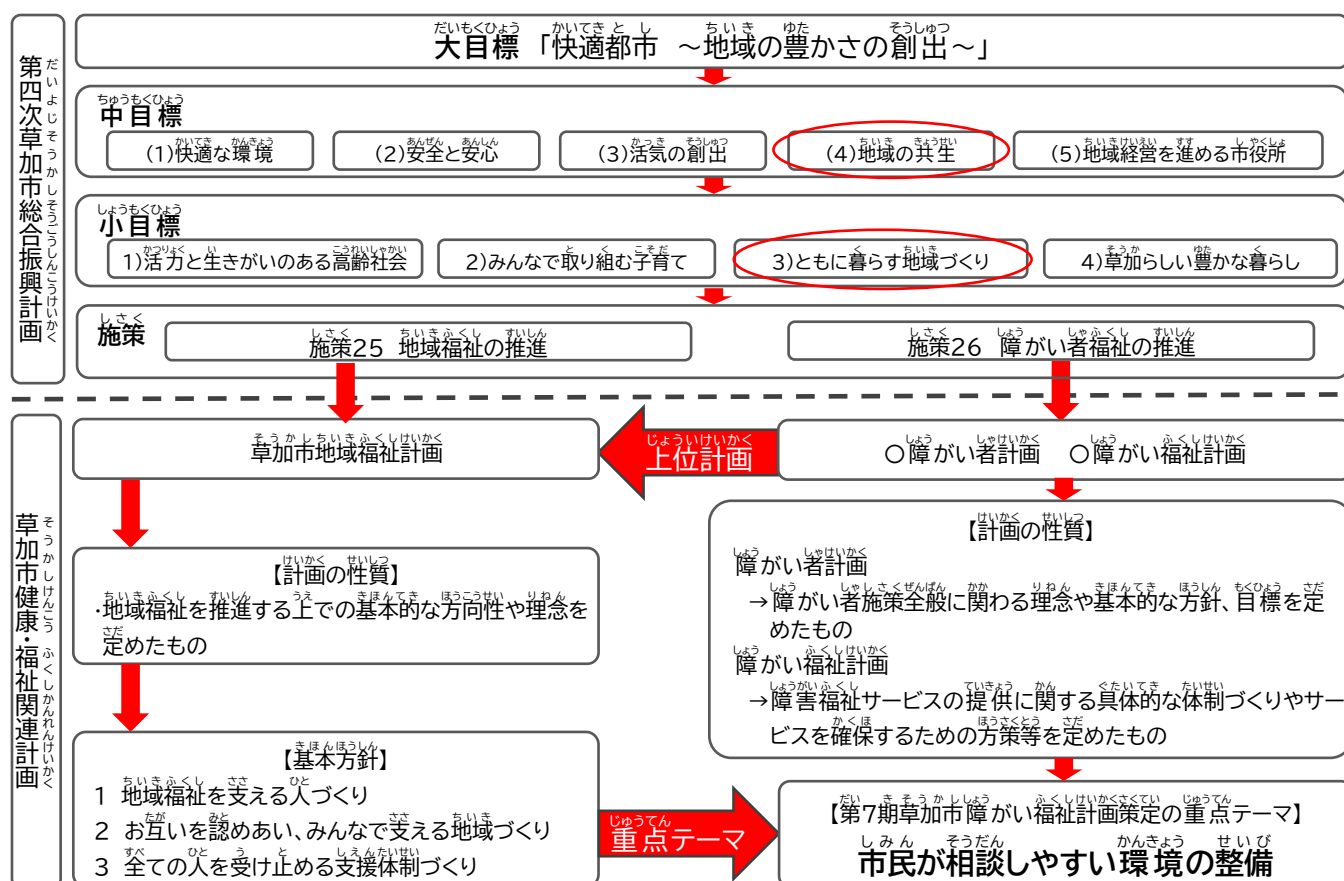
障がい福祉分野においても、地域生活支援拠点等の整備や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等、障がい者が地域で安心して生活できるように必要な支援を包括的に確保することが求められています。

【本市の動向】

本市では、まちづくりの根幹をなす計画として、第四次草加市総合振興計画(以下「総合振興計画」といいます。)が策定されており、「快適都市」の実現を目標としています。その目標を達成するため、分野ごとに目標及び分野別計画を定めており、健康・福祉関連計画の一つとして本計画が位置付けられています。

また、本市の健康・福祉関連計画の上位計画である草加市地域福祉計画があり、本計画も草加市地域福祉計画との整合性が求められます。

草加市地域福祉計画では、基本方針を「1 地域福祉を支える人づくり」、「2 お互いを認めあい、みんなで支える地域づくり」、「3 全ての人を受け止める支援体制づくり」を掲げているため、その基本方針と整合性をとりつつ、第7期草加市障がい福祉計画策定の重点テーマを設定しました。



【重点テーマ】

国では、障害者総合支援法の改正により、障がい者の総合相談機関である「基幹相談支援センター」と障がい者が地域で安心して生活できる仕組みである「地域生活支援拠点等の整備」が努力義務となっており、さらに、個別事例を通じた地域サービス基盤の構築等のため、自立支援協議会等の協議会を活用した体制確保の取組など障がい者が安心して相談できる場の整備を推進することとしています。

本市では、これらの体制の構築等を自指して、草加市自立支援協議会の再編、草加市基幹相談支援センターを中心とした相談体制の構築、草加市地域生活支援拠点事業の機能の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等を進めています。

障がい者の施策を充実することはもちろんですが、障がい者の相談しやすい環境が整備されれば、本市で進めている障がい関連施策での支援へと繋がりがやすくなり、さらに子育て、介護、困窮者支援等の分野も超えて、支援が必要な世帯への素早いアプローチで世帯の問題が深刻化する前に支援が可能になると考えます。

以上のことから、「市民が相談しやすい環境の整備」を重点テーマとして設定し、障がい福祉施策を推進していきます。

第2章 地域生活、一般就労への移行の目標値

地域移行等の目標値については、国の考え方、埼玉県のと考え方及び本市の現状を踏まえ、次のとおり設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画の実績

- 地域生活へ移行する目標者数を2人と設定し、施設入所者の削減数については、入所待機者が年々増加していることを踏まえ目標設定をしませんでした。令和4年度(2022年度)末までの実績は、地域生活への移行者数は2人で、入所者数については、施設入所の必要性の有無を鑑み支援を実施した結果1人の増加となっています。

第5期の目標値と実績

項目		令和元年度(2019年度)末	令和4年度(2022年度)末
入所者数(人)	目標	-	-
	実績	118	119
地域生活移行(人)	目標	2	2
	実績	2	2

第7期計画の目標値

- 令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和8年度(2026年度)末における地域生活に移行する方の数値目標を設定します。
- 埼玉県の考え方では、目標の設定に当たっては、令和8年度(2026年度)末までに令和4年度(2022年度)末時点の6%以上の人を地域生活に移行することが望ましいとしています。また、施設入所者の削減数については、入所待機者が年々増加していることを踏まえて目標設定を行わないものとしています。
- 目標値の設定を行うに当たり、施設入所への要望の高さや市として把握している実態も含めて判断することとし、市の実情に合った数値を設定します。
- このため、本市では令和8年度(2026年度)末までに令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者119人のうち、実績や施設入所への要望等を考慮し、移行者割合を設定せず、移行が可能であると見込まれる人(2人)が地域生活へ無理なく移行できるよう支援します。

項目	数値	考え方
入所者数(人)	119人	令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数
移行者割合	-	令和8年度(2026年度)末までに移行目標割合
【目標値】 地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等へ移行する数

2 福祉施設利用者の一般就労への移行等

第6期計画の実績

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の目標の設定に当たっては、国及び埼玉県の影響方では令和元年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることが望ましいとしております。本市では、第4期計画の目標値及び国、埼玉県の影響方等を踏まえて、令和5年度(2023年度)に令和元年度(2019年度)実績の1.27倍増加した27人を一般就労へ移行することを目標としました。令和3年度(2021年度)実績は33人となっており、令和3年度(2021年度)の実績で目標を達成しています。

■第6期の目標値と実績

項目		令和元年度(2019年度)	令和4年度(2022年度)
福祉施設を退所し、一般就労する方的人数(人)	目標	9	27
福祉施設を退所し、一般就労された方的人数(人)	実績	21	33 ※令和3年度(2021年度)実績

第7期計画の目標値

【国・埼玉県の影響方】

- 目標の設定に当たっては、令和8年度(2026年度)における、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とすることが望ましいとしております。

【市の影響方】

- 本市では、第6期計画の目標値及び国、埼玉県の影響方等を踏まえて、令和8年度(2026年度)に令和3年度(2021年度)実績の1.28倍増加した42人を一般就労へ移行することを目標とします。
- また、目標値である42人については、これまで市として実施してきた施設利用者への一般就労への支援を継続する上で、今後も安定した移行が実現できるよう考慮しています。

目標値		設定の考え方
令和8年度(2026年度)における一般就労移行者数	42人	令和5年度(2023年度)における、福祉施設から一般就労へ移行させる人数。令和3年度実績値(33人)の1.28倍増

3 福祉施設利用者の一般就労への移行等の詳細

第6期計画の実績

- 令和3年度(2021年度)、就労移行支援から一般就労へ移行した人数は28人、就労継続支援A型から一般就労へ移行した人数は4人、就労継続支援B型から一般就労へ移行した人数は1人となっています。
- 令和3年度(2021年度)における就労定着支援事業の利用者数は、20人となっています。
- 市内就労移行支援事業所のうち、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所は3か所中3か所で100%となっています。

■第6期の目標値と実績

項目	目標値	実績値
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数(就労移行支援)	19人	28人
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	7人	4人
令和5年度(2023年度)における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人	1人
令和5年度(2023年度)における就労定着支援事業の利用者数	19人	20人
令和5年度(2023年度)における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	100%

第7期計画の目標値

【国・埼玉県の考え方】

- ・令和8年度(2026年度)における、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とします。
- ・令和8年度(2026年度)における、就労移行支援の利用者を令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上とします。
- ・令和8年度(2026年度)における、就労移行支援の利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とします。
- ・令和8年度(2026年度)における、就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数を令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上とします。
- ・令和8年度(2026年度)における、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とします。
- ・令和8年度(2026年度)における、就労定着支援の利用者人数を令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とします。
- ・令和8年度(2026年度)における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

【市の考え方】

目標値		設定の考え方
令和8年度(2026年度)における一般就労移行者数(就労移行支援)	36人	令和8年度(2026年度)における、福祉施設から一般就労へ移行させる人数。令和3年度(2021年度)実績値(28人)の1.28倍増
令和8年度(2026年度)における、就労移行支援の利用者	123人	令和8年度(2026年度)における、就労移行支援を利用する人数。令和3年度(2021年度)実績値(63人)の1.95倍増
令和8年度(2026年度)における一般就労へ移行させた事業所	50%	令和8年度(2026年度)における、就労移行支援の利用終了者に占める一般就労へ移行した者が5割以上の事業所の割合
令和8年度(2026年度)における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	5人	令和8年度(2026年度)における、就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数。令和3年度(2021年度)実績値(4人)の1.29倍増
令和8年度(2026年度)における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人	令和8年度(2023年度)における、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数。令和3年度(2021年度)実績値(1人)の1.28倍増
令和8年度(2026年度)における就労定着支援事業の利用者数	20人	令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数(28人)の7割
令和8年度(2026年度)における就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	令和8年度(2026年度)における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が7割以上の事業所の割合

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム【重点テーマ】

【国・埼玉県の考え方】

- 発達障がい及び高次脳機能障がいを含む精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 当該システムを推進していくために、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備することを目的として、目標設定に当たっては、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日、精神病床における入院後3か月時点の退院率を68.9%、入院後6か月時点の退院率を84.5%、入院後1年時点の退院率を91%とする目標値を設定することとしています。
- 当該システムの構築の範囲は、日常生活圏域を基礎としており、市町村は、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、当該協議の場の開催日数、参加者数、目標設定及び評価の回数を設定することとしています。

【市の考え方】

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等の目標値について、当市では、精神病床を備えている病院がないため、目標の設定は行いませんが、障害保健福祉圏域の各自治体と共同しながら地域移行を進めていきます。
- 当市では、既存の草加市自立支援協議会等を活用しながら、当該システムの構築について関係機関と調整を行っているところでありますので、目標設定は行いませんが、第7期草加市障がい福祉計画期間中に、効果的な包括ケアができる支援体制の構築を検討していきます。

5 地域生活支援拠点等の確保・充実【重点テーマ】

【国・埼玉県の考え方】

- 障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等としての地域生活支援拠点等の整備が求められています。
- 令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本としています。
- 令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

【市の考え方】

- 令和3年度(2021年度)から草加市地域生活支援拠点等の運用を開始しました。草加市自立支援協議会等の既存の協議会を活用して、年1回以上、当該拠点等の機能の充実、運用状況を検証及び検討していきます。
- 強度行動障害を有する者の支援については、個別支援会議等を通じ、支援ニーズを把握するとともに草加市自立支援協議会等の場で支援体制の充実を検討していきます。

6 相談支援体制の充実・強化等【重点テーマ】

【国・埼玉県 の考え方】

- 令和8年度(2026年度)末までに、市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することとしています。
- 令和8年度(2026年度)末までに、市町村又は圏域において、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

【市の考え方】

- 当市では、草加市自立支援協議会、草加市地域生活支援拠点等の整備によって、障がい者の方が地域において自立した生活が営めるよう、障害福祉サービス事業所の連携を強化しているところです。
- 引き続き、障がいの種別によらない、地域で身近な相談体制を構築し、また、適切に障害福祉サービスを利用できるよう、草加市基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実、人材育成を進めていきます。

7 障害福祉サービス等の質の向上

【国・埼玉県 の考え方】

- 都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

【市の考え方】

- 埼玉県が主催する障害福祉サービス等の研修に積極的に参加することで、当該サービスの理解を深めるよう努めます。
- 引き続き、草加市自立支援協議会等の障害福祉サービス事業者間で情報共有や連携ができる場を活用しながら、適切な障害福祉サービスを提供できるよう環境の整備を進めていきます。

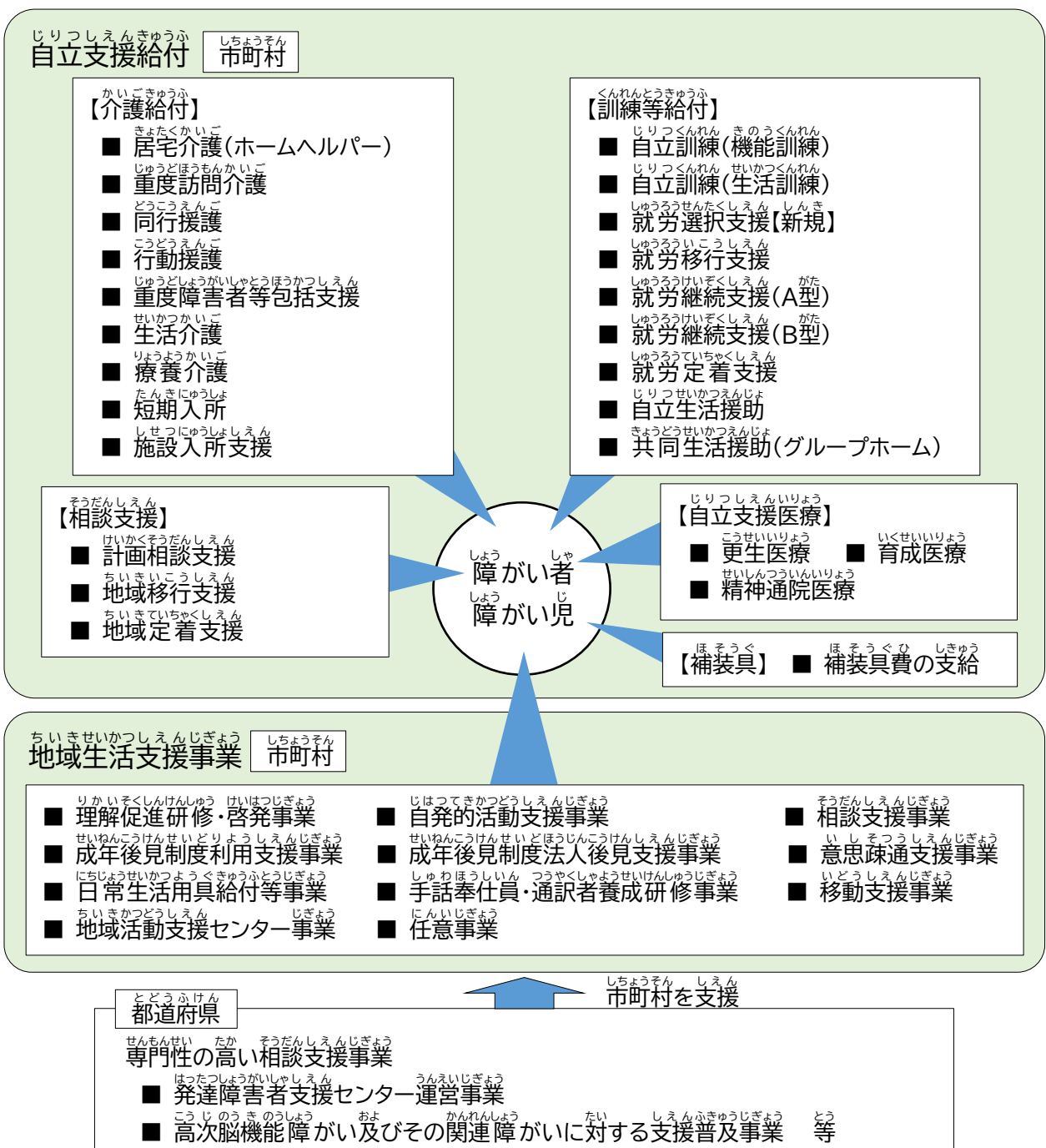
第3章 サービス量の推計と確保策

1 障害福祉サービスの事業体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つのサービスに大きく分かれます。

サービスの支給は、認定調査や審査会における障害支援区分認定等を踏まえて決定されます。

障がい福祉計画のサービス構成



2 障害福祉サービスの施策体系

在宅生活への支援

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 同行援護
- 重度障害者等包括支援

- 重度訪問介護
- 行動援護
- 自立生活援助

日中活動への支援

- 生活介護
- 短期入所
- 就労選択支援【新規】
- 就労継続支援(A型、B型)

- 療養介護
- 自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労定着支援

居住の場への支援

- 施設入所支援
- 共同生活援助(グループホーム)

○相談支援

○自立支援医療

○補装具費の支給

市町村地域生活支援事業

○理解促進研修・啓発事業

○相談支援事業

○成年後見制度法人後見支援事業

○日常生活用具給付等事業

○移動支援事業

○任意事業

○自発的活動支援事業

○成年後見制度利用支援事業

○意思疎通支援事業

○手話奉仕員・通訳者養成研修事業

○地域活動支援センター事業

3 障がい者福祉に係る市内関連施設

■ 障がい者福祉に係る市内関連施設(令和5年(2023年)11月30日時点)

番号	施設名	主たる対象者	サービス事業名	所在地
1	そうか光生園	身・知 (知は相談のみ)	生活・短期・施設・相談	柿木町
2	草加市障害福祉サービス事業所つばさの森	知	生活・就B	柿木町
3	青空の家	知	生活	西町
4	蒲公英の丘	身・知・精	生活・短期・就B	青柳
5	青柳太陽の家	知・精	生活	青柳
6	生活介護事業所そよかぜの森	知・重	生活	柿木町
7	cafe&farm Lento	知	生活・就B	柳島町
8	pace	知・精	生活・就B	柳島町
9	あある	知・精	生活・就B	瀬崎
10	生活介護事業あある	知・精	生活	瀬崎
11	栄光の家	知	生活・Ⅲ型	谷塚町
12	リズム弁天	身・知	生活	弁天
13	リハビリ特化型デイサービス ベストワン Fun	知・精	生活	花栗
14	介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター	身・知・精・難	短期	柿木町
15	ウェルビー草加駅前センター	身・知・精(発)・難	就移(精(発)のみ)・就定	氷川町
16	キャリカ 草加	精	就移・自立	中央
17	カルディアそうか	身・知・精	就移・就定	氷川町
18	ウェルビー草加駅東口センター	身・知・精・難	就移・就定	高砂
19	Sunny	身・知・精・難	就移・自立	旭町
20	デイバースサポート就労移行支援事業所	知・精	就移	氷川町
21	アルト	身・知・精・難	就A	中根
22	クリスタルサービス	知・精	就A	栄町
23	クリスタルサービス草加	知・精	就A	谷塚町
24	希望の家	知	就B	青柳
25	西れんげ草	知	就B	苗塚町
26	ひかり	知・精	就B	弁天
27	wacca	知・精	就B	栄町
28	YUI WORK	知・精	就B	神明
29	サンフォレスト草加北谷	知・精・難	就B	北谷
30	アトリエ・アンノウンⅡ草加	身・知・精・難	就B	八幡町
31	あーとふあくとりー	知	就B	瀬崎
32	グループホーム光輪の家	知	共同	青柳
33	草加市障害者グループホームひまわりの郷	知	共同・短期	柿木町
34	サニースポット草加新田	身・知・精・難	共同・短期	清門
35	ゆいまある 弔館	知・精	共同	清門
36	ゆいまある 弔館	知・精	共同	清門
37	中根ホーム	知・精	共同	中根

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

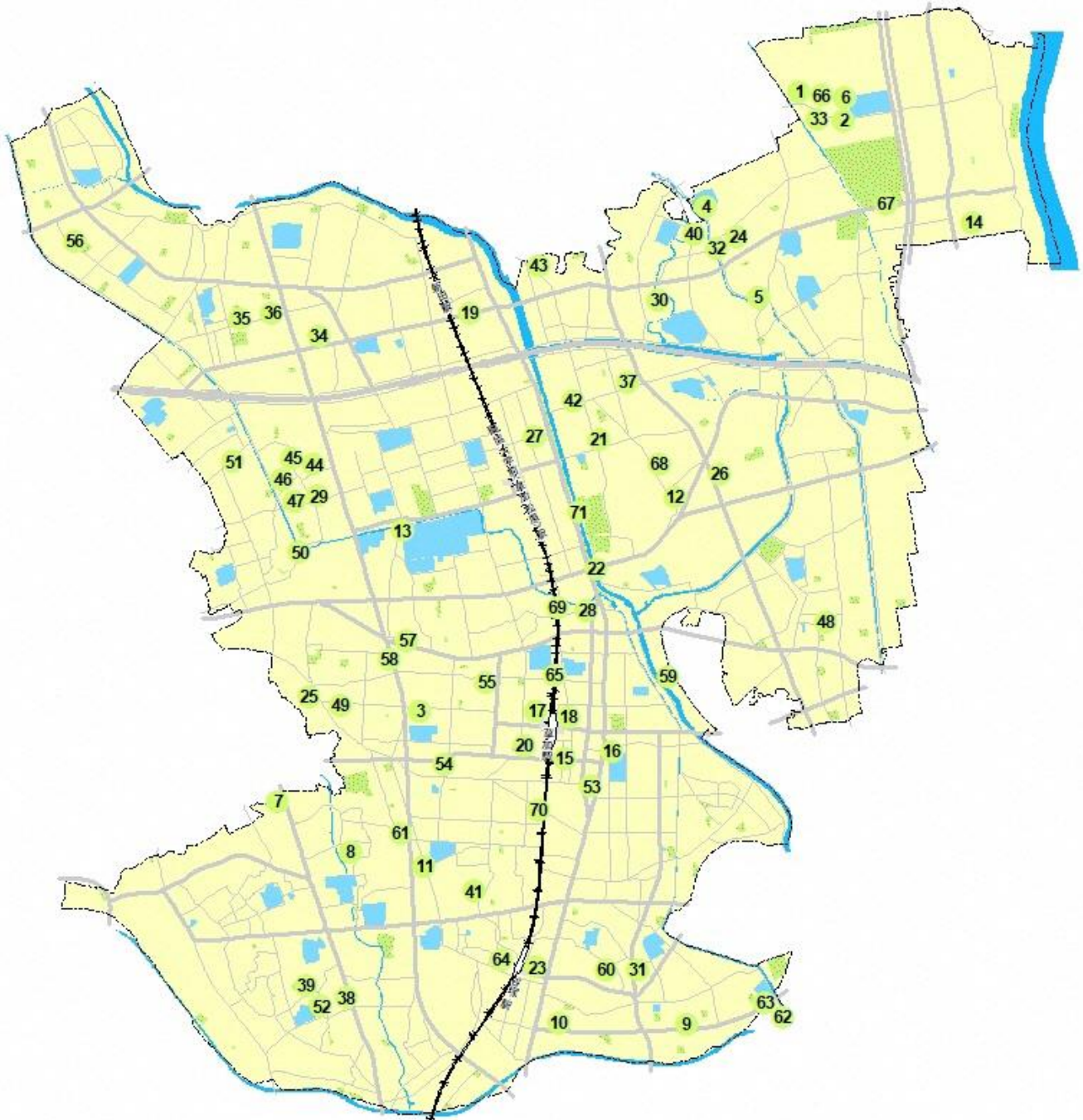
第3章

番号	施設名	主たる対象者	サービス事業名	所在地
38	ユリーカハイム草加	知・精	共同	両新田東町
39	ユリーカハイム草加Ⅱ	知・精	共同	両新田東町
40	グループホームかがやき	知・精	共同	青柳
41	グループホームポラリス草加1号館	知・精	共同	谷塚町
42	グループホームポラリス草加2号館	知・精	共同	中根
43	グループホームポラリス草加3号館	知・精	共同	八幡町
44	あ・いーな草加Ⅰ	知・精	共同	北谷
45	あ・いーなエクレンス	知・精	共同	北谷
46	あ・いーなピュアステイジ	知・精	共同	北谷
47	あ・いーなヘルツハイム	知・精	共同	北谷
48	グループホーム わおん草加稲荷	知・精	共同	稲荷
49	わおん草加西町	知・精・難	共同	西町
50	わおん草加小山	知・精・難	共同	小山
51	わおん草加北谷	知・精・難	共同	北谷
52	わおん草加両新田東	知・精・難	共同	両新田東町
53	グループホームぐーまる 1号館	知・精	共同	高砂
54	ぱあとなあ Hikawa	知・精	共同	氷川町
55	ぱあとなあ HikawaⅡ	知・精	共同	氷川町
56	ぱあとなあ Shin-ei	知・精	共同	新栄
57	ぱあとなあ Soka-nishichoⅠ	知・精	共同	西町
58	ぱあとなあ Soka-nishichoⅡ	知・精	共同	西町
59	らぼーる草加	知・精	共同	住吉
60	cocoff	知	共同	瀬崎
61	cocoff2	知	共同	谷塚町
62	グループホームてまり A棟	知・精	共同	瀬崎
63	グループホームてまり B棟	知・精	共同	瀬崎
64	キュラスクール	精	自立	谷塚町
65	草加市障害者相談支援事業所ふらっと草加	精	地移・地定・相談	氷川町
66	ひかり(そうか光生園内)	身	Ⅱ型	柿木町
67	であいの森	身・知・精	Ⅱ型	柿木町
68	れんげ草	知	Ⅲ型	弁天
69	めだか工房	知	Ⅲ型	草加
70	草加物産企画	精	Ⅲ型	氷川町
71	草加市基幹相談支援センター 東部障がい者就業・生活支援センターみらい 草加市障害者就労支援センター	身・知・精・難	—	栄町

凡例

【主たる対象者】 身：身体障がい者 知：知的障がい者 精：精神障がい者 重：重症心身障がい者 発：発達障がい者
【サービス事業名】 生活：生活介護 短期：短期入所 施設：施設入所支援 就移：就労移行支援 就A：就労継続支援(A型)
就B：就労継続支援(B型) 就定：就労定着支援 自立：自立訓練(生活訓練) 共同：共同生活援助
地移：地域移行支援 相談：相談支援事業 地定：地域定着支援 I型：地域活動支援センターⅠ型
Ⅱ型：地域活動支援センターⅡ型 Ⅲ型：地域活動支援センターⅢ型

障がい者福祉に係る市内関連施設配置図

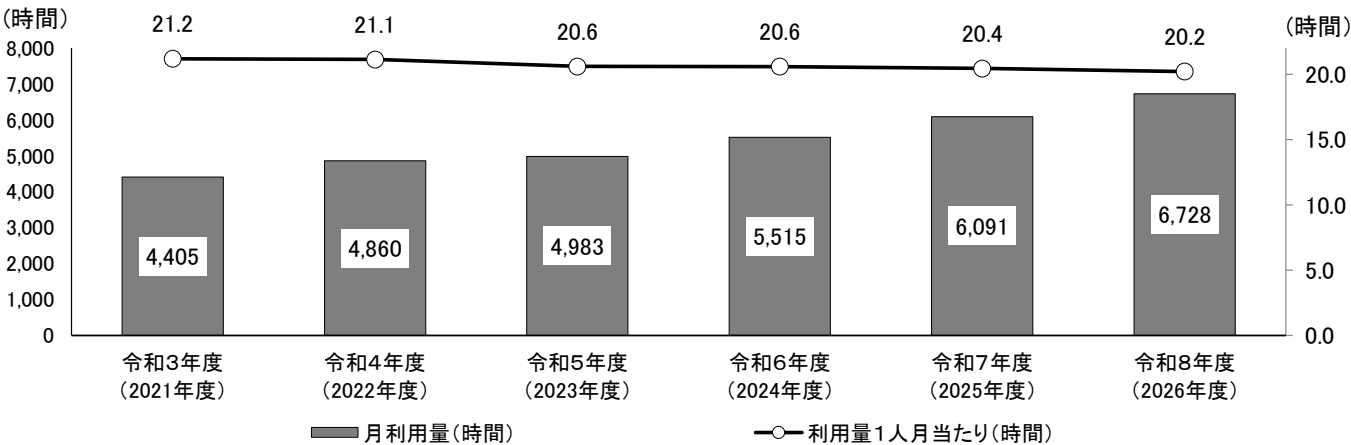


4 在宅生活への支援

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「自立生活援助」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	障害支援区分1以上の者 ただし、通院等介助の場合は別要件有

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	208	230	242	268	298	333
	身体	65	67	66	68	70
	知的	46	54	56	66	77
	精神	87	96	107	119	133
	児童	10	12	12	14	17
	難病	0	1	1	1	1
月利用量(時間)	4,405	4,860	4,983	5,515	6,091	6,728
利用量1人月当たり(時間)	21.2	21.1	20.6	20.6	20.4	20.2

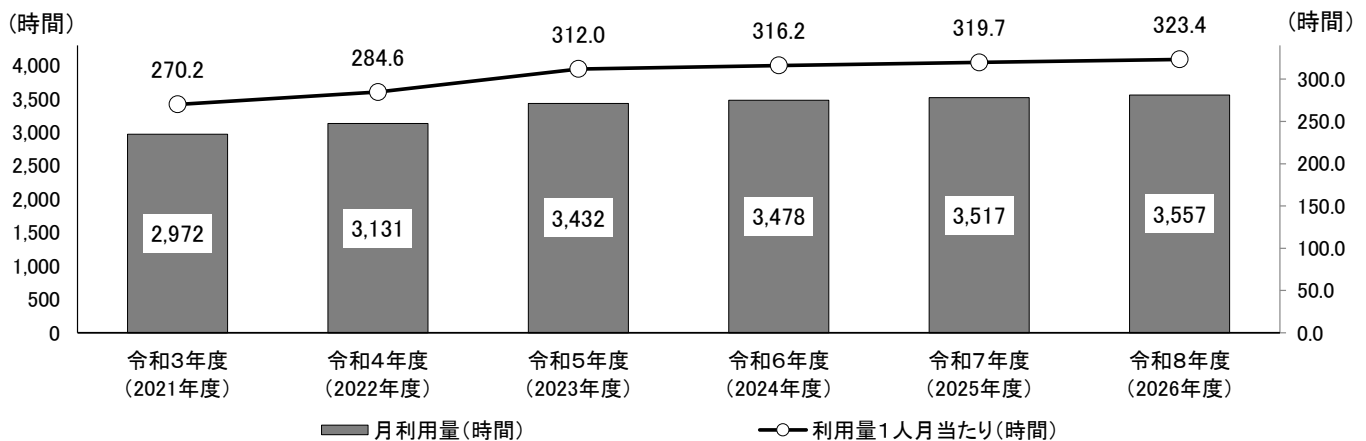
※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで減少傾向で推移していますが、現在の利用状況等も考慮し令和5年度(2023年度)利用者数と月利用時間は増加傾向で推移することを前提としました。月利用時間は、令和6年度(2024年度)の5,515時間から令和8年度(2026年度)の6,728時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護 や調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等 に関する相談及び助言その他の生活全般 にわたる援助並びに外出時における 移動中の介護を総合的に行うとともに、 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設 又は介護医療院に入院又は入所してい る障がい者に対して、意思疎通の支援そ 他の必要な支援を行います。	重度の肢体不自由者又は重度 の知的障がい若しくは精神 障がいにより行動上著し い困難を有する障がい者で あって常時介護を要する者 (障害支援区分4以上であ り、別要件に該当する者)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



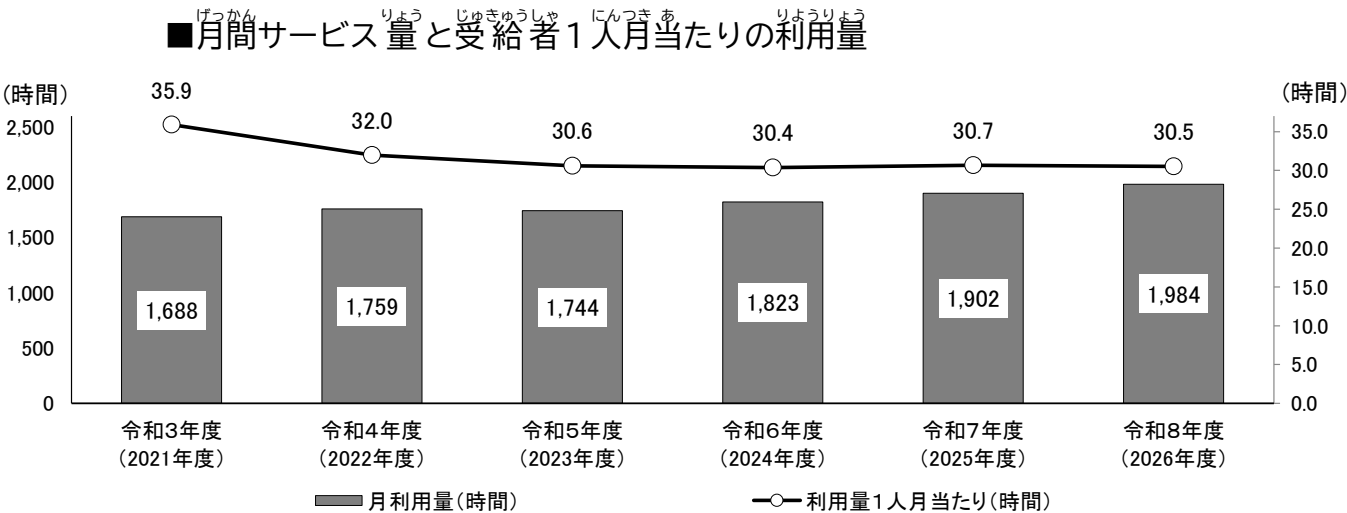
項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	11	11	11	11	11	11
	知的	11	8	8	8	8	8
	精神的	0	3	3	3	3	3
	精神	0	0	0	0	0	0
月利用量(時間)		2,972	3,131	3,432	3,478	3,517	3,557
利用量1人月当たり(時間)		270.2	284.6	312.0	316.2	319.7	323.4

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで増加があり、利用人数の状況を勘案し推計しました。月利用時間は、令和6年度(2024年)の3,478時間から令和8年度(2026年度)の3,557時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等



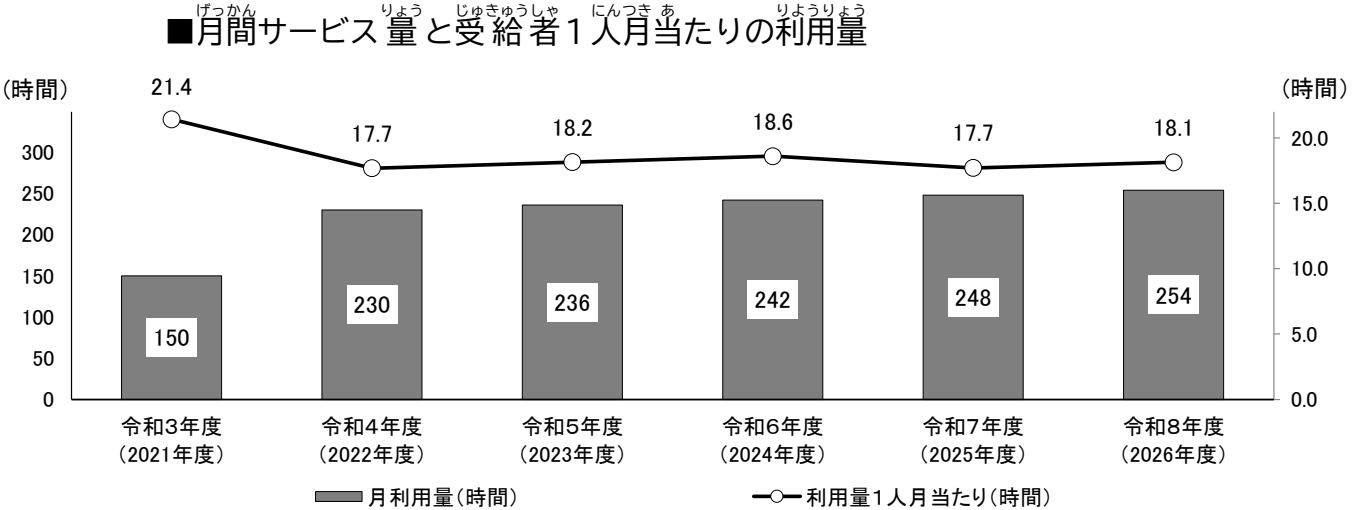
項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体 (視覚)	47	55	57	60	62	65
	児童	0	0	0	0	0	0
	月利用量(時間)	1,688	1,759	1,744	1,823	1,902	1,984
利用量1人月当たり(時間)		35.9	32.0	30.6	30.4	30.7	30.5

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量については、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)まで減少していますが、利用者の増加がありました。令和6年度(2024年度)以降については、月利用時間は、令和6年度(2024年度)の1,823時間から令和8年度(2026年度)の1,984時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
行動支援	自立支援給付 (介護給付)	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者 (障害支援区分3以上であり、別要件に該当する者)



項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	知的	7	13	13	13	14	14
	精神	6	10	10	10	11	11
	児童	0	0	0	0	0	0
	児童	1	3	3	3	3	3
月利用量(時間)		150	230	236	242	248	254
利用量1人月当たり(時間)		21.4	17.7	18.2	18.6	17.7	18.1

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量は令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)まで減少がありましたが、現在の利用状況等を考慮し推計しました。月利用時間は、令和6年度(2024年度)の242時間から令和8年度(2026年度)の254時間に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者 (障害支援区分6の者であって別要件に該当する者)

※このサービスの給付実績はありません。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
自立生活援助	自立支援給付 (訓練等給付)	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力・生活力等を補う観点から適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する者

項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)		0	1	1	2	2	2
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	1	1	2	2	2

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)に1名の利用がありました。令和6年度(2024年度)以降は2人として推計しました。

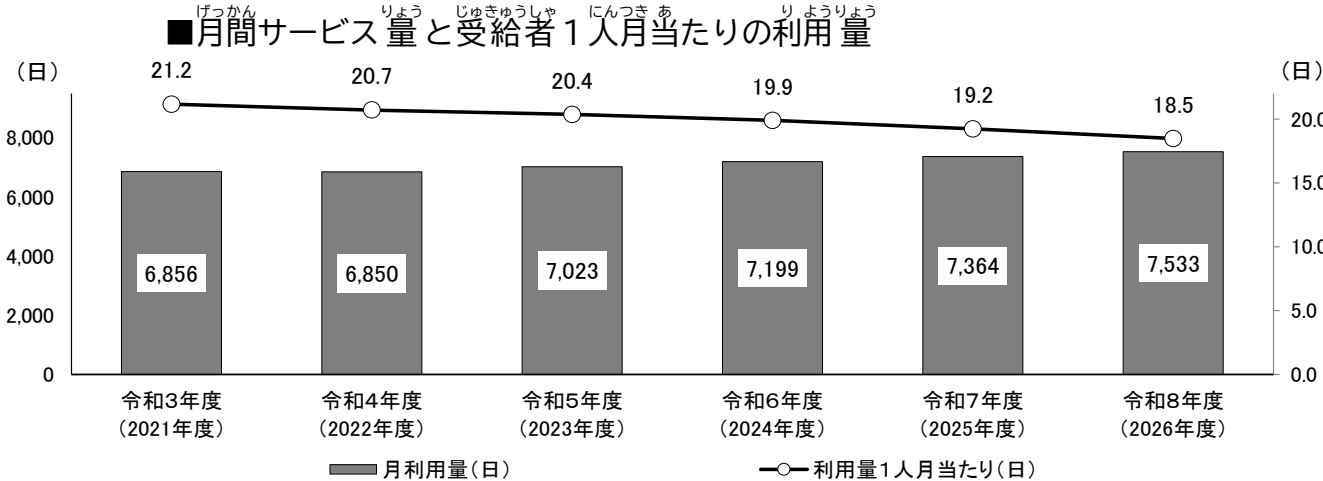
相談支援サービスを確保するための方策

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助は、国が地域移行を進めている中で、障がい者の高齢化・重度化の状況もあることから、専門的な対応が重要となっており、市内事業者を中心にサービス提供体制の充実を図ります。

5 日中活動への支援

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」「療養介護」「短期入所」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「就労定着支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
生活介護	自立支援給付(介護給付)	日中において、入浴、排せつ、食事等の介護及び洗濯、掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のため必要な援助を行います。	入浴、排せつ、食事等の介護及び創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者(障害支援区分3(50歳以上の場合は障害支援区分2)以上であり、別要件に該当する者)



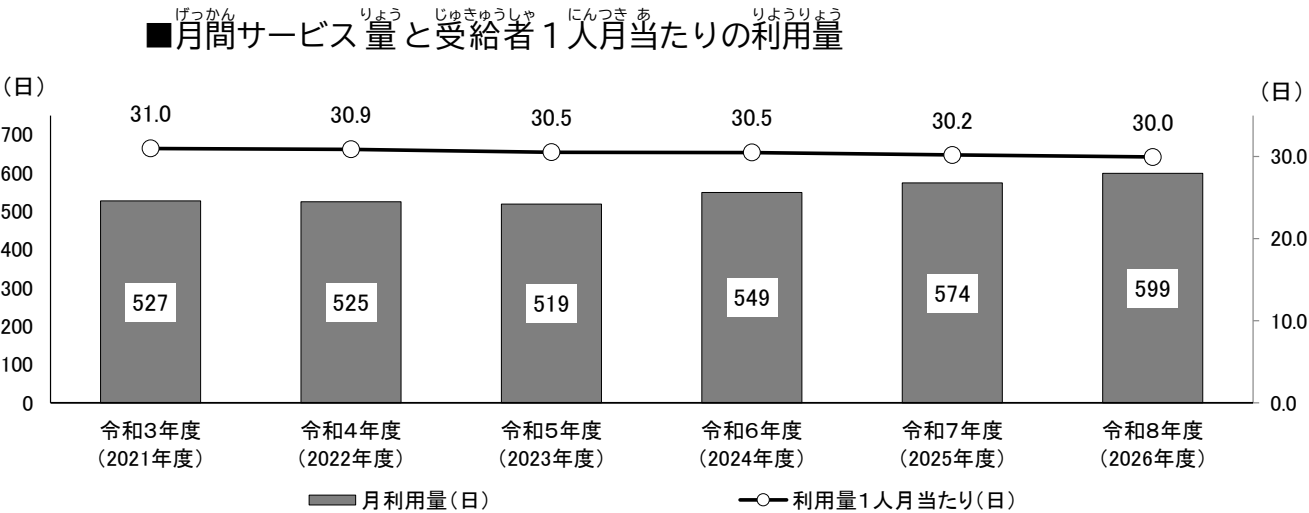
項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	324	331	345	362	383	408
	知的	34	34	34	34	34	34
	精神	287	292	305	318	332	346
	児童	3	5	6	10	17	28
月利用量(日)		6,856	6,850	7,023	7,199	7,364	7,533
利用量1人月当たり(日)		21.2	20.7	20.4	19.9	19.2	18.5

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までが減少していましたが、利用者は増加で推移することを前提としました。月利用量については、令和6年度(2024年度)の7,199人日から令和8年度(2026年度)の7,533人日に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
療養介護	自立支援給付 (介護給付)	日中において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 また、療養介護のうち医療に係るものについては療養介護医療として行います。	① A L S 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の者



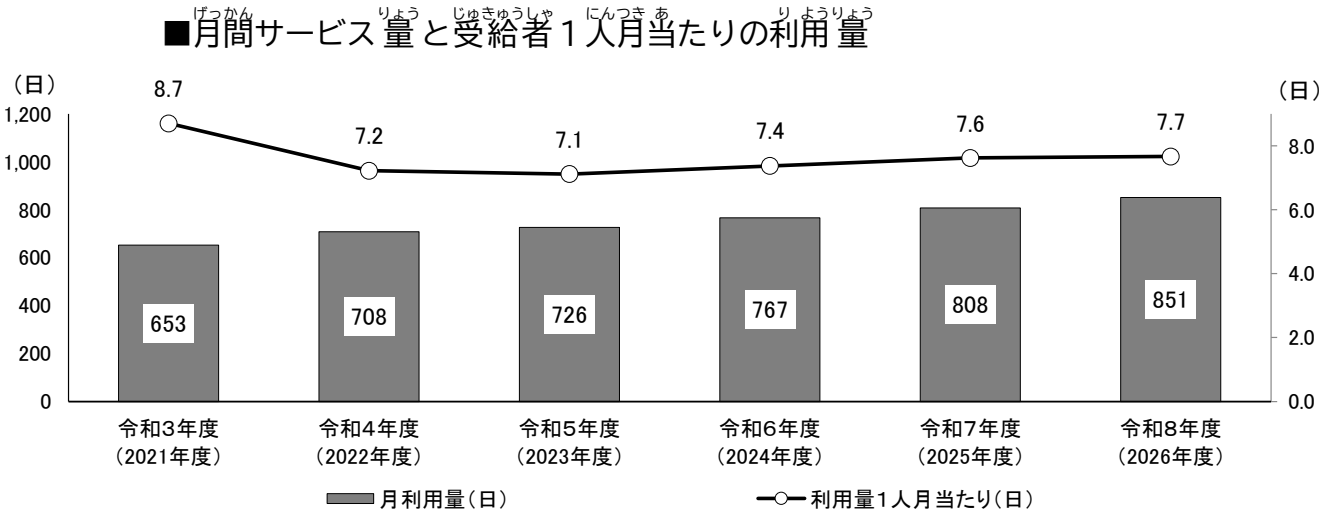
こく 目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	17	17	17	17	17	17
	知的	16	16	16	16	16	16
	知的	1	1	1	1	1	1
	精神	0	0	0	0	0	0
月利用量(日)		527	525	519	549	574	599
利用量1人月当たり(日)		31.0	30.9	30.5	30.5	30.2	30.0

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの推移から、横ばいで推移することを前提としました。月利用量は、令和8年度(2026年度)の599人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
短期入所	自立支援給付 (介護給付)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所をして、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行います。	障害支援区分1以上の者



項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	75	98	102	104	106	111
	知的	6	10	10	10	10	11
	精神	60	75	78	80	82	84
	精神	2	6	7	7	7	8
	児童	7	7	7	7	7	8
月利用量(日)		653	708	726	767	808	851
利用量1人月当たり(日)		8.7	7.2	7.1	7.4	7.6	7.7

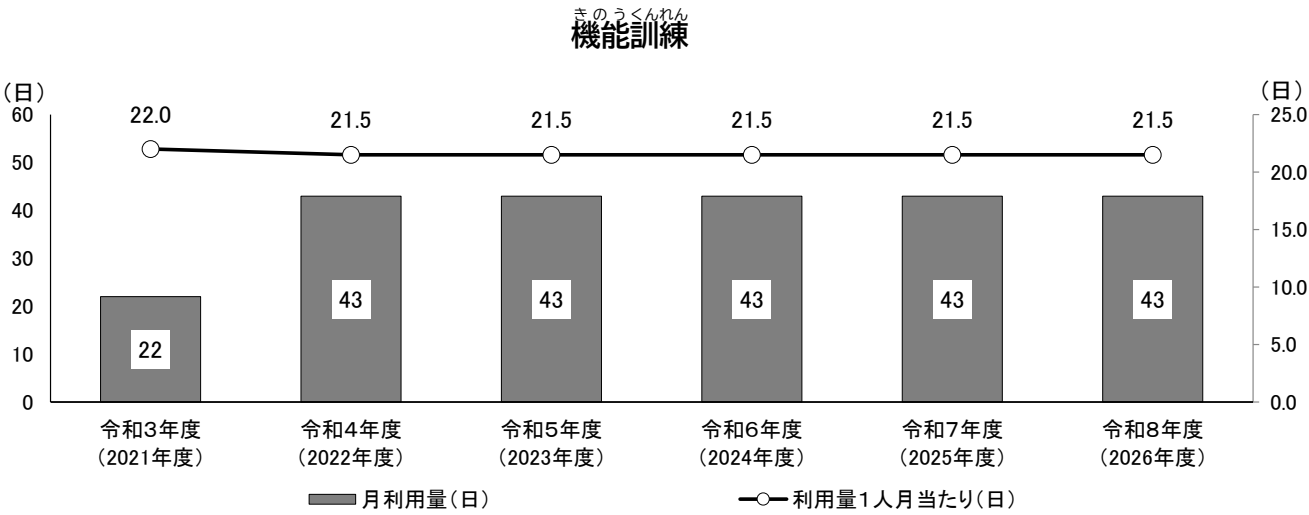
※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

1人月当たりの月利用量は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までが減少していますが、利用者数は増加していることから、利用量は増加で推移することを前提とし、令和6年度(2024年度)の767日から令和8年度(2026年度)の851日に増加すると推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
自立訓練	自立支援給付 (訓練等給付)	障害福祉サービス事業所等において又は障がい者等の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の支援を行います。	一定の支援が必要な障がい者
	生活訓練	障害福祉サービス事業所等において又は障がい者等の居宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等の支援を行います。	

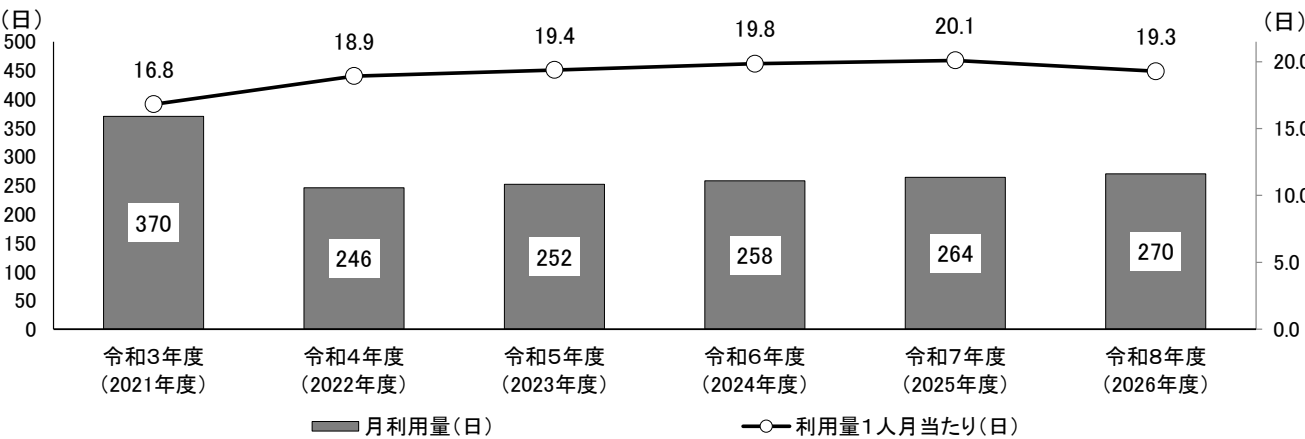
月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給決定者数(人)	1	2	2	2	2	2
身体	1	2	2	2	2	2
利用者数(人)	1	2	2	2	2	2
身体	1	2	2	2	2	2
月利用量(日)	22	43	43	43	43	43
利用量1人月当たり(日)	22.0	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5

※令和5年度(2023年度)は見込み値

生活訓練



項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	22	13	13	13	13	14
	精神	2	1	1	1	1	1
	知的	3	3	9	9	9	10
	児童	16	9	3	3	3	3
月利用量(日)		1	0	0	0	0	0
利用量1人月当たり(日)		370	246	252	258	264	270
		16.8	18.9	19.4	19.8	20.1	19.3

※令和5年度(2023年度)は見込み値

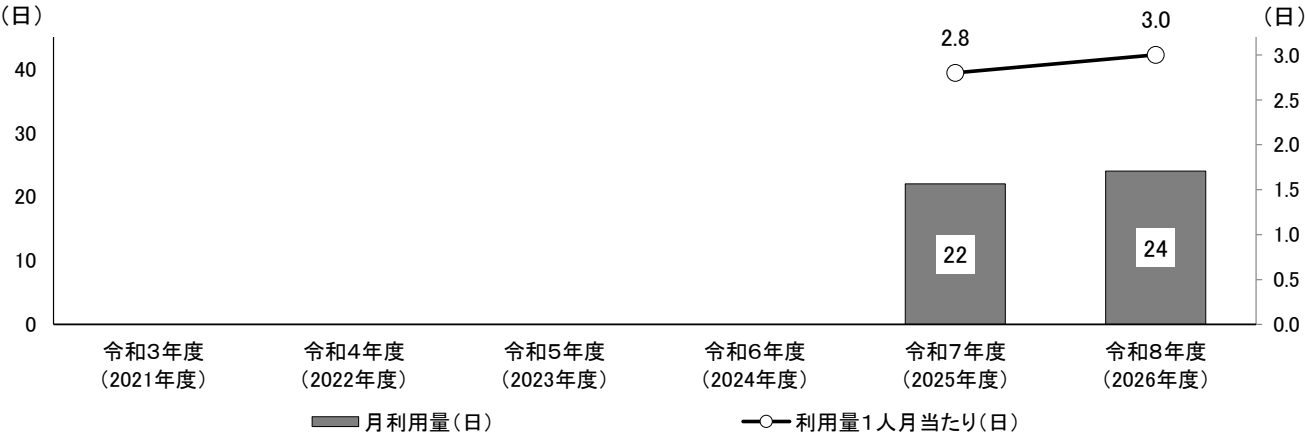
【給付実績と推計値について】

機能訓練については、令和5年度(2023年度)で2名の利用がありました。施設入所者の地域生活への移行の観点から、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の各年2名の利用を推計しました。

生活訓練については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの推移から、月利用量に減少がありましたが、利用量1人月当たりの増加していることを鑑み、令和6年度(2024年度)は258日、令和8年度(2026年度)では270日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労選択支援	自立支援給付 (訓練等給付)	ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。	就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得又は就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者(65歳以上の者は別途要件あり)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量

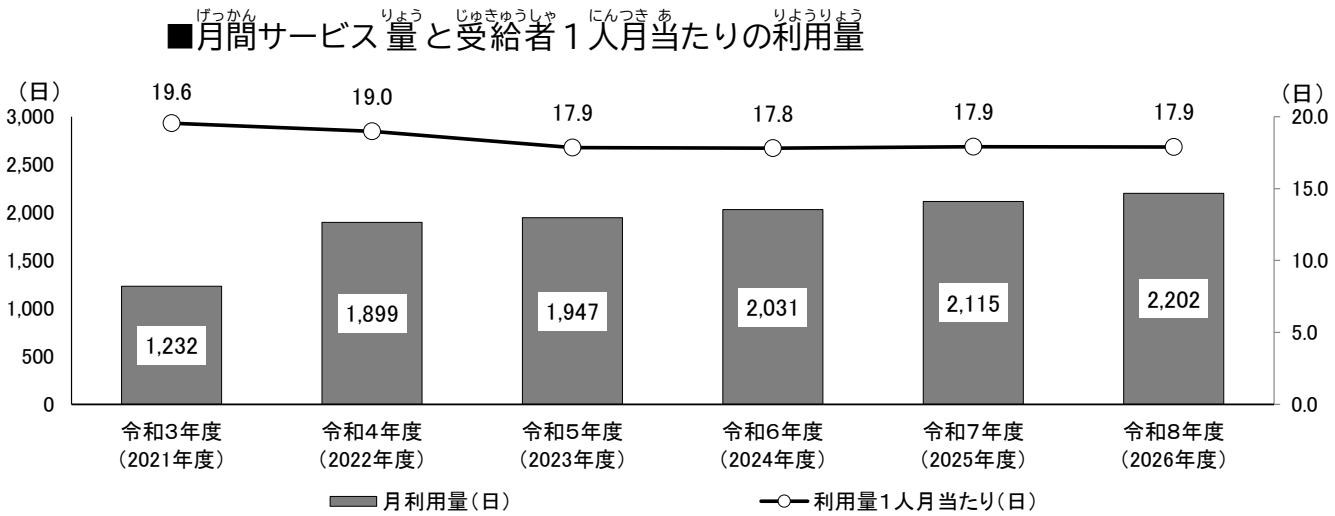


項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	-	-	-	-	4	8
	知的	-	-	-	-	1	2
	精神	-	-	-	-	3	6
	児童	-	-	-	-	0	0
	難病	-	-	-	-	0	0
月利用量(日)		-	-	-	-	22	24
利用量1人月当たり(日)		-	-	-	-	2.8	3.0

【給付実績と推計値について】

令和7年度(2025年度)10月から新たに開始するサービスで、新たに就労移行支援や就労継続支援(A型・B型)を利用する人数を考慮しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労移行支援	自立支援給付 (訓練等給付)	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。	①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得又は就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者(65歳以上の者は別途要件あり) ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者



項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	63	100	109	114	118	123
	知的	2	1	1	1	1	1
	精神	15	23	24	25	26	27
	児童	45	75	83	87	90	94
	難病	0	1	1	1	1	1
月利用量(日)		1,232	1,899	1,947	2,031	2,115	2,202
利用量1人月当たり(日)		19.6	19.0	17.9	17.8	17.9	17.9

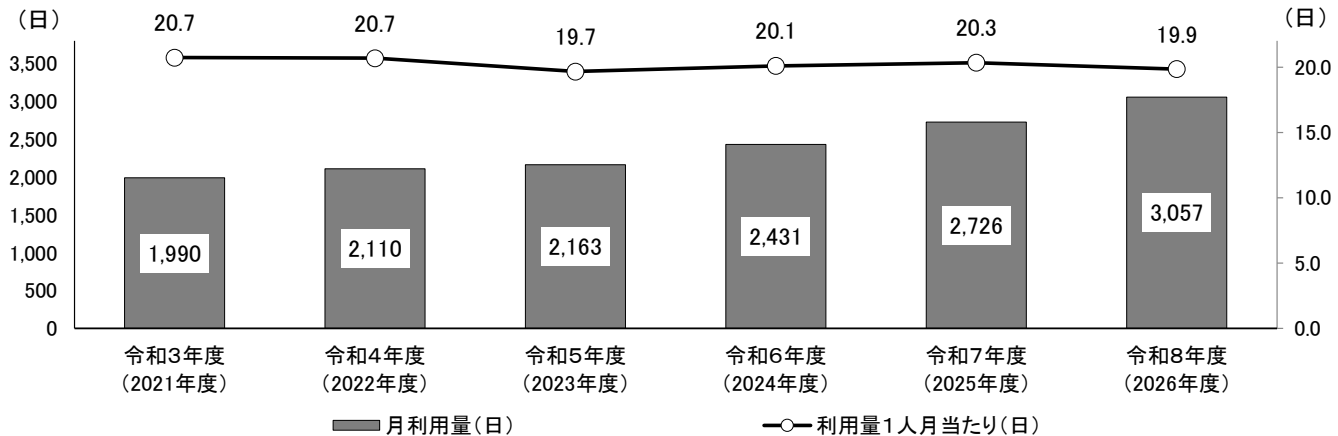
※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの実績が増加傾向で推移していることと、サービス利用に対するニーズの高さから今後も増加傾向で推移するとし、月利用量は令和8年度(2026年度)で2,202人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労継続支援 (A型)	自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難なものであって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者(65歳以上の者は別途要件あり)

■月間サービス量と受給者1人月当たりの利用量



項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	96	102	110	121	134	154
	知的	14	14	14	14	14	14
	精神	23	24	25	26	27	29
	児童	57	61	68	76	84	94
	難病	1	1	1	1	1	1
月利用量(日)		1,990	2,110	2,163	2,431	2,726	3,057
利用量1人月当たり(日)		20.7	20.7	19.7	20.1	20.3	19.9

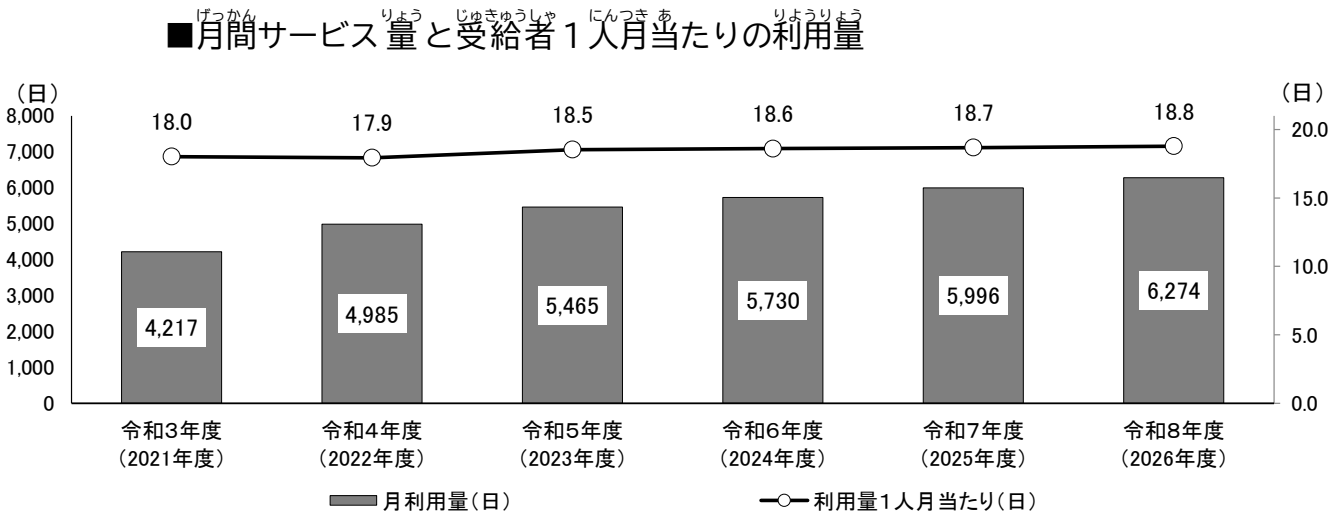
※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの実績では利用者数、月利用量は増加で推移しています。

今後については就労支援事業に対する国・県の考え方等を踏まえ、また、サービス利用者のニーズ等も考慮し月利用量は令和8年度(2026年度)で3,057人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労継続支援（B型）	自立支援給付（訓練等給付）	雇用契約は結ばない就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定の年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者



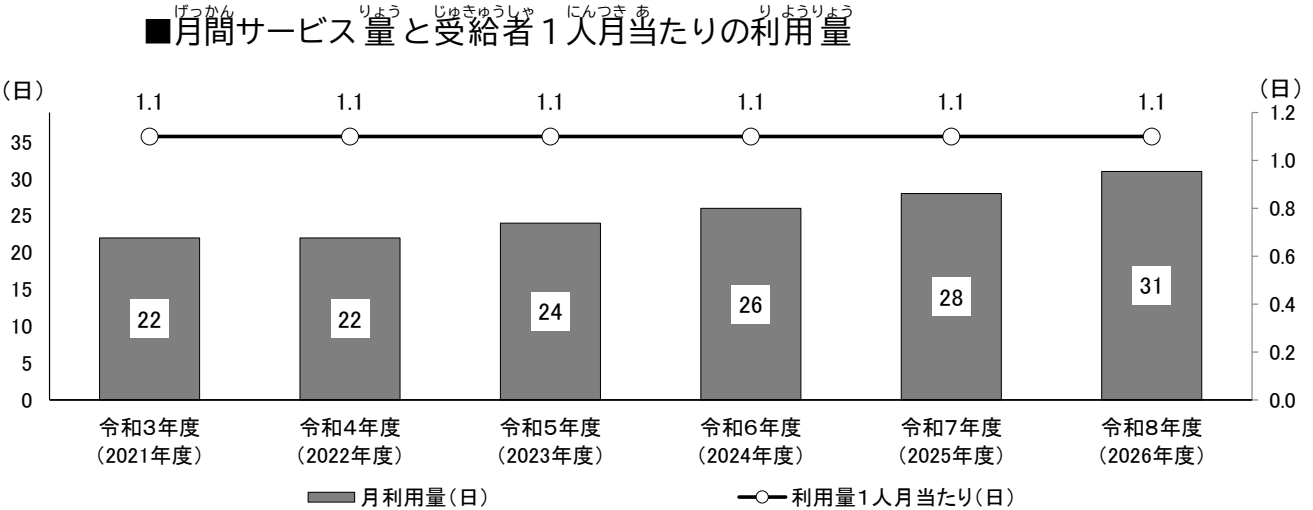
項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)		234	278	295	308	321	334
	身体	7	12	12	13	13	14
	知的	166	182	190	198	207	215
	精神	60	84	93	97	101	115
	その他	1	0	0	0	0	0
月利用量(日)		4,217	4,985	5,465	5,730	5,996	6,274
利用量1人月当たり(日)		18.0	17.9	18.5	18.6	18.7	18.8

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの実績で増加傾向にありました。今後も現在の利用者のニーズ等も踏まえ増加傾向で推移するとし、令和8年度(2026年度)の利用者数は334人で月利用量は6,274人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
就労定着支援	自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援等のサービスを利用して、一般就労に移行した障がい者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたって実施します。	就労移行支援等のサービス利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者(遅刻や欠勤、業務中の居眠り、身だしなみの乱れ、薬の飲み忘れ等)



項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	20	20	22	24	27	29
月利用量(日)	22	22	24	26	28	31
利用量1人月当たり(日)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案し、令和8年度(2026年度)は利用者数を29人、月利用量は31日と推計しました。

なお、利用者1人の月当たりの利用量は令和5年度(2023年度)の実績を参考に1.1日としています。

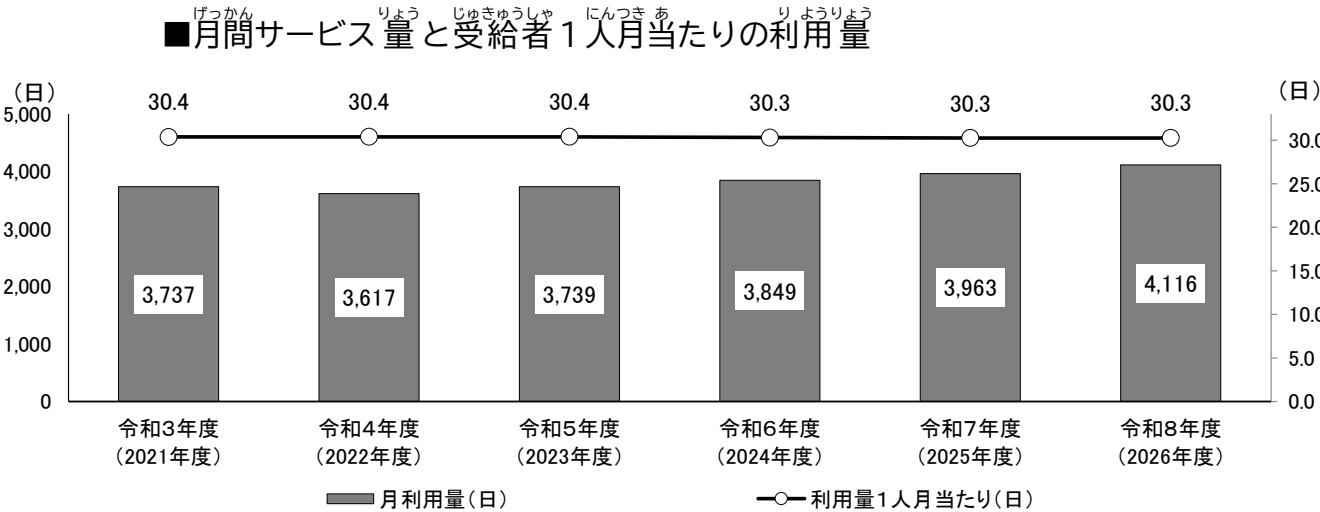
日中活動を支援するサービスを確保するための方策

- 地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。また、障がい特性に応じた事業所の参入を働きかけます。
- 短期入所については、グループホームの充実を進める中でサービスの確保を図るとともに、医療的ケアを要する人等への対応を含め、事業所の参入を働きかけます。

6 居住の場への支援

居住の場を支援するサービスとして、「施設入所支援」「共同生活援助(グループホーム)」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
施設入所支援	自立支援給付 (介護給付)	その施設に入所する障がい者につき、夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護並びに生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	障害者支援施設等が行う施設障害福祉サービスにより対象者は異なる



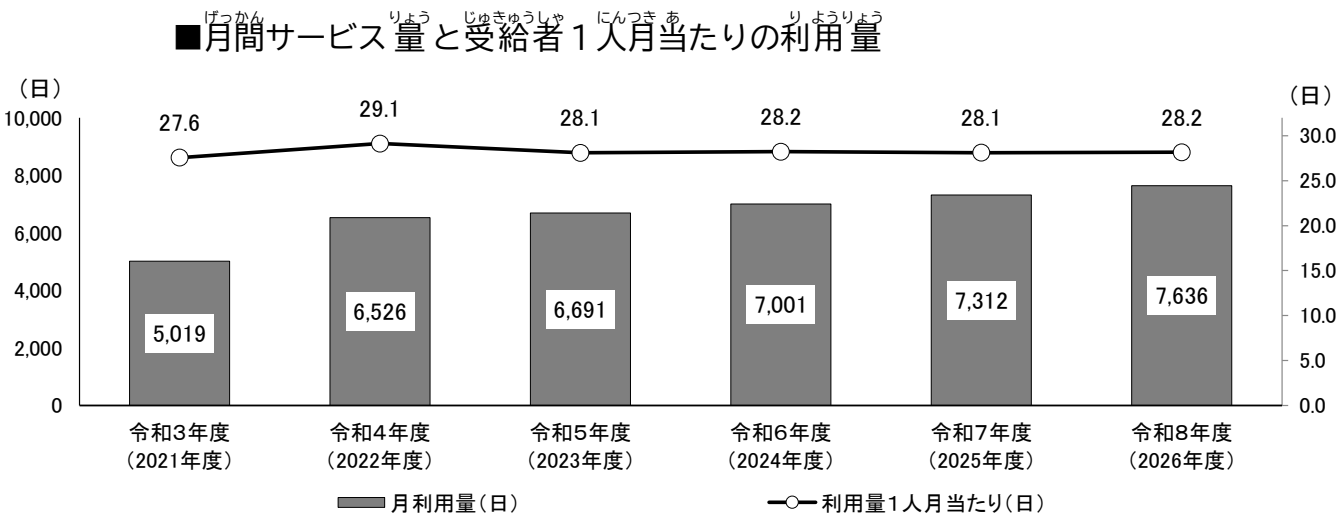
項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)		123	119	123	127	131	136
	身体	25	27	27	28	29	30
	知的	98	92	96	99	102	106
	精神	0	0	0	0	0	0
月利用量(日)		3,737	3,617	3,739	3,849	3,963	4,116
利用量1人月当たり(日)		30.4	30.4	30.4	30.3	30.3	30.3

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの推移では利用者数は増減しており、令和5年度(2023年度)利用者数を鑑み増加で推移することを前提とし、月利用量は令和8年度(2026年度)で4,116人日と推計しました。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者につき、夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	障がい者 (身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)



項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(人)	身体	182	224	238	248	260	271
	知的	5	10	10	10	11	11
	精神	129	150	157	164	172	179
	児童	45	62	69	72	75	79
月利用量(日)		3	2	2	2	2	2
利用量1人月当たり(日)		5,019	6,526	6,691	7,001	7,312	7,636
		27.6	29.1	28.1	28.2	28.1	28.2

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの推移では利用者数は増加傾向で推移しており、今後は民間事業者等によるグループホームの整備状況を勘案するとともに、サービスに対するニーズの高さ等も踏まえ増加傾向で推移することを前提とし、月利用量は令和8年度(2026年度)で7,636人日と推計しました。

居住の場への支援サービスを確保するための方策

- 障がい者の重度化や家族等の高齢化等に伴い、アンケート調査や要望等により障がい者の「親亡き後」を見据えた居住の場の支援を求める声が多く寄せられております。
- 一方で、「親亡き後」に限らず家族のいるうちに将来を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるための支援を始めていく必要性についても、重要であると認識しているところです。
- 「共同生活援助(グループホーム)」については、知的障がいのある方や精神障がいのある方の生活の場としてのニーズが高まっている現状から、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて誘致等も含め、令和4年(2022年)に制定した「障がい者の居住の場の整備に関する指針」に基づき、整備を進めてまいります。
- また、グループホームの設置を促進するにあたっては、障がいのある方に対する誤解や偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民へ啓発を図ります。
- 本市の「施設入所支援」については、障害者支援施設が市内に1か所しかないことから、多くの利用者が市外の施設を利用しています。
- さらに、施設入所待機者も一定数いる等、障害者支援施設等のニーズの高さも考慮し、本市にて策定されている上位計画等や第四次草加市障がい者計画との整合性を図りながら、「障がい者の居住の場の整備に関する指針」に基づき、本市の実情に合った施設整備が具体化できるよう、取組を進めてまいります。
- 取組を進めていくに当たり、国の動向等を考慮する必要があります。国は、障がい者の地域生活への移行を推進しておりますが、障がい者の重度化・高齢化といった背景から、在宅で生活している障がい者のうち、特に支援を必要としている障がい者の中には、短期間の入所を含めた施設への入所が必要な方がいる状況です。
- 施設へ入所した方が、地域生活へ再度移行する場合も想定され、その訓練の一つとして、現在当市で運用中の、地域で安心して生活する仕組みである地域生活支援拠点等の機能を活用し、日中活動等を支援するための障害福祉サービスを利用することが想定されます。
- 当サービスを利用するため施設外に通う場合、長時間の移動は困難です。既に、本市の市街化調整区域にて整備されている社会福祉施設では、日中活動等を支援するための障害福祉サービスの多くが提供されています。このため、市街化調整区域に立地することで国が推進する障がい者への地域生活への移行を本市においても効果的に実施していくことが可能であると考えられることから、市街化調整区域において障害者支援施設を整備することを検討します。

7 相談支援

計画的な支援を必要とする方を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
計画相談支援	計画相談支援給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がい者
地域移行支援	地域相談支援給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談等の対処を行います。	居宅において単身等で生活する障がい者

項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援(人)	1,045	1,118	1,147	1,176	1,204	1,233
地域移行支援(人)	2	1	1	1	1	1
地域定着支援(人)	0	0	3	3	3	4

※令和5年度(2023年度)は見込み値

【給付実績と推計値について】

計画相談支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて増加しており、今後も増加傾向が見込まれることから、令和8年度(2026年度)には利用者1,233人と推計しました。

地域移行支援、地域定着支援については、令和8年度(2026年)の実績を、それぞれ1人、4人と推計しました。

相談支援サービスを確保するための方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整、モニタリング等の支援が提供されるよう草加市自立支援協議会等で、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。
- 草加市自立支援協議会等と連携し、地域移行支援、地域定着支援のサービスの提供体制の充実を図ります。

8 自立支援医療及び補装具

自立支援医療には、「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」があり、利用者負担は医療費の1割です。

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。自立支援給付と同様に、利用者負担は購入費や修理費の1割です。

各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

給付の種類	内容	対象者
自立支援医療費	精神疾患により病院等に通院する際にかかった医療費の自己負担部分が1割になります。	精神疾患により通院医療を受けている者
	身体に障がいのある人に対し、障がいの程度を軽減又は除去するために行う医療です。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者

項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
精神通院医療(人)	4,229	4,474	4,654	4,939	5,231	5,540
更生医療(人)	496	569	565	588	610	633

※令和5年度(2023年度)は見込み値

給付の種類	内容	対象者
補装具費	身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付及び修理に要した費用の助成をします。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。交付基準額を超えた額は自己負担となります。 また、一部の補装具については、借受け(レンタル)に要した費用についても、補装具費の支給を行っています。	身体障がい者、難病患者等

9 地域生活支援事業

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」等の必須事業と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	内容	対象者	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がいのある人等に対する差別や偏見が生じないように市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体 ①市内に住所を有すること ②市内の事業所等に在籍し、勤務していること ③市内の学校等に在学していること	実施

サービス名	内容	対象者	実施の有無
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	市内の障がい者やその家族、地域住民等	令和6年度(2024年度)以降の実施に向けて準備を進めます。

サービス名	内容	対象者
相談支援事業	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	障がい者等
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がいのある人の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談支援事業(実施箇所数)	3	3	3	3	4	4
うち 基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業 (実施箇所数)	1	1	1	1	1	1

サービス名	内容	対象者
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見人の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	成年後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

サービス名	内容	対象者
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 手話通訳者設置事業 要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人の依頼に 応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者 派遣事業	登録者数(人) 延べ派遣件数(件)	69 1,031	69 1,023	70 1,140	71 1,190	72 1,239
手話通訳者設置事業(設置者数)	2	3	3	3	3	3
要約筆記者派遣事業(件)	48	78	77	80	82	85

※令和5年度(2023年度)は見込み値

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

第3章

サービス名	内容例		対象者
日常生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子	障がい者等
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等を支援する用具	
	在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計等、在宅療養を支援する用具	
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等、情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具	
	排泄管理支援用具	ストマ装具等の排せつ管理を支援する用具	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作等を図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成	

項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	の延べ利用 件数(件)	11	9	9	9	9	9
自立生活支援用具		9	8	8	8	8	8
在宅療養等支援用具		10	11	11	11	11	11
情報・意思疎通支援用具		23	34	34	34	35	35
排泄管理支援用具		4,416	4,441	4,407	4,466	4,517	4,568
住宅改修費		6	2	2	2	2	2

※令和5年度(2023年度)は見込み値

サービス名	内容	対象者
手話奉仕員・通訳者 養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常生活を行うのに必要な技術を習得した者を養成します。	草加市在住、または在勤の方

項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成事業【入門編】 修了者数(人)	22	14	16	19	22	25
手話奉仕員養成事業【基礎編】 修了者数(人)	14	16	19	21	23	25
手話通訳者養成事業修了者数 (人)	-	1	-	2	-	2
登録手話通訳者数(人)	13	14	15	16	17	19

※令和5年度(2023年度)は見込み値

サービス名	内容例
移動支援事業	障がい者に対する社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通学、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動の支援を行います。

項目	実績			推計値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施箇所数(箇所)	54	65	73	75	76	78
実利用人員(人)	80	98	101	103	106	108
延べ利用時間数(時間)	8,349	10,319	10,588	10,836	11,068	11,304

※令和5年度(2023年度)は見込み値

サービス名	内 容		対象者
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター事業	I 型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発等を行います。	精神障がい者
	II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。	18 歳以上の障がい者
	III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	障がい者等

項目		実績			推計値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター	実施箇所数	6	7	5	5	5	5
	の延べ利用者数 (人)	19,026	18,641	13,606	13,925	14,233	14,527

※令和5年度(2023年度)は見込み値

サービス名	内 容	対象者
訪問入浴 サービス事業	自力又は家族の介護のみでは入浴できない重度の身体障がいのある人を対象に原則として週1回、年間で51回(ただし、身体介護又は重度訪問介護による清潔の保持が困難な場合には、年間56回)を上限として、訪問による入浴サービスを行います。	15歳以上65歳未満で、介護保険の対象とならない重度の身体障がい者
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児に対して日中における活動の場を提供することにより障がい者等の家族の就労を支援し、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するとともに、家族が緊急的に介護できない場合における障がい者等の一時預かりを行います。	障がい者手帳の交付を受けた者及び医師により発達に障害があると診断された者並びに難病の者
点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業	視覚に障がいのある人への情報提供・社会参加促進を支援するため、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を促進するとともに点字、声の広報等を発行します。	視覚障がい者
点字・声の広報等発行事業		
更生訓練費給付事業	障がいのある人の社会復帰を図るため、自立訓練事業又は就労移行支援事業の利用者及び旧法施設の入所者又は通所者に更生訓練費を支給します。	自立訓練事業又は就労移行支援事業の利用者及び旧法施設支援の更生訓練を受けている者
スポーツ、レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人と市民の交流を図るとともに、参加者相互の理解と親睦を深めるため、障がい者交流スポーツ体験を開催します。	市民
自動車運転免許しゅとくほじょじぎょう取得費補助事業	障がいのある人の自立更生を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障がい者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、自立更生の促進が見込まれる者
自動車改造費補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転することができるよう自動車に改造する場合に補助金を交付します。	障がい者手帳の交付を受けている者又は生計を一にする者であって、就労等に伴い自ら運転する自動車の一部を改造する者

任意事業

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

第3章

こゝちく 項目			じっせき 実績			すいけいち 推計値		
			れいわ ねんど 令和3年度 ねんど (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 ねんど (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 ねんど (2023年度)	れいわ ねんど 令和6年度 ねんど (2024年度)	れいわ ねんど 令和7年度 ねんど (2025年度)	れいわ ねんど 令和8年度 ねんど (2026年度)
ほうもんにゆうよく 訪問入浴	りようしゃすう にん 利用者数(人)		17	17	17	19	20	21
サービス事業	じっし か し ょ す う か し ょ 実施箇所数(箇所)		1	1	1	1	1	1
にっちゅうい ち じ し え ん じ ぎ ょ う 日中一時支援事業 (の り いう けん す う けん 延べ利用件数(件))			224	291	299	306	313	319
てんやくほうし い ん 点訳奉仕員 ・朗読 奉仕員養成 事業(人)	てんやく 点訳	ほうし い ん いう せ い こ う ざ 奉仕員養成講座 (し ょ ぎ ょ う 初級) し ゅ う り いう しゃ す う に ん 修了者数(人)	6	-	5	6	7	8
		ほうし い ん いう せ い こ う ざ 奉仕員養成講座 (ち ゅ う ぎ ょ う 中級) し ゅ う り いう しゃ す う に ん 修了者数(人)	5	-	3	7	8	9
		てんやくほうし い ん 点訳奉仕員 とうろくしゃすう にん 登録者数(人)	15	15	18	21	24	28
	ろうどく 朗読	ほうし い ん いう せ い こ う ざ 奉仕員養成講座 (し ょ ぎ ょ う 初級) し ゅ う り いう しゃ す う に ん 修了者数(人)	-	14	-	16	-	18
		ほうし い ん いう せ い こ う ざ 奉仕員養成講座 (ち ゅ う ぎ ょ う 中級) し ゅ う り いう しゃ す う に ん 修了者数(人)	-	14	-	16	-	18
		ろうどくほうし い ん 朗読奉仕員 とうろくしゃすう にん 登録者数(人)	39	38	37	40	40	42
こうせい くん れ ん ひ ぎ ょ う ふう 更生訓練費給付 じぎょう 事業		りようしゃすう にん 利用者数(人)	115	139	143	120	123	126
じどうしゃめんきよしゆとくひ 自動車免許取得費 ほじょじぎょう 補助事業		りようしゃすう にん 利用者数(人)	3	0	3	3	3	3
じどうしゃかいぞうひほじょ 自動車改造費補助 じぎょう 事業		りようしゃすう にん 利用者数(人)	2	3	4	5	6	7

※令和5年度(2023年度)は見込み値

地域生活支援事業のサービスを確保するための方策

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、サービスを必要とする人への配慮を行いながらサービス提供基盤の整備を図ります。

だい へん だい き そう か し しょう じ ふ く し け い か く
第4編 第3期草加市 障がい児福祉計画

第4編 第3期草加市障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え

1 計画の基本理念

本市では「草加市子どもプラン」で掲げた理念「子どもも親もいきいき 子どもにやさしく 安心して子育てできるまち そうか」を踏襲し、家庭、地域等と連携しながら草加市全体で子どもとその保護者を支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指すという考え方を基本とします。

また、「第四次草加市障がい者計画」で掲げた基本理念「ノーマライゼーション ～ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる～」との調和を図りながら、障がい児支援体制の確立を目指す。

子どもも親もいきいき 子どもにやさしく
安心して子育てできるまち そうか

加えて、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」における次の基本理念を踏まえ、計画を推進します。

1 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たって、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児とその家族に対し、こどもの行動や発達が気になる段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらない切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

第1章

第2章

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本方針を掲げ計画を推進します。

- 療育体制及び包括的相談支援体制の充実・質の向上
草加市子育て支援センターを身近な地域の障がい児支援の拠点として、療育体制及び障がいの有無にかかわらず、全てのこどもやその家族を対象とした包括的な相談支援体制を質・量ともに充実していくことを目指します。
- 障がいの種別にかかわらない切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築
障がい児とその家族に対し、こどもの行動や発達が気になる段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児のための支援体制の構築
日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(医療的ケア児)や重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられるようにするため、各関係機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

3 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の目標について、国の第3期障害児福祉計画の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績及び地域の実情を考慮し、令和8年度(2026年度)を目標年度として設定します。

【国・埼玉県の考え方】

- 令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

○令和8年度(2026年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

【市の成果目標】

本市では、国の示した目標を達成しています。今後は現在の体制の維持・継続とともにサービスの質の向上に主眼を置き、以下の通りにします。

目標内容	令和5年度 (2023年度) 未現在	令和8年度 (2026年度)に むけた目標	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	2 か所	2 か所	令和5年度(2023年度)未現在、2 か所が設置されています。 第3期計画期間では、現状維持を見込むとともに、市内2 か所の児童発達支援センターの活用や役割について協議していきます。
地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を 推進する体制の構築	あり	—	令和5年度(2023年度)未現在、保育所等訪問支援事業所2 か所を確保しています。 第3期計画期間では、現状維持を見込むとともに、市内2 か所の事業所の活用や役割について協議していきます。
重症心身障がい児を 支援する児童発達支援 事業所の確保	1 か所	1 か所	令和5年度(2023年度)に1 か所設置されました。 第3期計画期間においては、現状維持を見込むとともに、重症心身障がい児が適切な支援を受けられるよう、ニーズの把握に努めていきます。
重症心身障がい児を 支援する放課後等デイ サービス事業所の確保	2 か所	2 か所	市内には1 か所設置されていましたが、令和5年度(2023年度)に新たに1 か所設置されました。 第3期計画期間においては、現状維持を見込むとともに、重症心身障がい児が適切な支援を受けられるよう、ニーズの把握に努めていきます。
医療的ケア児支援のための 協議の場	設置済み	—	令和元年度(2019年度)に「草加市障がい児支援協議会」として設置しました。第3期計画期間においても医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議を重ねていきます。
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置済み	—	令和5年度(2023年度)に11名医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。第3期計画期間においても医療的ケア児がより専門的な支援を受けられるよう、体制の強化を検討します。

第2章 障がい児支援の取組

1 障害児福祉サービスの体系

	サービス名	サービス内容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	未就学の障がい児や発達に課題がある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。 また、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要である肢体不自由の障がい児には治療も行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後、夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と共に障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等を利用する障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

2 障害児福祉サービスの見込量と確保のための方策

2-1 児童発達支援

【見込量について】

児童発達支援について、支給決定者数及び月当たり延べ利用人数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて増加しています。

本市では、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおいて、障がいの特性や状態を早期に把握し、支援を行っているなかで、児童発達支援に繋がる児童は、今後も緩やかに増加すると予測しています。

なお、「医療型児童発達支援」は、児童福祉法の改正により令和6年度(2024年度)から児童発達支援に一元化されています。医療型児童発達支援の支給決定の実績はありませんでしたが、市内には令和5年(2023年)3月31日時点で75人の肢体不自由児童(上肢、下肢、体幹、運動機能障害による身体障害者手帳所持児童)がいることから、今後、支給対象が見込まれるかどうかを含め、計画期間においては、調査等を行っていく予定です。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給決定者数	人/年度	333	346	349	351	351	352
月当たり延べ利用人数	人/月	322	331	333	335	336	337
月当たり利用日数	日/月	2,684	2,662	2,664	2,698	2,703	2,709
1人当たり利用日数	日/月	8.3	8.0	8.0	8.1	8.0	8.0

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

見込量確保の方策

支給決定者数等の緩やかな増加傾向や1人当たり利用日数(日/月)を考えると、既存の児童発達支援事業所で見込量を確保できると予測されます。しかしながら、今後も支給決定者数及び月当たり延べ利用人数の増加が見込まれるなかで、利用者のニーズがより多様化していくことが予想されます。多様化した利用者のニーズに応えられる体制を目指します。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	20	24	25	25	25	25

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

2-2 放課後等デイサービス

【見込量について】

放課後等デイサービスについて、支給決定者数や月当たり延べ利用人数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、増加しています。増加している理由は、支援の認知度が上がったことや放課後等デイサービス事業所の参入、学校等の関係機関との連携の強化が進み、様々な利用者のニーズに応じた支援が可能になったことが考えられます。今後も支援に繋がっていく児童が増えていくことが予想されるため、支給決定者数等はやや増加傾向にあると考えます。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支給決定者数	人/年度	672	705	732	741	742	744
月当たり延べ利用人数	人/月	766	791	864	874	876	878
月当たり利用日数	日/月	7,052	7,171	7,802	7,896	7,912	7,928
ひとりあたり利用日数	日/月	9.2	9.1	9.0	9.0	9.0	9.0

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

見込量確保の方策

現状でも市内には数多くの事業所が存在し、それぞれ多様な支援を行っていますが、単にその「量」に対して、事業所の「数」が充足していればよいということではなく、支援の「質」にも着目する必要があります。また、重症心身障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がい等を有する特別な支援が必要な障がい児を支援する事業所の整備についても考慮していく必要があります。

なお、本市では、平成30年度(2018年度)から草加市障害児通所支援事業所連絡協議会事業補助金を交付しており、補助金を活用し、研修等を行うことで、職員の質の向上を図っています。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	38	45	46	47	47	47

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

2-3 居宅訪問型児童発達支援

【見込量について】

居宅訪問型児童発達支援について、支給決定の実績はありませんでしたが、今後、支給対象が見込まれるどうかを含め、計画期間においては、調査等を行っていく予定です。

見込量確保の方策

支給対象の見込み等を調査し、利用者のニーズに対する体制の確保を検討していきます。

2-4 保育所等訪問支援

【見込量について】

令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症防止のため、保育所等が休園になったことから減少していましたが、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022年度)にかけて増加しています。令和5年度(2023年度)の見込値では微増になるため、今後の延べ利用人数は令和5年度(2023年度)とほぼ横ばいの傾向にあると予測されます。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用人数	人/年度	317	336	338	340	341	342

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

見込量確保の方策

保育所等訪問支援を行う市内事業所は、令和5年度(2023年度)に新たに1か所設置され、2か所となりました。地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築できるよう、次のとおり事業所の確保を検討していきます。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	1	1	2	3	3	3

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

2-5 障害児相談支援

【見込量について】

障害児相談支援について、延べ利用人数は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、増加しています。増加している理由は、児童に必要な支援を繋げることを目的に障害児相談支援の利用促進を強化したことが考えられます。また、利用に繋がった後も事業所が児童の療育の経過や様子をモニタリングする機会を頻回に設けたことから、延べ利用人数が増加しています。

今後も障害児通所支援の利用者の増加が予測されるなかで、支援の多様化や利用者のニーズの複雑化が更に進んでいき、専門的な視点を必要とする利用者が見込まれることやサービス提供事業所・保護者・教育機関等において障害児相談支援の制度の周知が広がってきたことから、セルフプラン作成件数は減少し、障害児相談支援の延べ利用人数は増加していくと考えられます。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延べ利用人数	人/年度	1,104	1,212	1,704	1,724	1,728	1,731

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

見込量確保の方策

延べ利用人数の増加に対応できるよう、次のとおり事業所の確保に取り組む必要があります。本市では、平成30年度(2018年度)から草加市障害児相談支援等推進事業補助金を交付し、支援体制を強化しています。また、令和2年度(2020年度)から補助対象要件を緩和し、より多くの事業所が補助金を活用できるよう要綱改正を行っています。今後も様々な手法による事業所が参入しやすい環境を整えるとともにサービスの質の向上を事業者には働きかけていきます。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
草加市所在の事業所数 (必要となる事業所数)	箇所	9	11	12	13	14	14

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

2-6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【見込量について】

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児が増加しています。

令和5年(2023年)12月末現在、市内で把握している医療的ケア児数は25人で、11人の医療的ケア児等コーディネーターで支援を行っています。コーディネーター数は充足しており、計画期間においては、引き続き対象児童数の把握や必要な支援等のニーズについて、調査を行っていく予定です。

見込量確保の方策

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられるよう、次のとおり、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

本市では、平成30年度(2018年度)から市職員や市内の相談支援専門員に対し、埼玉県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促し、支援体制を強化しています。今後も研修の受講を促すとともに、医療的ケア児等コーディネーターに求められる具体的な役割を検討し、支援体制の充実を図ります。

項目	単位	実績			見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
草加市配置の医療的ケア児等コーディネーター数 (必要となる医療的ケア児等コーディネーター数)	人	6	7	11	11	11	11

※令和5年度(2023年度)は実績値+見込み値

3 その他の障がい児支援等の取組

3-1 医療的ケア児に対する取組

(1) 草加市障がい児支援協議会

令和元年度(2019年度)、「草加市障がい児支援協議会」の設置に合わせて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、この協議会を活用して、障害福祉、教育関係者等が連携を図るための協議の場とすることとしました。令和5年度(2023年度)に開催された会議では、国が示す「医療的ケアが必要な障がい児の支援の充実に向けて」を議題とし、その内容を確認し、協議を行いました。

【草加市障がい児支援協議会委員】

(敬称略)

No.	選出区分	選出団体及び役職名	氏名	役職
1	障害福祉サービス事業者	(株)萌え木ケアセンターひだまり 訪問介護管理者	すみだ かおる 隅田 薫	
2		医療法人協友会訪問看護ステーション こころ 所長	やまぐち えみこ 山口 恵美子	
3		草加市障害児通所支援事業所 連絡協議会 会員	かみむら まさや 上村 誠也	
4		草加市社会福祉事業団 生活介護事業所そよかぜの森 所長	ふかい かおる 深井 薫	
5	障害福祉関係団体等の代表者	さいたまけんじゅうしょうしんしんしょうがいじ 埼玉県重症心身障害児(者)を守る会 会長	なかした たえこ 中下 妙子	
6		さいたまけんりつそうか 埼玉県立草加かがやき特別支援学校 PTA 顧問	もりた ゆみこ 森田 由美子	
7		さいたまけんりつしがやとくべつしえんがっこう 埼玉県立越谷特別支援学校PTA 草加地区PTA	わたなべ さおり 渡辺 さおり	
8	教育関係者	さいたまけんりつそうか 埼玉県立草加かがやき特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	はまだ まさこ 浜田 正子	
9	知識経験者	ぶんきょうだいがくきょういくがくぶ 文教大学教育学部 教授	おのぎと みほ 小野里 美帆	会長
10		いっぱんしゃだんほうじんそうかやしおしいしかい 一般社団法人草加八潮医師会 会員	つちや しろう 土屋 史郎	副会長

(任期：令和4年(2022年)11月1日から令和7年(2025年)10月31日までの3年間)

(2) 医療的ケア児に対する取組と今後について

○ 各関係機関との情報共有のあり方について

医療的ケア児の実態把握のため、令和3年度(2021年度)にアンケート調査等を行いました。把握したニーズを支援に繋げるために、医療関係、医療的ケア児等コーディネーター、教育関係等の関係機関との情報共有のあり方や方法について検討します。

○ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの役割について

令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児等コーディネーター11名を配置しました。医療的ケア児に必要な支援は、配置済みのコーディネーターが保護者や関係機関と連携して調整しました。また、医療的ケア児の支援体制の充実を図るため、コーディネーターが意見交換する場を設けています。

○ 医療的ケア児をもつ保護者同士の「集いの場」等の設置の検討

令和7年度(2025年度)から児童発達支援センターあおば学園において、医療的ケア児を含む肢体不自由児の受け入れを予定しています。それに伴い、医療的ケア児を含む肢体不自由児の保護者に対し、情報共有を目的として、保護者同士の交流の場を提供します。

○ 災害等発生時の対応方法についての検討

災害等の発生に備えて、呼吸器、たん吸引器等の医療的ケア児が使用する機器の電源確保に役立つマップや福祉避難所での過ごし方を記載したしおり等の作成を検討します。

○ 医療的ケア児に係る先進的事業に取り組んでいる他自治体の情報収集

医療的ケア児に係る先進的事業に取り組んでいる他自治体へ視察等を行い、本市における医療的ケア児に対する取組について検討します。

○ 家族のレスパイトケアについて

在宅で医療的ケア児の介護をする家族の介護負担を軽減し、医療的ケア児と家族が安定した毎日を過ごせるよう、医療的ケア児に対応可能なレスパイトケアの取組について検討します。

3-2 草加市保健センター・草加市子育て支援センターの役割

本市では、地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みとともに、本市の実態等を踏まえた包括的な支援体制として、「草加市保健センター」「草加市子育て支援センター」等を設置しています。

(1) 草加市保健センターの役割

草加市保健センターでは、疾病の早期発見、早期治療及び虐待防止を含めた子育て支援を行うために、乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳7か月児、3歳3か月児)及び未熟児養育医療費の給付を行い、草加市子育て支援センター等の関係機関と連携していきます。

(2) 草加市子育て支援センターの役割

草加市子育て支援センターでは、こどものしつけや発育・発達のこと、家族のこと、児童虐待のこと等、様々な相談に応じています。相談の内容によっては他の関係機関と連携して情報提供を行っています。

■児童発達支援センター

「あおば学園」、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援

■児童発達支援 幼児から就学前までの児童対象

■放課後等デイサービス 小学1年生から小学3年生までの児童対象

■診療所(医師診察、個別療育(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)、心理相談、発達検査)

令和7年度(2025年度)から指定管理導入予定の児童発達支援センターあおば学園の指定管理者への運営移行に伴い、草加市子育て支援センターでは、市内全域の発達支援や療育の中核的(センター)役割を担っていきます。また、子育て支援センターの中核機能を強化するに当たり、児童発達支援センターあおば学園と連携し、既存の発達支援機能に加え、次の機能を果たしていくものです。

■幅広い高度な専門性に基づく発達支援と家族支援機能

■地域の障害児支援事業所に対する「スーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)」

■地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保健センターに設置していた「子育て世代包括支援センター（「にんしん出産相談室
ぽかぽか）」と子育て支援センターの「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を組織として
一体的に運営することにより、母子保健、児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への
予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援など、相談支援体制の強化を図って
いくため、令和6年度(2024年度)から子育て支援センター内にこども家庭センターを設置
します。

こども家庭センターは、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏ま
え、世帯に対する包括的な支援のための体制強化として①すべての妊産婦②子育て世帯
③こどもの包括的な「相談支援」を実施する窓口です。「支援を要する子育て世帯や妊産婦
等」の実態を把握して、生活課題を抽出・整理して必要な母子保健サービスや子育て支援
施策を確実に届けるため支援計画「サポートプラン」を作成し、体系的・包括的なマネジメ
ントを行います。

だい へん けいかく えんかつ すいしん
第5編 計画の円滑な推進

だい へん けいかく えんかつ すいしん 第5編 計画の円滑な推進

だい しょう たいせい かくりつ 第1章 体制の確立

1 ていきょうたいせい かくりつ 提供体制の確立

1-1 し みん かんけいだんたい ぎょうせい れんけい 市民や関係団体と行政との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がいのある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援等の困難な部分もあります。

障がいのある人や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの市民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

行政は関係団体との連携を図り、地域における障がいのある人への支援について総合的な調整機能の向上に努めます。

1-2 けんいきせってい こういきてき れんけい 圏域設定と広域的な連携

県では、県内10圏域を障害保健福祉圏域として設定しています。

この圏域設定において、本市は東部圏域に属します。

こうした圏域設定の中で、精神障がいのある人を利用対象とするサービスをはじめ、供給量や提供事業所の整備が進んでいないサービスについては、そのサービスの整備状況や提供の効率性等を考慮し、近接圏域を含めたサービス提供体制の構築を進めていく必要があります。

このようなことから、本市では、生活支援事業等の広域的に推進する施策を含め、障がいのある人の生活支援を強化するためのサービスを効率的、効果的に提供する体制をつくるため、県をはじめ、近隣市町とも連携を図り、調整を進めます。

だい
第1編

だい
第2編

だい
第3編

だい
第4編

だい
第5編

資料編

だい
第1章

だい
第2章

1-3 自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援等を通じた効果的なマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、相談支援事業所、サービス事業所、さらには雇用分野等の関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本市では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「草加市自立支援協議会」を設置しています。

本協議会では、相談支援事業所をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、相談者に応じた個別支援会議から持ち上げられた地域の現状・課題等の情報共有・情報発信、関係機関によるネットワーク構築が図れるよう機能の充実に努めます。

2 情報提供体制の拡充

2-1 情報提供の充実

市内及び近隣市町村の施設等の障害福祉サービス事業に関する実施意向や移行時期の情報収集に努めます。

また、事業者に対して広く情報提供を行うこと等多様な事業者の参入促進を図ります。

2-2 情報提供による事業者支援の充実

サービス提供に関して、サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会等と連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

だい しょう けいかくすいしん とりくみ 第2章 計画推進への取組

1 ぐたいてき しさく 1 具体的な施策

1-1 けんおよ きんりんしちょう れんけいきょうか 1-1 県及び近隣市町との連携強化

よりじゅうじつ たいきょう こういきてき たいおう のぞ しさく さいたまけん
より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、埼玉県
およ とうぶしょうがいほけんふくしけんいき かくじちたい ちょうせい はか こうかてき すいしん はか
及び東部障害保健福祉圏域の各自治体と調整を図り、より効果的な推進を図ります。

1-2 ちょうないかくぶもん れんけいきょうか 1-2 庁内各部門との連携強化

ちょうない けいかく ちゃくじつ こうかてき すいしん はか ちょうない かんけいかくか れんけい
庁内においては、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と連携し、
ぜんちょうてき しさくてんかい つと
全庁的な施策展開に努めます。

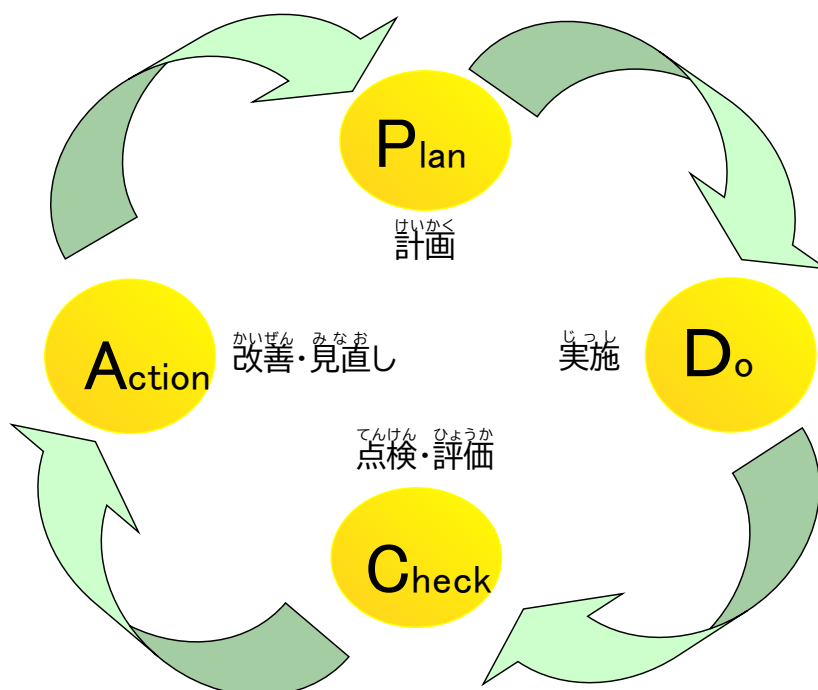
1-3 しゅうち ふきゅう 1-3 周知・普及

しみん かんけいきかん ぎょうせいとう いったい しょう しゃしさく すいしん こうほう
市民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報やホー
ムページ等に掲載し、本計画の周知及び普及を図ります。

2 てんけん ひょうかたいせい 点検・評価体制

けいかくじたい ぐたいてき
計画自体をより具体的なものとするため、また、けいかく じっし もくてき て
計画の実施がその目的に照らして効果的
であるかどうかを検証するためには、じっしじょうきょうどう てんけん ふかけつ
実施状況等の点検が不可欠となります。

そこで、まいとし そうかししょう しゃけいかくどうすいしんいんかい そうかししょう じしえんきょうぎかいどう いけん
毎年、草加市障がい者計画等推進委員会、草加市障がい児支援協議会等に意見
を聞き、けいかく しんちよくじょうきょうどう かくにんおよ ひょうか かだいじこう けんとう おこな
計画の進捗状況等の確認及び評価や課題事項の検討を行うなど、PDCAサイク
ルに基づいた施策の推進を図ります。



しりょうへん
資料編

1 計画策定経緯の概要

令和5年度 第1回草加市障がい者計画等推進検討会

日	時	令和5年(2023年)7月26日(水) 午前10時～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-B
議題	・草加市障がい者計画、草加市障がい福祉計画及び草加市障がい児福祉計画の概要について ・第三次草加市障がい者計画、第6期草加市障がい福祉計画及び第2期草加市障がい児福祉計画の実績について ・第四次草加市障がい者計画、第7期草加市障がい福祉計画及び第3期草加市障がい児福祉計画の骨子について	

令和5年度第1回草加市障がい児支援協議会

日	時	令和5年(2023年)8月1日(火) 午前10時～ 高砂コミュニティセンター 集会室
議題	・第2期草加市障がい児福祉計画の進捗状況について ・第3期草加市障がい児福祉計画の概要、骨子について ・第3期草加市障がい児福祉計画の推計値について	

令和5年度第1回草加市障がい者計画等推進委員会

日	時	令和5年(2023年)8月10日(木) 午後7時～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-A
議題	・第四次草加市障がい者計画、第7期草加市障がい福祉計画の骨子について	

令和5年度第2回草加市障がい者計画等推進検討会

日	時	令和5年(2023年)9月28日(木) 午前10時～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-B
議題	・第四次草加市障がい者計画素案について ・第7期草加市障がい福祉計画素案について ・第3期草加市障がい児福祉計画素案について	

令和5年度第2回草加市障がい児支援協議会

日	時	令和5年(2023年)10月2日(月) 午前10時～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-B
議題	・第3期草加市障がい児福祉計画の素案について	

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

■令和5年度第2回草加市障がい者計画等推進委員会

日	時	令和5年(2020年)10月19日(木) 午後3時30分～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-B
議題		・第四次草加市障がい者計画素案、第7期草加市障がい福祉計画素案について

■令和5年度第3回草加市障がい者計画等推進検討会

日	時	令和6年(2024年)2月8日(木) 午前10時～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-B
議題		・第四次草加市障がい者計画(案)について ・第7期草加市障がい福祉計画(案)について ・第3期草加市障がい児福祉計画(案)について

■令和5年度第3回草加市障がい児支援協議会

日	時	令和6年(2024年)2月13日(火) 午前10時～ 高砂コミュニティセンター 集会室
議題		・第3期草加市障がい児福祉計画(案)について

■令和5年度第3回草加市障がい者計画等推進委員会

日	時	令和6年(2024年)2月14日(水) 午後2時～ 草加市役所本庁舎 7階 会議室7-B
議題		・第四次草加市障がい者計画(案)及び第7期草加市障がい福祉計画(案)について

2 草加市障がい者計画等推進委員会設置要綱

令和5年5月11日

(設置)

第1条 本市の障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画を策定するに当たり、市民等とこれらの計画の策定を行うとともに、障がい者施策の推進を図るため、草加市障がい者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく草加市障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく草加市障がい福祉計画（次号において「計画」という。）の素案の策定に関すること。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の進捗に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 障害者団体等から推薦を受けた代表者
- (4) 障害者団体等から推薦を受けた障害者
- (5) 雇用関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、その所掌事務に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

また、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部 障がい福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定(第4条の改正規定に限る。)は、令和7年7月1日から施行し、同日以後の委嘱又は任命に係る委員の任期について適用する。

(委員の任期の特例)

2 施行日から令和7年6月30日までの間、第4条中「3年」とあるのは「2年」とする。

(草加市障害者施策協議会設置要綱の一部改正)

3 草加市障害者施策協議会設置要綱(平成15年告示第84号)の一部を次のように改正する。
第2条 各号を次のように改める。

(1) 障がい者施策に関し必要な意見を述べ、又は助言を行うこと。

(2) その他障がい者施策の推進に関すること。

第4条中「2年」を「3年」に改める。

3 草加市 障がい者計画等推進委員会委員名簿

やくしよく 役職	し 氏 名	せんしゅつくぶん 選出区分	せんしゅつだんたい 選出団体
いいんちょう 委員長	ひらの まさあき 平野 方紹	ちしきけいけんしゃ 知識経験者	こじんすいせん 個人推薦
	つちや しろう 土屋 史郎	ちしきけいけんしゃ 知識経験者	いっぱんしゃだんほうじん 一般社団法人 そうかやしおいしかい 草加八潮医師会
	くりはら ひろし 栗原 浩	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 さいたまけんしゃかいふくし じぎょうだん 埼玉県社会福祉事業団
ふくいんちょう 副委員長	たけしろ みつひろ 竹城 満博	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 そうかししゃかいふくし じぎょうだん 草加市社会福祉事業団
	あらい さとし 新井 諭	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 そうかししゃかいふくしきょうぎかい 草加市社会福祉協議会
	す わ たいき 諏訪 大樹	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者	いりょうほうじんしゃだんけいえいかい 医療法人社団慶栄会
	おがわ いずみ 小川 泉	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者	しゃかいふくしほうじん こうようかい 社会福祉法人 光陽会
	なかむら まり 中村 麻里	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者	しゃかいふくしほうじん ふくしがくだん 社会福祉法人 福祉楽団
	たむら みちこ 田村 道子	しょう しゃだんたいだいひょうしゃ 障がい者団体代表者	そうかこうよういくせいかい 草加光陽育成会
	たせい ミツエ 田制 ミツエ	しょう しゃだんたいだいひょうしゃ 障がい者団体代表者	そうかしせいしんしょう しゃかぞくかい 草加市精神 障がい者家族会 そーかれすと
	なかした たえこ 中下 妙子	しょう しゃだんたいすいせんしゃ 障がい者団体推薦者	さいたまけんじゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ 埼玉県 重症心身障害児（者）を まも かい 守る会
	あおき たかし 青木 喬	しょう しゃだんたいすいせんしゃ 障がい者団体推薦者	そうかししんたいしょう しゃふくしきょうかい 草加市身体 障がい者福祉協会
	かとう そういち 加藤 聡一	こようかんけいしゃ 雇用関係者	そうか しちようかくしょうがいしゃきょうかい 草加市聴覚障害者協会
	はせがわ よしつぐ 長谷川 義貢	こようかんけいしゃ 雇用関係者	そうかししょうこうかいぎしょ 草加商工会議所
	こばやし のりゆき 小林 紀之	ふくし じぎょうしゃ 福祉サービス事業者 こようかんけいしゃ 雇用関係者	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 そうかししゃかいふくし じぎょうだん 草加市社会福祉事業団 しょうがいしゃそうごうしえん (障害者総合支援センター)

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

4 草加市 障がい者計画等推進検討会設置要綱

令和5年6月13日

(設置)

第1条 草加市 障がい者計画、草加市 障がい福祉計画及び草加市 障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、市内の関係課室で組織する草加市 障がい者計画等推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関し、草加市 障がい者計画等推進委員会設置要綱（令和5年告示第435号）に規定する草加市 障がい者計画等推進委員会に提示する資料を作成すること。
- (2) 障がい児（者）の施策に係る調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 障がい児（者）の施策に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他計画の策定及び計画に係る取組の進捗管理に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、障がい福祉課長及び子育て支援課長並びに危機管理課、総合政策課、みんなでまちづくり課、産業振興課、文化観光課、福祉政策課、長寿支援課、介護保険課、健康づくり課、子ども育成課、子育て支援センター、保育課、交通対策課、都市計画課、道路整備課、総務企画課、教育支援室、学校施設課及び生涯学習課に属する職員（原則として課長補佐又は主幹級以上の職員）のうち所屬長が指名する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、障がい福祉課長をもって充てる。
- 3 副会長は、子育て支援課長をもって充てる。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討会は、その所掌事務に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部 障がい福祉課及び子ども未来部子育て支援課において処理する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

5 草加市 障がい者計画等推進検討会委員名簿

やく しょく 役 職	しょ ぞく 所 属	しょく めい 職 名	し めい 氏 名
かいちよう 会 長	しょう ぶくし か 障がい福祉課	かちよう 課長	ながほり なおと 長堀 直人
ぶくかいちよう 副会 長	こそだ しえん か 子育て支援課	かちよう 課長	にしかわ やすぶみ 西川 恭文
いいん 委員	き き かんり か 危機管理課	かちよう ほ さ 課長補佐	はまの まさのぶ 浜野 正靖
いいん 委員	そうごうせいさく か 総合政策課	しゅさ 主査	ほりごめ としき 堀込 俊樹
いいん 委員	みんなでまちづくり 課	かちよう ほ さ 課長補佐	やまざし りょう 山岸 亮
いいん 委員	さんぎようしんこう か 産業振興課	かちよう ほ さ 課長補佐	よしだ みちひろ 吉田 倫洋
いいん 委員	ぶんかかんこう か 文化観光課	かちよう ほ さ けん かんこうこうりゅうかかりちよう 課長補佐(兼)観光交流係 長	すぎた のりひと 杉田 典人
いいん 委員	ぶくしせいさく か 福祉政策課	かちよう ほ さ 課長補佐	ひろかわ すみよ 廣川 純代
いいん 委員	ちようじゅしえん か 長寿支援課	かちよう ほ さ 課長補佐	と が さき のりお 戸賀崎 格男
いいん 委員	かいごほけん か 介護保険課	かちよう ほ さ けん けいかく しどうかかりちよう 課長補佐(兼)計画・指導係 長	からさわ えみ 唐澤 恵美
いいん 委員	けんこうづくり 課	かちよう ほ さ 課長補佐	こばやし えみ こ 小林 恵美子
いいん 委員	こ ども いくせい か 子ども育成課	かちよう ほ さ 課長補佐	みやかわ こうじ 宮川 幸治
いいん 委員	こそだ しえん 子育て支援センター	ぶくしちよう 副所長	いちかわ ゆ か 市川 由香
いいん 委員	ほいく か 保育課	しゅかん けん ほいくかかりちよう 主幹(兼)保育係 長	ますだ ゆ み 益田 由美
いいん 委員	こうつうたいさく か 交通対策課	かちよう ほ さ けん こうつうあんぜんかかりちよう 課長補佐(兼)交通安全係 長	しばた おさむ 柴田 修
いいん 委員	とし けいかく か 都市計画課	しゅかん けん ちようせいかりちよう 主幹(兼)調整係 長	のぐち まさひと 野口 雅仁
いいん 委員	どうろせいび か 道路整備課	ぶくさんじ けん かちよう ほ さ 副参事(兼)課長補佐	ふじた こういち 藤田 好一
いいん 委員	そうむきかく か 総務企画課	かちよう ほ さ 課長補佐	こせき たかし 小関 隆志
いいん 委員	きょういくしえんしつ 教育支援室	しつちよう 室長	しのざき みつひろ 篠崎 光浩
いいん 委員	がっこうしせつ か 学校施設課	かちよう ほ さ 課長補佐	しもやま けんいち 霜山 研一
いいん 委員	しょうがいがくしゅう か 生涯学習課	かちよう ほ さ けん ぶんかざい ほ ご かかりちよう 課長補佐(兼)文化財保護係 長	よしだ しゅんじ 吉田 俊仁

6 草加市障がい児支援協議会設置要綱

令和元年9月3日

(設置)

第1条 草加市障がい児福祉計画に基づく障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するため、及び本市における障がい児に対する支援の在り方、障がい児福祉に係る関係者の連携について協議等を行うため、草加市障がい児支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 草加市障がい児福祉計画の策定に係る専門的事項の検討、調査及び研究に関すること。
- 草加市障がい児福祉計画の進捗管理に関すること。
- 障がい児施策の推進に関し必要な意見を述べ、又は助言を行うこと。
- 障がい児に対する支援の在り方に関すること。
- 障がい児福祉に係る関係者の連携及び支援体制に関すること。
- その他障がい児の支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 障害福祉サービス事業者
- 障害福祉関係団体等の代表者
- 教育関係者
- 知識経験者
- その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

2 協議会^{きょうぎかい}は、委員^{いいん}の過半数^{かはんすう}が出席^{しゅっせき}しなければ会議^{かいぎ}を開く^{ひら}ことができない。

(関係職員^{かんけいしよくいん}の出席^{しゅっせき})

第7条^{だい じょう} 協議会^{きょうぎかい}は、必要^{ひつよう}があると認め^{みと}たときは、関係職員^{かんけいしよくいん}の出席^{しゅっせき}を求め^{もと}、説明^{せつめい}又は意見^{いけん}を求め^{もと}ることができる。

(守秘義務^{しゅひぎむ})

第8条^{だい じょう} 協議会^{きょうぎかい}の関係者^{かんけいしゃ}は、業務上^{ぎょうむじょう}知り得^えた秘密^{ひみつ}を漏^もらしてはならない。その職^{しよく}を退^{しりぞ}いた後^{のち}も、同様^{どうよう}とする。

(庶務^{しよむ})

第9条^{だい じょう} 協議会^{きょうぎかい}の庶務^{しよむ}は、子ども未来部^{こどもみらいぶ}子育て支援課^{こそだしえんか}において処理^{しより}する。

(委任^{いにん})

第10条^{だい じょう} この要綱^{ようこう}に定めるもの^{さだ}のほか、協議会^{きょうぎかい}の運営^{うんえい}について必要^{ひつよう}な事項^{じこう}は、会長^{かいちょう}が協議会^{きょうぎかい}に諮^{はか}つて定める。

附 則^{ふ そく}

(施行期日^{せこうきじつ})

1 この要綱^{ようこう}は、令和元年^{れいわがねん}10月^{がつ}1日^{にち}から施行^{せこう}する。

(準備行為^{じゅんびこうい})

2 第3条^{だい じょう}の規定^{きてい}による協議会^{きょうぎかい}の委員^{いいん}の委嘱^{いしよく}に関し必要^{かん}な行為^{ひつよう}は、この要綱^{こうい}の施行^{ようこう}の日^{せこう}前^{にちまえ}においても、同条^{どうじょう}の規定^{きてい}の例^{れい}により行^{おこな}うことができる。

7 草加市 障がい児支援協議会委員名簿

No.	選出区分	選出団体及び役職名	氏名	役職
1	障害福祉サービス 事業者	(株)萌え木ケアセンターひだまり 訪問介護管理者	すみだ かおる 隅田 薫	
2		医療法人協友会訪問看護ステーション こころ 所長	やまぐち えみこ 山口 恵美子	
3		草加市障害児通所支援事業所 連絡協議会 会員	かみむら まさや 上村 誠也	
4		草加市社会福祉事業団 生活介護事業所そよかぜの森 所長	ふかい かおる 深井 薫	
5	障害福祉関係 団体等の代表者	埼玉県重症心身障害児(者)を 守る会 会長	なかした たえこ 中下 妙子	
6		埼玉県立草加かがやき特別支援学校 PTA 顧問	もりた ゆみこ 森田 由美子	
7		埼玉県立越谷特別支援学校PTA 草加地区PTA	わたなべ 渡辺 さおり	
8		埼玉県立草加かがやき特別支援学校 特別支援教育コーディネーター	はまだ まさこ 浜田 正子	
9	教育関係者	文教大学教育学部 教授	おのざと みほ 小野里 美帆	かいちょう 会長
10	知識経験者	一般社団法人草加八潮医師会 会員	つちや しろう 土屋 史郎	ふくかいちょう 副会長

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

資料編

8 ようご かいせつ 用語の解説

【あ行】

○一般就労

通常^{つうじょう}の雇用形態^{こようけいたい}のことで、企業^{きぎょう}との間^{あいだ}に雇用契約^{こようけいやく}を結び、常用労働者^{じょうようろうどうしゃ}として各種^{かくしゅ}の労働^{ろうどう}関係法^{かんけいほう}のもとで賃金^{ちんぎん}の支払^{しはらい}を受ける就労形態^{しゅうろうけいたい}のことをいう。「福祉的就労^{ふくしてきしゅうろう}」に対する用語^{ようご}として使用^{しよう}される。

○医療的ケア児

人工呼吸器^{じんこうこきゅうき}や胃ろう^{いろう}等^{とう}を使用^{しよう}し、たんの吸引^{きゅういん}や経管栄養^{けいかんえいようとう}等の医療的ケア^{いりようてき}が日常的^{にちじょうてき}に必要な児童^{ひつよう}

○医療的ケア児等コーディネーター

障害者総合支援法^{しょうがいしゃそうごうしえんぽうだい}第78条^{じゅうだいい}第2項^{こう}に規定^{きてい}する地域生活支援事業^{ちいきせいかつしえんじぎょう}として行^{おこな}われる研修^{けんしゅう}又はこれに準^{じゆん}ずるものとして都道府県知事^{とどうふけんちじ}が認^{みと}める研修過程^{けんしゅうかてい}を修了^{しゅうりよう}した者^{もの}で、医療的ケア児^{いりようてき}の支援^{しえん}を総合的^{そうごうてき}に調整^{ちようせい}する者^{もの}のことをいう。

○インクルーシブ教育システム

障がい^{しょうがい}者が精神的^{しんせいてき}及び身体的^{しんたいてき}な能力^{のうりよく}等を可能な最大限度^{かのうさいだいげんど}まで発達^{はったつ}させ、自由な社会^{じゆうしゃかい}に効果的^{こうかてき}に参加^{さんか}することを可能^{かのう}とするための、障がいのある人^{しょうがいのひと}と障がいのない人^{しょうがいのないひと}が共に学^{まな}ば仕組^しみをいう。

【か行】

○介護給付

障害福祉サービス^{しょうがいふくし}中^{ちゆう}、該当^{がいとう}するサービスは9種類^{しゅるい}あり、居宅介護^{きょたくかいご}、重度訪問介護^{じゅうどほうもんかいご}、同行援護^{どうこうえんご}、行動援護^{こうどうえんご}、療養介護^{りょうようかいご}、生活介護^{せいかつかいご}、短期入所^{たんきにゅうしょ}、重度障害者等^{じゅうどしょうがいしゃとう}包括支援^{ほうかつしえんおよ}及び施設入所支援^{しせつにゅうしょしえん}のことをいう。

○訓練等給付

障害福祉サービス^{しょうがいふくし}中^{ちゆう}、該当^{がいとう}するサービスは7種類^{しゅるい}あり、自立訓練^{じりつくねん}（機能訓練^{きのうくねん}・生活訓練^{せいかつくねん}）、就労選択支援^{しゅうろうせんたくしえん}、就労移行支援^{しゅうろういこうしえん}、就労継続支援^{しゅうろうけいぞくしえん}、就労定着支援^{しゅうろうていちゃくしえん}、自立生活援助^{じりつせいかつえんじょ}及び共同生活援助^{きょうどうせいかつえんじょ}のことをいう。

○計画相談支援給付費

障がい者等^{しょうがいしゃとう}が、市町村長^{しちやうそんちやう}が指定^{してい}する指定特定相談支援事業^{していとくていそうだんしえんじぎょう}者^{しゃ}から指定計画相談支援^{していけいかくそうだんしえん}を受け、た場合^{ばあい}に要^{よう}した費用^{ひよう}が市町村^{しちやうそん}から支給^{しきゅう}されるものをいう。

○権利擁護

障がい等^{しょうがいとう}により判断能力^{はんだんのうりよく}が不十分^{ふじゅうぶん}で、自らの意思^{みずか}を伝えることが難しい人^{いし}に代わって、援助者^{えんじょ}が代理^{だいり}としてその権利^{けんり}やニーズの獲得^{かくとく}を行^{おこな}うことをいう。

○言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする専門職

○高次脳機能障がい

日常生活を営むために日々行っている思考、言語活動、記憶、学習、行為、注意等の大脳の中でも高次な働きに障がいが生じた状態のことをいう。脳血管疾患や脳腫瘍、交通事故等で脳が損傷されることによって起きるとされている。

○合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮のことをいう。

具体的には、段差がある場合に、車いす利用者の同意を得た上で、キャスター上げ等の補助を行うことや、筆談、読み上げ、手話等のコミュニケーション手段を用いること等が挙げられる。

【さ行】

○作業療法士

作業療法士とは、日常で必要となる「食事」「洗顔」「料理」「字を書く」などの応用的動作能力や、地域活動への参加、就学・就労といった社会的適応能力の維持・改善を目的に、リハビリテーションを行う専門職

○児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援等の地域支援を実施する場

○児童福祉法

次世代を担うこどもの健全育成を図るため、こどもの健全育成を国民の責務とし、国や地方公共団体も同時に責任をもつこととされ、子育てに関する支援や虐待等に関する対応策、障がい児に関する支援等について定めた法律

○社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって規定された国家資格。社会福祉士の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体的、精神的な障がいや環境上の理由で日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職

○重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児のことをいう。

○手話通訳者

福祉事務所等の公的機関に置かれ、重度の聴覚・言語障がいのある人と関係機関との意思伝達を手話で通訳する人のことをいう。

○障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に示すもの。市町村がサービスや量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6まであり、介護給付のみに区分を適用し、訓練等給付については適用されない。

○障害児通所支援

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の総称

○障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の福祉を推進することを目的とする法律

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律

○障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

身体障がい者又は知的障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障がい者と障がい者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がい者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律

○障がい者週間

障害者基本法第9条に定められている、毎年12月3日から9日までの1週間を「障がい者週間」という。国、地方公共団体、関係団体等が連携して障がいと障がいのある人についての正しい理解と認識を深めつつ、障がいのある人の福祉の推進を図るための取り組みを実施する期間

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

○障害者優先調達促進法

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律

○障害福祉サービス

障害福祉サービスには、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付の二つのサービスがある。また、これ以外のサービスとして市が行う地域生活支援事業がある。

○障害保健福祉圏域

広域的な対応を必要とするものについては、都道府県が定める障害保健福祉圏域で調整することとされている。本市は、春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の6市1町で構成する東部障害保健福祉圏域に属している。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律

○自立支援医療（更生医療）

身体に障がいのある人が、障がいの程度を軽減若しくは除去するために行う医療費の軽減を図る制度

○自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る制度

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されている。

○身体障害者補助犬

身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬

○精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。障がいの程度によって、1級から3級まで区分されている。

○精神保健福祉士

精神保健福祉士法によって規定された国家資格。精神保健福祉士の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて登録を受け、精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職

○成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにすること等、これらの人を不利益から守る制度

○セルフプラン

相談支援事業者以外の人で、本人や家族、支援者等、サービスの調整ができる人が作成する支援利用計画書のこと

○草加市子どもプラン

全てのこどもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するための計画。次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として、また、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、位置付けられる。

○草加市障がい児支援協議会

草加市障がい児福祉計画の策定に係る検討や進捗管理、障がい児支援に係る課題の共有等を行うために設置されたもの。このほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、障害福祉、教育関係者等が連携を図るための協議を行う。

○草加市障がい者計画等推進委員会

草加市障がい者計画及び草加市障がい福祉計画策定に係る検討や進捗管理等を行うために設置されたもの。その他、計画に係る評価、見直し等の協議を行う。

○草加市障がい者就労支援センター

障がいのある人の就労について、相談とサポートを行う。就職準備・就職活動・職場定着・就労継続等を支援することを目的としている。

○草加市自立支援協議会

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組み。本市では、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するとともに、障害者差別解消法に規定する障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために設置する。

【た 行】

○地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者及びその保護者の状況に応じて、創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うもの

・Ⅱ型

地域において就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、自立と生きがいを高めることを目的に、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供する事業

・Ⅲ型サービス向上型A・B型事業

通所する地域の障がいのある人の特性に応じて生活訓練、作業訓練その他必要な支援を行う事業

・Ⅲ型サービス向上型C型事業

精神保健福祉士を配置し、通所する地域の障がい者に生活訓練及び作業訓練等必要な支援を行う事業

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す社会

○地域生活支援事業

障害者総合支援法により市町村の実情に合わせて実施することが義務付けられているもので、障がいのある人の地域での日常生活又は社会生活の営みを支援する事業。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が必須事業とされている。

○地域相談支援給付費

地域相談支援給付費の給付決定を受けた障がい者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときに、それに要した費用が市町村から支給されるもの

○通級指導教室

通常学級に在籍している言葉・聞こえに課題のある児童・生徒、発達・情緒に課題のある児童・生徒に対して、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行い、一部の授業を通常とは別の障がいに応じた教室で行う制度

○てんかん

脳の全体ないし一部が過剰な電気活動を起こす性質を持つことで、てんかん発作が繰り返し起きる脳の慢性的病気

○点訳奉仕員

印刷された文字や手書きの文字を点字に改めることを点訳という。点訳奉仕員とは、所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚に障がいのある人のために点字の書籍や文書を作成する人

○東部障がい者就業・生活支援センター

障がいのある人に対して、就業と就業に伴う生活をサポートする。近隣の施設、就労支援関係機関等と連携し、就業前訓練の場の提供や就業アセスメントを実施し、職業適性を見極めながら就業へのサポートを行う。

○特別支援学級

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置くことのできる学級のことをいう。

○特別支援学校

障がいにより学習上・生活上の困難がある児童及び生徒に対して、特別支援教育の理念にのっとった教育を行う学校のことをいう。

○特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため適切な教育的支援を行うことを目的とした教育のことをいう。

【な行】

○難病

発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

○ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常社会であるとする考え方

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用等における障壁の除去も必要であるとされている。

○福祉的就労

一般就労の困難な障がいのある人が、各種障害福祉サービス事業所等で訓練等を受けながら作業を行うことをいう。

○補装具

身体に障がいのある人の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、盲人安全つえ、補聴器、義肢、車いす等がある。

【ま行】

○モニタリング

計画相談支援又は障害児相談支援において、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうか、適切な期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の見直し等を行うこと。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を旨としたもの

○要約筆記者

要約筆記により、聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人のコミュニケーションを支援する人をいう。

【ら行】

○理学療法士

理学療法士はケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職

○療育手帳

知的障がいのある人に対して各種の支援を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。障がいの程度によって、④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階に区分されている。

○臨床心理士

人々が抱える心の問題に寄り添い、臨床心理学にもとづく知識と技術による問題解決に向けたアプローチで「自分らしく生きる」ことができるよう支援する専門職

○レスパイト

障がいのある人の親や家族を一時的に障がい者(児)の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒やし、休息できるようにすることをいう。

○朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がいのある人のために声の図書の作成や対面朗読等をする人をいう。

だいよ じ そう か し しょう しゃけいかく
第四次草加市 障がい者計画

だい き そう か し しょう ふくしけいかく
第7期草加市 障がい福祉計画

だい き そう か し しょう じ ふくしけいかく
第3期草加市 障がい児福祉計画

そう か し けん こう ふく し ぶ しょう ふく し か
草加市健康福祉部 障がい福祉課

そう か し こ みらい ぶ こ そ だ し え ん か
草加市子ども未来部子育て支援課

〒340-8550 さいたまけん そう か し たかさごいちちようめ ばん ごう
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

でんわ だい
電話 048-922-0151(代)

F A X しょう ふく し か
048-922-1153 (障がい福祉課)

こ そ だ し え ん か
048-922-3274 (子育て支援課)

E-mail shogaifukusi@city.soka.saitama.jp
sienka@city.soka.saitama.jp

<http://www.city.soka.saitama.jp/index.html>
<http://www.soka-bokkurun.com>
